

短期大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 2 2 年 6 月

高知短期大学

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	短期大学の目的	4
基準 2	教育研究組織（実施体制）	7
基準 3	教員及び教育支援者	12
基準 4	学生の受入	21
基準 5	教育内容及び方法	28
基準 6	教育の成果	49
基準 7	学生支援等	59
基準 8	施設・設備	66
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	72
基準10	財務	79
基準11	管理運営	84

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 短期大学名 高知短期大学
- (2) 所在地 高知県高知市永国寺町5番15号
- (3) 学科等の構成

学科：社会科学科第二部

専攻科：応用社会科学専攻第二部

- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学科269人，専攻科12人

専任教員数：13人

助手数：0人

2 特徴

【建学の精神】

本学は、昭和26～27年にかけて開講された高知女子大学主催の公開講座がきっかけとなり、それを受講した勉学意欲の高い県民による、熱心な夜間大学設立運動によって開設された。県議会に提出された「働きながら学べる夜間大学の設立を」という県民の請願書には、本学の建学の理念と設立の意義が明確に表現されている。すなわち、「日本の興隆と民主化促進のためには、地方教育文化の発展が必須の要件でありながら、これに対する施設が少なく、特に働く者を対象として、最終教育部門がないために、地方産業を担うべき有為の青年が都心にあこがれ、地方はますますすたれていくという傾向が見られるのであります。ここに私たち青年の念願として、正規の夜間大学の設置を敢えて請願する所以であります」。

この請願を県議会は全会一致で採択し、県は設置認可申請を文部省に提出した。その申請には、本学の「目的及び使命」を「本短期大学は、主として勤労者を対象として、社会科学に重点を置く一般的な大学教育を施し、よき社会人を育成するとともに地方文化の向上を図るをもって目的とする」とあり、高知という地域に根ざした、働く者の高等教育機関という、本学建学の精神が明確に示されている。

【沿革】

本学は、昭和28年4月、社会科学科第二部、二年制、男女共学（入学定員60名）の短期大学として始まった。

昭和40年度には、本学志願者の増大に対応するために入学定員を60名から120名に改定した。その後も志願者は増え続け、勤労者が入学しにくい状況が生まれてきた。このため、昭和61年度入試から定時制高校を対象とする

推薦入試制度を、62年度からは通信制高校を対象とする推薦入試を導入し、さらに同年度から社会人を対象とする特別入学制度を採用し、勤労者・社会人の進学機会を広げる措置をとった。

平成に入ると、18歳人口の減少に加え、高校新卒者の進学率上昇・就職率低下などの要因から本学への志願者が減少をはじめ、平成6年度には200名を切るようになった。志願者確保が大きな課題となり、平成7年度から全日制の職業学科を対象とする推薦入試制度を、平成13年度からは全日制普通科を対象とする推薦入試制度を導入し、学習意欲を持つ高校新卒者に対して新たな入試機会を提供することとした。また勤務条件や雇用形態が多様化する中で、少しでも多くの勤労者・社会人が大学で学ぶことができるように、平成16年度には長期履修学生制度を導入した。

また平成10年度には大幅なカリキュラム改革を実施した。①学生層や社会的ニーズの変化や多様化、②本学教職課程廃止と専攻科新設、③短期大学設置基準の大綱化・弾力化への対応などを主な目的としていた。法学と経済学を中心とした専門教育科目に、総合的・学際的領域を扱う科目群を設け、法学系、経済・経営系、総合社会系の3つの系列に専門科目を編成した。

本学は、開学間もない昭和31年、短大卒業生を対象とした教職課程（中学校社会科教諭2種免許）を開設し、勤労者・社会人が教職に就く道を提供してきた。設置者の意向により平成9年度末に廃止されたが、それに替わって平成10年度、継続的な学習要求に応えるために、専攻科第二部（応用社会科学専攻）が開設された。地域政策と社会実務を教育の2つの柱とし、問題を実践的に解決し、処理していく社会科学の実践的な力量を身に付ける教育課程として位置づけられた。

本学の学生は開学当時の公務員を中心とする若年勤労者を中心とする状況から、不安定雇用層や職を持たない層を含み、年齢も新規学卒者から退職者まで含む学生へと変化してきているが、勤労者をはじめとする多様な学生を対象としている点で全国的にも貴重な高等教育機関として機能している。

昨年度末までに社会科学科卒業生は5,106名、専攻科修了生は88名、教職課程修了生は652名となり、多くは県内の様々な領域で活躍している。

Ⅱ 目的

（１）高知短期大学の目的

高知短期大学は夜間大学設置という高知県民の強い熱意と要望に応えるために設立され、学則で本学の目的を以下のように定めている。

- ・ 高知短期大学（以下「本学」という。）は、社会科学を中心にした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与することを目的とする（学則第１条）

勤労者をはじめとする多様な学生に教育機会を提供する短期大学

設立の経緯から明らかなように、働く者に学ぶ機会を提供することによって、地方文化の向上に独自の役割を果たすという点に本学建学の精神がある。設立以来、県下で唯一、夜間に学べる高等教育機関として独自の役割を果たしてきた。「大学全入時代」を迎えた今日においても、夜間に学べる高等教育機関の果たすべき役割は、変化しつつも一層重要になってきている。従来、本学の入学生として多かった高校新卒の定職をもつ若年勤労者は減少してきているが、短大をステップに４年制大学への編入学などの新たな進路を模索する不安定就労の若年層や、社会人としての経験を踏まえ強い学ぶ意欲をもつ退職者層を含む中高年層が増大してきている。こうした層はいずれも経済的な事情などから既存の高等教育機関では学ぶ機会を得ることが困難な層である。本学は学ぶ意欲を重視し、若年層から中高年層まで、幅広い年代の、多様な経験を持つ学生に高等教育機会を提供するという独自の役割を果たしており、成熟した高齢化社会を迎え、知の役割が飛躍的に重要となってきた現代において、建学の精神を受け継ぎ、発展させているものである。

ユニバーサル・アクセスの一翼を担う短期大学

以上の理念は、「誰でもがいつでも自らの選択により適切に学ぶ機会が整備された高等教育」、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現にあるということもできる。「ユニバーサル・アクセス」は１つの大学で実現しうるものではないが、本学は夜間教育の機会を提供することによって、また高等教育への最初のステップとして２年間という学びやすい教育機会を提供することによって、高知県における「ユニバーサル・アクセス」の実現に、不可欠の一翼を担うものである。誰でも、学びたい意欲を持つ学生に学ぶ機会を提供すること、そのために、学ぶ側の条件に合わせた教育機会を提供し、高等教育への「ユニバーサル・アクセス」の一環として積極的な役割を果たそうとするものである。

現在、社会科学科第二部と専攻科第二部応用社会科学専攻が設置され、それぞれ、学則に定める目的と建学の精神を実現するために以下の理念と目的を掲げている。

（２）社会科学科第二部の理念と目的

「高知短期大学社会科学科の理念・目的を定める規程」において社会科学科の理念と目的を以下のように定めている。

（理念）

- ・ 社会科学の研究、教育を通じて、地域の文化や地域社会の発展と向上に寄与し、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、将来の地域社会を主体的に担うことができる人材を養成する。

（目的）

- 1 豊かな教養を身につけるための基礎的な学力を養成する。
- 2 社会科学の専門的な力量を養成する。
- 3 地域社会の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。

地域の担い手として必要な基礎的な力量養成

本学は上記の理念において教育対象を「勤労者をはじめとする多様な学生」と明確にし、教育の目的として、豊かな教養と社会科学の専門的な力量を持ち、地域社会の発展を主体的に担う人材を養成するものとしている。

そのために基礎教育科目において、現代社会を主体的に切り開く担い手として必要な基礎的能力を形成するために、広い視野と教養を身に付け、コミュニケーション能力を豊かにし、生涯にわたる自己教育力を育成するものとし、専門教育においては、法学と経済学を中心に社会科学の基礎的な力量を形成し、地域社会の創造的な担い手を育成するために、現代社会が抱える様々な問題を発見し、その問題を解決するための基礎的な能力を養成し、持続可能な地域社会の発展に寄与する産業や事業、地域の行政や法務、地域づくりに関わる担い手を育成するものとしている。既に職を持つ者も、新たに職を得ようとする者も、さらに進学しようとする者も、いずれも学生として相互に刺激を与え合いながら、基礎的な力量を向上させている。

学び続ける意欲と能力の養成

上記の教育目的を実現するという場合、2年間の夜間教育という限られた教育機会を通じて実現する、より具体的な目標として重視していることは、短大教育を通じて、卒業後も独学で、あるいは様々な教育機会を利用して、学び続ける意欲とそのための能力を形成するという点である。実際、多くの学生が継続的な学習意欲を持ち、卒業後も4年制大学への編入学や本学専攻科への進学、さらに放送大学を活用するなど、多様な方法で学び続けている。

(3) 専攻科第二部応用社会科学専攻の理念・目的

「高知短期大学専攻科応用社会科学専攻の理念・目的を定める規程」において専攻科の理念と目的を以下のよう定めている。

(理念)

- ・ 社会科学の研究、教育を通じて、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、これまでの社会科学の学習を基礎に、より深く学ぶ場を提供し、専門領域の実践的な力量を身につけた人材を養成する。

(目的)

- 1 現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材を養成する。
- 2 地域社会の創造的な担い手を養成する。

短大などを卒業した後も学び続けたいという、勤労者をはじめとする学習ニーズは強く存在している。にもかかわらず、それに対応した教育機会は限られている。本学専攻科第二部はこうした要求に応えるために、より深い学びの場として設置されたものである。

より深く、より実践的な社会科学の力量養成

地域社会を取り巻く状況は急激に変化している。その中で持続可能な社会を実現するために必要な、より実践的な力量を養うことを目的とし、地域の産業や事業、行政や法務、地域づくりの現場で生じている問題に向き合い、解決していくために必要な政策立案の基礎的な能力を養成していこうというものである。1年間という短期の教育課程だが、徹底した少人数教育を通じて、学生が主体的に学ぶ力を向上させていくことを目標としている。多くの修了生は職場や地域でその力量を活かすとともに、さらに継続した学習・研究を進めている。

以上、本学は夜間の高等教育機関として、今後も独自の役割を果たしていくことを目指し、積極的な取り組みを進めていくつもりである。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学では、短期大学の目的を学則第 1 条において明確に定めている（資料 1-1-①-1）。また、短期大学設置基準の一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）に伴い、勤労者・社会人教育という本学の建学の理念に立脚しながら、今日の時代に即応し、本学の目的を一層明確にするために、平成 20 年度には「高知短期大学社会科学科の理念・目的」及び「高知短期大学専攻科応用社会科学専攻の理念・目的」を定めた（資料 1-1-①-2）。

資料 1-1-①-1：短期大学の目的

高知短期大学学則

第 1 章総則

(目的)

第 1 条 高知短期大学（以下「本学」という。）は、社会科学を中心にした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-2：高知短期大学社会科学科及び専攻科の理念・目的

高知短期大学社会科学科の理念・目的を定める規程

(理念)

第 1 条 高知短期大学社会科学科は、高知短期大学学則第 1 条に定める目的を達成するため、次のような理念の下に設置される。

社会科学の研究、教育を通じて、地域の文化や地域社会の発展と向上に寄与し、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、将来の地域社会を主体的に担うことができる人材を養成する。

(目的)

第 2 条 高知短期大学社会科学科は、第 1 条の理念の下、次のような目的を達成するために研究、教育を行う。

- 1 豊かな教養を身につけるための基礎的な学力を養成する。
- 2 社会科学の専門的な力量を養成する。
- 3 地域社会の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。

高知短期大学専攻科応用社会科学専攻の理念・目的を定める規程

(理念)

第1条 高知短期大学専攻科応用社会科学専攻は、高知短期大学学則第1条に定める目的を達成するために、次のような理念の下に設置される。

社会科学の研究、教育を通じて、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、これまでの社会科学の学習を基礎に、より深く学ぶ場を提供し、専門領域の実践的な力量を身につけた人材を養成する。

(目的)

第2条 高知短期大学専攻科応用社会科学専攻は、第1条の理念の下、次のような目的を達成するために研究、教育を行う。

- 1 現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的能力のある人材を養成する。
- 2 地域社会の創造的な担い手を養成する。

【分析結果とその根拠理由】

本学の学則及び平成20年度に定めた「理念・目的」によって、建学の理念に立脚し、今日の時代に即応した形で本学の目的が明確にされている。勤労者をはじめとする多様な学生に対して社会科学を中心に深く専門の学術を教授・研究し、地方文化に寄与することを明確にしており、学校教育法第108条及び短期大学設置基準第2条の2を満たしている。

観点1-2-①： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的は学則に定められ、その内容は『学生便覧』（別冊資料1-2-①-1：学生便覧2010）に掲載・公表されている。この『学生便覧』は教職員及び学生（社会科学科・専攻科）全員に配布されるとともに、科目等履修生や県内外の高校など、関係機関にも広く提供されている。また、本学の建学の理念と目的については、毎年、新入生及び在学学生を対象としたオリエンテーションにおいて資料を用いて説明するとともに、本学の公開講座などにおいても説明し、広く県民・市民への周知に努めている。

また、「高知短期大学社会科学科の理念・目的」及び「高知短期大学専攻科応用社会科学専攻の理念・目的」は学内に掲示するとともに、毎年刊行される『高知短期大学年報』（別冊資料1-2-①-2：2008年度高知短期大学年報）に掲載している。さらにホームページ上でも公表し、学内だけでなく社会に対しても公開し、周知を図ることとしている（http://www.kochi-wu.ac.jp/kjc/intro_purpose.html参照）。本学『年報』は、公立短期大学のほか、県内の官公署・高校・図書館・経済団体など、幅広い機関に送付し、配布数は約300部である。本学ホームページへのアクセスは1万件を超えている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、『学生便覧』、本学『年報』等に掲載するとともに、ホームページでも公開し、本学の教職員・学生への周知をはかるのみならず、資料の送付等の方法で広く社会的に公表している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の目的は、勤労者・社会人教育という建学の理念に立脚し、今日の時代に即応した形で明確にされている。

【改善を要する点】

特になし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学の学則及び平成 20 年度に定めた「理念・目的」によって、建学の理念に立脚し、今日の時代に即応した形で本学の目的が明確にされている。そこでは勤労者をはじめとする多様な学生に対して社会科学を中心に深く専門の学術を教授・研究し、地方文化に寄与することとされており、学校教育法第 108 条及び短期大学設置基準第 2 条の 2 を満たしている。また本学の目的は、『学生便覧』、『高知短期大学年報』等に掲載するとともに、ホームページでも公開し、本学の教職員・学生への周知をはかるのみならず、資料の送付等の方法で広く社会的に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、開学間もない高知女子大学が開催した夜間の公開講座に集った勤労市民・社会人たちが、働きながら学べる高等教育機関の設立を県議会に請願し、この請願が実現し、昭和 28 年に設立された。こうした経緯から、本学は高知女子大学と校地・校舎の多くを共用する形で、夜間開講の第二部 2 年制の短期大学として開設され、以来、県内で唯一、夜間に学べる高等教育機関として、勤労者をはじめとする学習ニーズに応える役割を担っている。入学定員は当初の 60 名から昭和 40 年には 120 名となり、現在に至っている。

また本学は、学則で社会科学を中心とした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与することを目的として謳い（資料 1-1-①-1：短期大学の目的）、豊かな教養を身につけるための基礎的な学力を養成すること、社会科学の専門的な力量を養成すること、地域社会の発展を主体的に担うことができる人材を養成することを教育の目的として掲げており（資料 1-1-①-2：高知短期大学社会科学科及び専攻科の理念・目的）、その実現のために社会科学科 1 学科を設置している。法学関係の科目、経済学・経営学関係の科目、政治学など学際的・総合的な領域を扱う科目の 3 つを柱に社会科学の「専門科目」を置き、更に「基礎教育科目」を配置した教育課程を編成しており、14 人の専任教員によって構成される教授会が、学科の教育研究遂行に最終的な責任を負っている。

【分析結果とその根拠理由】

社会科学を中心とした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与するという目的を実現するために、本学は、働きながら学ぶことができる社会科学科第二部を置いており、本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学は社会科学科 1 学科のみを有し、教育課程は、「基礎教育科目」と「専門教育科目」によって構成されている。「専門教育科目」も広い意味では「教養教育」という意味を持つものと理解できるが、「基礎教育科目」を含め、教育課程全般について、直接には学生部長と 5 名の教職員からなる学生部委員会が科目の編成や担当教員配置などの検討を行い、必要な事項を教授会に提案し、最終的には教授会が審議・決定し、その責任において実施している。基礎教育科目の中でも大学教育への導入として重要な位置づけを持つ演習科目「社会科学基礎演習」については専任教員が担当する体制をとり、基礎学力など学生状況の把握と対応について全学的な検討を行っている。また専任教員で充足できない科目については非常勤講師を配置し、教育が適切に進められるよう、学生部長を中心に学生部委員会が必要な対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、教養教育に相当する基礎教育科目を含め、教授会が最終責任を持ち、直接には学生部委員会が科目編成、担当教員配置等について検討・実施を進めているので、教養教育が適切に行える仕組みが整備され、機能していると言える。

観点 2-1-③： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、昭和 31 年から設置していた教職課程（中学校社会科教諭 2 種免許）を廃止するのに伴い、本学社会科学卒業後も学び続けたいという勤労者などのニーズに応えるために、平成 10 年、1 年制の専攻科第二部応用社会科学専攻を開設した。短期大学などで学んだ社会科学を基礎に、より深く学ぶための機会を提供し、専門領域の実践的な力量を身に付けた人材を養成することを教育の理念とし、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域社会の創造的な担い手を養成することとするものである（資料 1-1-①-2：高知短期大学社会科学科及び専攻科の理念・目的）。

専攻科の教育課程は地域政策系の科目と社会実務系の科目を 2 つの柱に、両者に共通の総合科目を置く形で編成され、地域の産業や行政の課題に対応する能力を高め、また活力ある地域づくりの担い手としての市民の力量を向上させるものとなっている。専攻科の入学定員は 15 名であり、14 人の専任教員によって構成される教授会が、専攻科の教育研究遂行に最終的な責任を負っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の専攻科第二部応用社会科学専攻は、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域の創造的な担い手を養成することを目的とし、本学社会科学科などでの学習に接続する教育課程として設置されており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学に設置された教育研究に必要なセンターとして、高知女子大学と合同で運営する総合情報センターがある。総合情報センターは、図書情報部門及び情報処理部門で構成されており、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び情報処理システムの管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与することを目的としている。この目的を達成するため、教員や学生に対しては図書館資料の整備や電子メールサーバ、ウェブサーバなどによるサービス提供を行い、県民に対しては附属図書館の開放を行っている。学内ネットワーク及びサーバ群の保守・運用は専任の技術職員が配置されず、情報処理部会員によって行われているが、昨年度的女子大認証評価結果を受けて今年度の課題とし、専任職員配置のための予算の要求を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

総合情報センターは、図書館資料の管理・運営や情報処理サービスの提供といった教育研究活動の支援を行い、本学の目的を達成する上で重要な機能を果たしている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

教授会の組織及び運営規則は学則第 6 章（資料 2-2-①-1）に定められている。教授会は専任教員と総務企画課長、学生課長、図書情報課長とによって構成されており、本学の運営に関わる全ての重要事項について審議し、意思決定を行っている。学長を補佐する学長代理がリーダーシップを発揮し、教授会の議論をとりまとめる形で、効果的な意思決定を進めている。教授会は原則として隔週（月 2 回、ただし、夏季休暇期間を除く）に開催され、審議された内容は毎回議事録として教授会提出資料とともに保存されている。また、審議議題は『高知短期大学年報』に掲載している（別添資料 2-2-①-1：2008 年度高知短期大学年報 pp. 8-11）。

教授会は、教育活動に係る重要事項として、学則・諸規程の制定と改廃、専任教員の採用及び昇任に関する事項、学科目の種類及び編成に関する事項、学生の入学・退学・休学・復学・除籍及び卒業の認定に関する事項、試験及び単位認定に関する事項、学生の厚生補導に関する事項、科目等履修生の受入れに関する事項などについて審議を行い、意思決定している。これは学校教育法施行規則第 144 条の規定に対応するものである。

教育活動に係る審議事項は、主として本学に設置されている学生部委員会及び専攻科委員会より提案され、これを教授会で審議する形で進められている。また必要に応じて適宜、専任教員が参加する会議（「教授会懇談会」と呼ばれる）が開催され、議論が深められるなど、小規模校であるため、重要事項について十分な審議を尽くして意思決定が行われている。

資料 2-2-①-1：教授会の組織等（高知短期大学学則第 6 章）

第 6 章 職員組織及び教授会

(職員)

第 22 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第 23 条 削除

(教授会の組織)

第 24 条 本学の教授、准教授、講師及び助教をもって教授会を組織する。

2 教授会には、その他の職員を加えることができる。

(教授会の議長)

第 25 条 教授会の議長は、教授会が選任する。

2 議長は、教授会を招集する。

(教授会の開催)

第 26 条 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 教授会の議決は、出席者の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(教授会審議事項)

第 27 条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学科の編成及び組織に関すること。

- (2) 教員組織及び教員の選考に関すること。
- (3) 履修方法及び課程修了の認定に関すること。
- (4) 卒業の認定に関すること。
- (5) 入学、退学、休学、復学、転学、除籍、その他学生の取扱い及び賞罰に関すること。
- (6) 学術研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項。

【分析結果とその根拠理由】

教授会は、本学の社会科学科及び専攻科の教育活動全般について審議し、協議する場として機能している。教授会では、教育内容、単位認定、学生の入学・退学・休学・復学及び卒業の認定などの教育課程に関わる重要事項を十分審議を尽くして意思決定を行い、審議のための必要な活動を行っている。

観点 2－2－②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育課程及び教育方法等を検討する委員会として、学生部委員会、専攻科委員会、FD委員会を設置している。学生部委員会は学生部長を委員長とし、教授会で選ばれた5名の専任教員と教務担当職員によって構成され、教育課程や教育方法等の検討に係る各種委員会活動を統轄・調整している。専攻科委員会、FD委員会はいずれも教授会で選ばれた3名の専任教員によって構成されている(別添資料11－1－①－2:各委員会規程)。

学生部委員会は、教授会に向けて概ね隔週、年間20数回開催され、教育課程及び教育方法等に関して、精力的に、実質的な検討を行っている。同委員会の主な検討事項は、年間教育スケジュールの確定、毎年度の開講科目及び担当教員の決定(非常勤講師の選任を含む)、演習(ゼミ)編成、学生の入学・退学・休学・復学・除籍及び卒業認定、科目等履修生の受入れ、学生の就職及び編入学への支援活動、単位互換協定に基づく特別聴講学生の認定、科目履修免除の検討、学生の厚生補導等、その他本学の教育課程全般について検討し、その結果を教授会に提案する役割を果たしている。また今年度から学生募集の広報活動を担当する広報委員会が設置されたため、学生部委員会は教務関係の検討に一層力を入れることができるようになっている。

専攻科委員会は、年10回程度開催され、専攻科の教育内容を検討し改善を図るほか、専攻科生の教育及び学生生活上の支援を行い、同時に専攻科の募集活動も担当している。

FD委員会は、教員及び教員組織のファカルティ・ディベロプメントを図るための諸活動を担当し、特に教育方法の改善及び個々の教員の教育能力の向上に関する活動を行っている。FD委員会が招集する全教員によるFD会議は年2～3回開催され、在学生の特徴及び経年的変化を把握するとともに、教員相互の教育内容及び教育方法を相互に学ぶ機会として意義が大きい。また毎年、学生による授業評価アンケートを実施し、これを集計・分析して、本学の教育課程の改善に資する活動を行っているほか、教員相互の授業見学の取り組みを始めるなど教育方法の改善に向けた活動を進めている。

本学では、学生部委員会を中心に関連する委員会がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に結びついて、全体として教育課程及び教育方法等について実質的な検討を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、学生部委員会、専攻科委員会、FD委員会が組織され、学生

部委員会を中心に、関連する委員会がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に結びついて精力的に委員会活動を展開し、全体として教育課程及び教育方法等について実質的な検討を進めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、学生部委員会、専攻科委員会、FD委員会が組織され、学生部委員会を中心に、関連する委員会がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に結びついて精力的に委員会活動を展開し、全体として教育課程及び教育方法等について実質的な検討を進めている。

【改善を要する点】

該当なし。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学は、社会科学を中心とした教育及び研究を行い、併せて地方文化の向上に寄与するという目的を実現するために、働きながら学ぶことができる社会科学第二部を置いており、本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。社会科学科の教育課程は、教養教育に相当する「基礎教育科目」を含め、教授会が最終責任を持ち、直接には学生部委員会が科目編成、担当教員配置等について検討・実施を進めているので、教養教育が適切に行える仕組みが整備され、機能している。専攻科・応用社会科学専攻第二部は、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材及び地域社会の創造的な担い手を養成することを目的とし、本学社会科学科などでの学習に接続する教育課程として設置されており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。総合情報センターは図書館資料の管理・運営や情報処理サービスの提供といった教育研究活動の支援を行い、本学の目的を達成する上で重要な機能を果たしている。

教授会は、本学の社会科学科及び専攻科の教育活動全般について審議し、協議する場として機能している。教授会では、教育内容、単位認定、学生の入学・退学・休学・復学及び卒業の認定などの教育課程に関わる重要事項を十分審議を尽くして意思決定を行い、必要な活動を行っている。教育課程や教育方法等を検討する委員会として、学生部委員会、専攻科委員会、FD委員会が組織され、学生部委員会を中心に、関連する委員会がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に結びついて精力的に委員会活動を展開し、全体として教育課程及び教育方法等について実質的な検討を進めている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は社会科学科1学科と専攻科1専攻（応用社会科学専攻）を持ち、いずれの教育においても全ての専任教員が担当し、その教育課程の遂行については全専任教員によって構成される教授会が最終責任を負っている。教授会の下に各種委員会が置かれ、それぞれの役割を果たしている。科目編成など教務関係事項に関しては、社会科学科は学生部長と5名の教職員からなる学生部委員会が、専攻科は専任教員3名からなる専攻科委員会がそれぞれ検討・調整を進め、教授会において審議・決定される。

【分析結果とその根拠理由】

本学社会科学科1学科専攻科1専攻の教育課程について、専任教員全員によって構成される教授会が教員組織編制の基本的方針を検討し、教授会の下に各種委員会を配置し、教授会が教育研究に関わる最終責任を負う教員組織編制をとっている。

観点3-1-②： 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

本学の専任教員は14名、その構成は教授3名、准教授6名、講師5名となっている（資料3-1-②-1）。今年度の長期研修中の教員1名を除くと専任教員は13名（教授3名、准教授5名、講師5名）となる。短期大学設置基準において必要とされる専任教員数は10名であり、本学の専任教員数はこれを上回っている。専任教員1人あたりの学生数は収容定員に対して社会科学科は18名、専攻科では1名となっており、きめ細かい学習指導が可能な体制となっている。

資料3-1-②-1：専任教員の数と構成

(単位：人、平成22年5月1日現在)

短大設置基準による必要専任教員数			本学専任教員数			
学科種類 による必要数	学生定員 による必要数	合計	教授	准教授	講師	合計
7	3	10	3	6	5	14

*教員数には平成22年度長期研修中の准教授1名を含む。

専任教員の募集に際しては、本学の主要な授業科目が担当できることを条件としており、専任教員は主要な授業科目を担当している。また今年度、主要な科目を担当する専任教員13名の内、8名が教授又は准教授となって

いる（別添資料 3-1-②-1：専任教員と担当科目）。本学は単科の小規模短期大学という制約の下にあり、専任教員だけでは担当が困難な「基礎教育科目」や「専門教育科目」の総合社会系の分野については、他大学の教員などに非常勤講師として協力を依頼し、教育の幅を広げ、教育上必要な教員体制を確保している（別添資料 3-1-②-2：学生便覧 2010 pp. 24-25）。本学開講科目への専任教員と非常勤講師の配置は資料 3-1-②-2 のとおりである。

専任教員数は全体として短期大学設置基準を満たしているものの、専任の教授数は短期大学設置基準上必要とされる数に対して 1 名不足しており、早期の是正が必要になっている。

なお、専任の准教授・講師は本学の教育に大きな役割を果たしているが、教授・准教授昇任によってさらに一層の貢献ができるように、長期研修機会の提供など、教育研究力量向上を奨励する措置をとっている。

資料 3-1-②-2：開講科目に対する専任教員と非常勤講師の配置数（平成 22 年度）

（単位：単位数）

		A：開講科目数 (単位換算)	B：専任教員 配置科目数 (単位換算)	C：非常勤講師 配置科目数 (単位換算)	常勤比率 B/A
社会科学科	基礎教育	74	26	48	35.1%
	専門教育（法学系）	62	42	20	67.7%
	専門教育（経済経営系）	54	38	16	70.4%
	専門教育（総合社会系）	38	10	28	26.3%
	専門教育（各系共通）	44	38	10	86.4%
	合計	272	154	122	56.6%
専攻科	地域政策系	20	14	6	70.0%
	社会実務系	34	24	10	70.6%
	総合	8	8	2	100.0%
	合計	62	46	18	74.2%

*ここで科目数はすべて単位換算の数であり、同一科目を複数開講している場合、複数の開講科目を全て加算している。専任教員と非常勤講師が共同で開講している科目があるため、開講科目数は専任教員配置数と非常勤講師配置数の合計と一致しない場合がある。また、総合社会系の常勤比率は、長期研修中の専任教員が担当に戻れば 35.0%となる。

【分析結果とその根拠理由】

教育に従事する本学の専任教員数は 13 名で、短期大学設置基準に基づく必要専任教員数を上回っている。教員 1 人当たりの学生数が少なく、少人数教育が可能な体制となっている。また専任教員は主要な授業科目を担当し、専任教員の内 8 名は教授又は准教授である。専任教員に加え、非常勤講師を配置し、教育の幅を広げ、本学の教育上必要な教員を確保している。

専任の教員数は全体として短期大学設置基準を満たしているものの、教授の数は 1 名不足しており、この点、早期の是正が必要である。准教授、講師に対して長期研修機会を提供するなど、教育研究力量の向上を奨励する措置をとっている。

観点3-1-③： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では平成17年度以後、専任教員4名の定年退職、6名の途中退職・転出があり、平成18年度以後10名の新規採用が行われた。その意味で教員の流動性は非常に高い。

教員採用に際しては完全公募制をとっており、結果として若手教員の採用が続き、教員の平均年齢は急速に低下してきている。この点は教員組織を活性化し、活動的にさせる要因になっている。しかし教員構成は資料3-1-③-1のとおり、50歳以上が非常に少ないという問題も抱えている。性別構成では女性が2名となっている。

資料3-1-③-1：専任教員の職位別年齢・性別構成表

(単位：人、歳、平成22年5月1日現在)

	計	年齢別					平均 年齢	性別	
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代		男性	女性
教授	3	0	0	1	1	1	53.0	2	1
准教授	6	0	5	1	0	0	37.0	6	0
講師	5	1	3	1	0	0	35.6	4	1
合計	14	1	8	3	1	1	40.6	12	2

本学では長期研修に関する基準（資料3-1-③-2）に従って、原則として3年以上勤務した教員を対象に1年間の長期研修を認めており、研究計画等の申請に基づき、教授会において研修候補者を審査・決定している。教員の平均年齢が若くなっていることもあり、長期研修機会を若手教員に優先的に提供し、研究力量向上を奨励するなどの措置を講じ、教員組織の活性化を図っている。この4年間で准教授3名、講師1名に研修機会が与えられている。

資料3-1-③-2：長期研修（留学）に関する基準

- 1 長期研修(留学)派遣者は、教員の申請に基づき、教授会で審査・決定する。
- 2 長期研修(留学)希望者は、以下の内容の申請書を教授会に提出しなければならない。
 - (1) 研修(留学)目的
 - (2) 研修(留学)先
 - (3) 研修(留学)日程
- 3 申請条件

原則として、以下の各号の条件を満たすこととする。

 - (1) 本学専任教員として着任後3年以上を経過した者
 - (2) 年齢 60歳未満(研修開始時)
- 4 報告について

研修(留学)終了後、研修(留学)の概要と成果を報告することを原則とする。

【分析結果とその根拠理由】

教員の流動性は高く、公募による新規採用が続き、結果として若返りが進み、教員組織を活性化させている。また長期研修制度など教員組織の活性化を図る措置も講じられている。しかし年齢構成では50歳代以上の層が少なく、年齢構成への配慮が必要な状況にある。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用基準は、「教授、准教授及び講師の選考（採用・昇任）に関する基準」に示され、採用手続きは、「教員採用に関する手続規程」で定められている（別添資料3-2-①-1：採用・昇任に関する規程）。教員採用は完全公募で行われ、手続規程に従って、教授会で選出された人事委員会が採用基準に照らし、研究・教育業績などの審査を行い、その審査結果に基づき教授会が面接対象者を決定し、学長代理に人事委員会で互選された2名を加えた3名が面接審査を行い、その審査結果に基づき、教授会が採用予定者を決定している。

教員の昇任基準は「教授、准教授及び講師の選考（採用・昇任）に関する基準」に示され、昇任手続きは、「教授昇任に関する手続規程」で定められている（別添資料3-2-①-1：採用・昇任に関する規程）。この規程で准教授昇任も教授昇任手続を準用するとしている。この手続規程に従って、教授会で選出された昇任人事委員会が、昇任基準に照らし、研究・教育業績などの事項について審査を行い、その結果に基づき教授会で決定している。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇任基準は、規程として明確且つ適切に定められており、それに沿って教授会で適切に運用されている。その際、教育上の指導能力の評価も行われている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

学生の状況把握と教育活動の改善を目的として、全専任教員が参加するFD会議が開かれている。FD委員会がリーダーシップをとり、演習や講義について教員による報告とそれに基づく議論・検討が行われており、教育上の工夫や優れた教育実践を共有する場となっている。これは教育活動に関する定期的な評価として機能している。また教員数が少なく、日常的に教育実践上の問題について意見交換が行われている点は、教育活動改善の基盤となっている。さらに今年度からは教員相互の授業参観も行われている（別添資料9-2-①-3：講義見学実施のお知らせ）。

毎年学生による授業評価アンケートが実施され、教員はその結果を受け、改善への取り組みを進めてきた。また、昨年度はアンケートにおける学生からの指摘に対し、教員（専任教員のみ）の対応をまとめるという形の自己評価も行われ、アンケート利用の改善への取り組みも進められている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動を交流・検討するために、専任教員全員が参加するFD会議が設けられており、優れた教育実

践の共有など、教育活動に関する定期的な評価の仕組みとして機能している。また、学生による授業評価が行われ、それに対する教員による自己評価も取り組まれている。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

専任教員の教育内容と直接、間接に関連する研究活動は資料3-3-①-1のとおりである。また各年度の教員の研究活動については、『高知短期大学年報』に掲載・公表され（別添資料3-3-①-1：2008年度高知短期大学年報 pp.41-45）、教育内容については、『講義内容の概要（シラバス）』（別冊資料3-3-①-1）に掲載・公表されている。

教員は教育の基礎となる研究活動を活発に、また着実に進めており、科学研究費補助金等の外部資金受給も増えている（資料10-1-②-3：外部資金受給状況）。

資料3-3-①-1：担当講義科目と研究業績

（平成22年5月1日現在）

担当講義科目	研究業績
社会科学科 「憲法」 「行政法」 専攻科 「憲法特講」 「行政法特講」	・「プライバシー権の概念化にあたっての女性のイメージ女性を抑圧するものから、女性を解放するプライバシー権概念へ」、関西大学『法学論集』第59巻第3・4合併号、143-196頁、2009年 ・「妊娠中絶の自由の再定位—身体的統合性への権利として」（1）、（2・完）、関西大学『法学論集』第58巻第2号、14-59頁、2008年、第58巻第3号、68-99頁、2008年 ・「プライバシー権の概念化と新たな分類—プラグマティック・アプローチとその具体化—」、『大阪経済法科大学法学研究所紀要』第40号、27-72頁、2007年
社会科学科 「刑法総論」 「刑法各論」 専攻科 「刑法特講」	・「国際人権法における触法精神障害者の強制入院」、『立命館法学』327・328号、434-455頁、2009年 ・「匿名証人に対する反対尋問—コストフスキ判決—」、戸波江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例集』、249-253頁、信山社、2008年 ・「イギリスにおける重大な犯罪を犯した少年の拘禁について」、高知短期大学『社会科学論集』第94号、39-51頁、2008年
社会科学科 「民法（総則・物権）」 「民法（債権）」 専攻科 「実務民事法」	・「タイにおける消費者保護の実質化と手続法—2008年消費者事件手続法の検討より—」、今泉慎也編『タイの立法過程とその変容』調査報告書、53-71頁、アジア経済研究所、2010年 ・「タイ伝統法における奴隷制度が有する担保的機能について」、『国際開発研究フォーラム』第34号、159-170頁、2007年 ・「タイにおける抵当目的物の諸問題」、『アジア法研究2007』、21-28頁、2007年
社会科学科 「商法（総則・商行為）」	・「生命保険契約における被保険者と第三者のためにする契約」、『生命保険論集』、第168号、89-118頁、2009年

「商法(会社)」 専攻科 「実務商事法」	・「生命保険における被保険者の法的地位について—他人の生命の保険契約を中心に—」、『生命保険論集』159号、53-80頁、2007年 ・「企業団体生命保険の法的性質—その比較法的研究—」、『産大法学』第38巻第3・4号、130-194頁、2005年
社会科学科 「労働法」 「社会保障法」 専攻科 「労働法特講」	・「自社年金制度における受給者減額をめぐる法的問題点—松下電器産業（年金減額）事件および松下電器産業具グループ（年金減額）事件を契機として」、『労働法律旬報』、第1652号、25-33頁、2007年 ・「マネジドケア組織と米国ERISA上の受託者責任—HMOとERISAの受託者責任に関する判例法理の検討をとおして—」、『季刊労働法』第216号、204-214頁、2007年3月 ・「労働法の観点からみた俳優のテレビ出演契約書の問題点—俳優の労働者性および当事者の法律関係に関する検討をとおして—」、『労働法律旬報』第1639・40号、77-91頁、2007年1月
社会科学科 「国際法」 「国際関係論」 専攻科 「国際法特講」	・「200海里を超える大陸棚における海洋調査活動—国連海洋法条約第246条6項が提起する問題—」、高知短期大学『社会科学論集』第94号、55-70頁、2008年 ・「排他的経済水域におけるMilitary Survey に関する一考察—国連海洋法条約第13部における海洋の科学的調査との相違をめぐって—」、『関西大学法学論集』第55巻第3号、138-166頁、2005年 ・「海洋環境保護を理由とする無害通航の規制—沿岸国による海洋環境保護措置の拡大を中心に—」、『関西大学法学論集』第54巻第6号、165-207、2005年
社会科学科 「経済原論」 「金融論」 専攻科 「地域金融システム論」	・関根猪一郎他著『金融論』（第4刷）、3-50頁、青木書店、2007年 ・「格差社会における地域金融政策—高知県を事例に—」、金沢大学経済学部『CURE S』第73号、4-7頁、2006年 ・平野喜一郎編『はじめて学ぶ経済学』第7章、178-195頁、58-61頁、大月書店、2005年
社会科学科 「国際経済論」 「経済学史」 専攻科 「貿易論特講」	・「アジア共通通貨とアジアの現実」、『日本の科学者』第42巻第3号、16-21頁、2008年 ・「東アジアにおける共通通貨バスケット構想」、高知短期大学『社会科学論集』第92号、19-46頁、2007年 ・「現代グローバリゼーションと国際公共性」、神山義治他著『資本主義はどこまできたか—脱資本主義性と国際公共性—』、205-232頁、日本経済評論社、2005年
社会科学科 「財政学」 「日本経済論」 専攻科 「地域財政論」	・「イギリスのPFI研究の理論的検討—公役割分担の観点から—」、国際公共経済学会『国際公共経済研究』第19巻、130-139頁、2008年 ・「イギリスのPFIにおけるVfMの位置」、国際公共経済学会『国際公共経済研究』第17巻、129-138頁、2006年 ・「イギリス地方自治体へのPFIの導入とその意味」、日本財政学会『財政研究』第1巻、280-293頁、2005年
社会科学科	・「高知県の雇用情勢、人口流出と今後の展望」、『四銀経営情報』第113号、1-9頁、

「経済政策論」 「労働経済論」	2010 年 ・「労働市場に関する地域差」、樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『人口減少社会の家族と地域ワークライフバランス社会の実現のために』第2章、59-77 頁、日本評論社、2008 年 ・「若者の就業に関する一考察」、国立社会保障・人口問題研究所発行『季刊・社会保障研究』第42巻第2号、126-136 頁、2006 年
社会科学科 「経営学」 「現代産業論」 専攻科 「経営学特講」	・「鉄鋼製品開発を支える組織と人材—JFE における自動車用ハイテン—」、尾高煌之助、松島茂編『イノベーションの創出：ものづくりを支える人材と組織』、115-140 頁、有斐閣、2010 年 ・「組織の希望—釜石製鉄所の過去と現在」（共著）、東大社研・玄田有史・中村尚史編『希望の再生—釜石の歴史と産業が語るもの—』第2章、61-108 頁、東大出版会、2009 年 ・「能率管理」、仁田道夫・久本憲夫編『日本の雇用システム』第5章、163-200 頁、ナカニシヤ出版、2008 年
社会科学科 「会計学」 「企業分析論」 専攻科 「財務諸表論」	・「複式簿記の経済分析」（共著）、『日本簿記学会年報』第24号、119-127 頁、2009 年 ・「企業資本の運用面分類と主観のれん—「経営者の期待」は会計的認識の対象か—」、『同志社大学大学院商学論集』第43巻第2号、56-81 頁、2009 年 ・「資産分類と企業の生産活動」、『同志社大学大学院商学論集』第43巻第1号、74-101 頁、2008 年
社会科学科 「政治学」 「政治史」 専攻科 「地方政治論」	・「地方政府内部における行政部門の活動—市行政職員に対するサーベイ調査データによる分析—」、立命館大学『政策科学（別冊）』ローカル・ガバナンス特集号、7-26 頁、2009 年 ・「金融制度の変化とバブルの発生—金融制度の変化をめぐる政治過程—」、立命館大学『政策科学』第14巻第2号、75-101 頁、2007 年 ・「金融再生プログラム策定の政治過程」（1）、（2・完）、立命館大学『政策科学』第13巻第2号、31-40 頁、第14巻第1号、43-52 頁、2006 年
社会科学科 「行政学」 「地方自治論」 専攻科 「地方自治論特講」	・「『限界集落』と地域づくりに関する事例分析」、高知短期大学『社会科学論集』第97号、1-23 頁、2010 年 ・「府県の出先機関機能と『自治の総量』」、大阪市立大学『法学雑誌』第54巻第2号、262-306 頁、2007 年 ・「多元的複線的な地方自治システムにおける県の出先機関の機能分析：序論—長野県の現地機関に関する事例をもとにして」、高知短期大学『社会科学論集』第91号、133-169 頁、2006 年

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育目的を達成するための基礎として、教員は担当する教育と関係する研究活動を行い、毎年その活動は本学『年報』に掲載されている。

観点3-4-①： 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点に係る状況】

教育課程の遂行に必要な事務職員は資料3-4-①-1のとおり配置され、それぞれの所管事務を担当している。事務職員にはプロパー職員はおらず、全て県職員が配置され、人事異動によって定期的に交替している。また県の行政改革の下で職員配置が制限されていることも影響し、教育支援の業務を維持するために、教員の負担となっている部分がある。

実習系の科目が少ないことなどから、TAなどの教育補助者は置かれていない。

資料3-4-①-1：事務職員等配置表

(単位：人、平成22年4月1日現在)

部課室名	事務局	総務企画課	学生課	図書情報課	合計
常勤職員数	2(2)	8(6)	3(1)	3(1)	16(10)

*カッコ内の数は併設する高知女子大学の職員が兼任している人数（内数）

【分析結果とその根拠理由】

必要な事務職員は配置されているが、事務職員は多くの業務を兼務しており、またスキルを蓄積した職員が人事異動によって交替することがあり、支援体制は十分であるとは言えない。特に学生の生活・進路の相談などに対応する教育支援者などの確保は切実な課題となっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教員1人当たりの学生数が少なく、少人数教育が可能な体制となっている。長期研修制度により教員の研究教育力量のレベルアップ、教員組織の活性化を図っている。

【改善を要する点】

短期大学設置基準に照らして必要とされる教授の人数が不足しており、早期に是正する必要がある。教員の年齢構成では50歳代以上の層が少なく、年齢構成への配慮が必要な状況にある。

事務職員の配置については、定期的な人事異動もあり、事務職員体制の強化が課題になっている。特に学生の生活や進路の相談などに対応する教育支援者の確保は切実な課題となっている。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学は、社会科学科1学科・専攻科1専攻の教育について、専任教員全員によって構成される教授会が教員組織編制の基本的方針を検討し、教授会の下に各種委員会を配置し、教授会が研究教育に関わる責任を負う教員組織編制をとっている。本年度、教育に従事する専任教員数は13名で、短期大学設置基準に基づく必要専任教員数を上回っている。教員1人当たりの学生数が少なく、少人数教育が可能な体制となっている。また専任教員は主要な授業科目を担当し、専任教員の内8名は教授又は准教授である。専任教員に加え、非常勤講師を配置し、教

育の幅を広げ、本学の教育上必要な教員を確保している。専任の教員数は全体として短期大学設置基準を満たしているものの、教授の数は1名不足しており、この点は早期の是正が必要である。准教授、講師に対して長期研修機会を提供するなど、教育研究力量の向上を奨励する措置をとっている。教員の流動性は高く、公募による新規採用が続き、結果として若返りが進み、教員組織を活性化させている。また、長期研修制度など教員組織の活性化を図る措置も講じられている。しかし、教員の年齢構成では50歳代以上の層が少なく、年齢構成への配慮が必要な状況にある。

教員の採用基準や昇任基準は規程として明確且つ適切に定められており、それに沿って教授会で適切に運用されている。その際、教育上の指導能力の評価も行われている。教員の教育活動を交流・検討するために、専任教員全員が参加するFD会議が設けられており、優れた教育実践の共有など、教育活動に関する定期的な評価の仕組みとして機能している。また、学生による授業評価が行われ、それに対する教員による自己評価も取り組まれている。本学の教育目的を達成するための基礎として、教員は担当する教育と関係する研究活動を行い、毎年、その活動は『高知短期大学年報』に掲載されている。

事務職員については、必要最低限の配置はされているが、定期的な人事異動もあり、事務職員体制の強化が課題になっている。学生の生活や進路の相談などに対応する教育支援者の整備は切実な課題となっている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学短期大学士課程社会科学科（以下本科と略）においては、資料 4-1-①-1 のように入学者受入方針を定めている。『2010 高知短期大学大学案内』（別冊資料 4-1-①-1）では、入学者受入方針を明確に記載している。また「平成 22 年度学生募集要項」（別冊資料 4-1-①-2）でも、入学者受入方針、受験資格、選抜方法を定めている。「本学の求める学生像」「入試選抜の基本方針」については、毎年、高知県内のほとんどの高校を訪問し進路担当者に説明している。また、高知県内の高校はもとより、全国の通信制、定時制高校に『大学案内』と「学生募集要項」を送付しているほか、進路相談会に積極的に参加している。また、本学は高校新卒者など通常の受験生を対象としているだけでなく、社会人を広く対象としているため入学受入方針を広く伝えることが重要な課題となっている。そこで『大学案内』などを地方公共団体の庁舎や図書館、コンビニエンスストア等に配置している。また経営者団体・労働者団体などにも協力を得て、関係者への配布を行っている。年間の配布総数は約 1 万部に及ぶ。

本学の応用社会科学専攻第二部（以下専攻科と略）においては、資料 4-1-①-2 のように入学者受入方針を定めている。「2010 県立高知短期大学専攻科リーフレット」（別冊資料 4-1-①-3）では、特徴説明とともに入学者受入方針を明確に記載している。また「平成 22 年度専攻科学生募集要項」（別冊資料 4-1-①-4）でも、専攻科の主旨を掲げた上で入学者受入方針、受験資格、選抜方法を定めている。専攻科については、高知県内の地方公共団体の庁舎、図書館などにリーフレットを設置するとともに、各種産業団体に送付し、団体の会員への周知を依頼している。

作成された『大学案内』及び「県立高知短期大学専攻科リーフレット」は、教員を含めた本学関係者にも配布されている。ホームページには、本科及び専攻科について、その理念・目的とともに入学者受入方針を掲載しており（http://www.kochi-wu.ac.jp/kjc/nyugaku01_purpose.html）、1 万件を超えるアクセスがある。

また、本科、専攻科とも「入学者選抜に関する基本方針」は学生募集要項において選考基準を掲載し、選抜の基本方針を示している。

資料 4-1-①-1：社会科学科・入学者受入方針

- ・ 多様な勤労経験や社会経験等を活かし、学習する意欲のある人
- ・ 幅広い教養と専門的知識を主体的に学ぶ能力がある人
- ・ 柔軟な発想と創造力で、地域社会を主体的に担う意欲がある人

資料 4-1-①-2：専攻科応用社会科学専攻・入学者受入方針

- ・ 社会科学のより専門的知識と実践的な力量を習得する能力と意欲がある人
- ・ 問題発見能力と問題解決能力を獲得するための能力と意欲がある人
- ・ 多様な勤労経験や社会経験等を生かし、地域社会の創造的な担い手になる意欲がある人

【分析結果とその根拠理由】

「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」については、本学の入学者受入方針と学生募集要項により、明確になっている。しかし、入学者受入方針において「入学者選抜の基本方針」を組み入れた形での明確化が必要と考えられる。また、高校訪問等による資料配布実績、ホームページへのアクセス数から、本学の入学者受入方針が公表され、広く周知されている。

観点 4-2-①：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

本科が実施する試験は、推薦入試、社会人入試、一般入試の3種類である。社会人入試については、観点 4-2-②で詳述するので、本観点では、推薦入試、一般入試を取り扱う。

推薦入試は、推薦入試Aと推薦入試Bに分けられる。募集人員は、推薦入試A10名、推薦入試B10名の計20名である。出願資格は資料 4-2-①-1のとおりである。

両入試とも志望理由書と面接により選考を行う。推薦入試を導入している目的は、学力考査だけでは判断することが困難な主体的に学ぶ能力と意欲がある学生を受入れることである。また、AをBと分離して募集しているのは、既に働いているか、卒業後に就職する場合が多い定時制、通信制課程、職業学科の学生に高等教育の機会をより多く提供することを目的としている。

資料 4-2-①-1：推薦入試出願資格（平成22年度学生募集要項より）

推薦入試A：高等学校の定時制および通信制課程、全日制課程の職業学科（農業、工業、商業、看護等の各学科）、大学入学資格を付与されている専修学校高等過程を2010年3月卒業見込の人、または2007年3月以降の卒業生であって、大学教育を受けるにふさわしい基礎学力と強い学習意欲を持ち、本学へ入学することを希望し、学校長もしくは出身学校長に推薦された人。

推薦入試B：高等学校（盲学校、ろう学校および養護学校並びに日本の高等学校と同等の課程を有するとして文部科学大臣が認定している在外教育施設等の出身者等を含む）または中等教育学校の全日制課程の普通科、総合学科等を2010年3月卒業見込の人、または2007年3月以降の卒業生であって、大学教育を受けるにふさわしい基礎学力と強い学習意欲を持ち、本学へ入学することを希望し、学校長もしくは出身学校長に推薦された人。

一般入試の募集人員は50名である。出願資格は「学生募集要項」(別冊資料4-1-①-2)のとおりである。政治・経済分野を中心とした現代社会の筆記試験を課しており、社会科学を学ぶ上で必要な政治・経済の知識を問うている。

専攻科が実施する試験は1種類である。出願資格は「専攻科学生募集要項」(別冊資料4-1-①-3)のとおりである。選考はレポートと面接により行う。レポートと面接を採用しているのは、単に知識を問うのではなく、多様な勤労経験や社会経験を有する人を含め、強い勉学意欲を持つ人を受入れるためである。

以上のような入試形態を実施している背景には、多様な学生が入学できる機会を確保するとともに、公立短期大学として広く門戸を開放するという狙いがある。社会人入試と併せた多様な学生選抜を通じて、多様な経験を持つ、幅広い年齢層の学生が入学している(資料4-2-①-2、資料7-1-④-1:新入生アンケート結果「就業状況」)。

資料4-2-①-2 入学者年齢構成表

○本科生

(単位:人、歳 入学年4月1日現在)

年齢 年度	18～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～	計	平均 年齢
平成18年度	(15) [0] 44	(2) [18] 25	(2) [8] 11	(0) [8] 8	(0) [6] 7	(0) [2] 5	(2) [5] 8	(20) [49] 108	28.9
平成19年度	(17) [0] 44	(1) [9] 16	(0) [4] 4	(1) [3] 4	(0) [6] 6	(2) [14] 16	(1) [6] 7	(22) [42] 97	31.2
平成20年度	(12) [5] 47	(1) [5] 17	(1) [7] 8	(1) [6] 7	[7] 7	(1) [6] 7	(1) [9] 10	(17) [40] 103	30.0
平成21年度	(10) [8] 57	[8] 13	[2] 3	(2) [6] 9	[7] 7	[8] 8	[7] 7	(12) [38] 104	28.5
平成22年度	(16) [8] 81	(2) [8] 18	[4] 4	[3] 3	(1) [3] 5	[6] 6	[5] 5	(19) [29] 122	24.6

() は、推薦入学者の再掲

[] は、社会人を対象とする入学者の再掲

○専攻科生

(単位:人、歳 入学年4月1日現在)

年齢 年度	18～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～	計	平均 年齢
平成18年度	1	2	1	2		1	4	11	42.8
平成19年度	2		2	1		1	2	8	39.9
平成20年度	1		1						26.0
平成21年度					3		4	7	56.9
平成22年度		1				2	2	5	54.6

【分析結果とその根拠理由】

本科では、入学者受入方針にある「求める学生像」に沿った学生を選抜するため、一般入試と推薦入試を設けている。学力試験だけでは把握することが困難な学習意欲や主体的に学ぶ能力を志望理由書や面接により確認できているので、採用されている選抜方法は適切であり、実質的に機能している。

専攻科においても、レポートと面接により、学力試験では把握することが困難な学習意欲を確認、採用されている選抜方法は適切であり、実質的に機能している。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学は二部の短期大学であり、建学以来、働きながら学べる大学として、勤労者・社会人の受入を大きな柱として位置づけている。入学者受入方針においても、「多様な勤労経験や社会経験等を生かし、学習する意欲がある人」（本科）、「多様な勤労経験や社会経験等を生かし、地域社会の創造的な担い手になる意欲がある人」（専攻科）として、社会人を積極的に位置づけている。

そのため、本科では、一般入試や推薦入試のほか、社会人入試を実施している。定員は、前期・後期入試を合わせて 50 名である。出願資格は 22 歳以上であり、詳細は「学生募集要項」（別冊資料 4-1-①-2）のとおりである。

選考は、自己推薦書と面接により行う。自己推薦書と面接試験を採用する目的は、学力試験からでは判断できない、受験生が有する社会経験の内容や学習意欲を測り、より多様な学生が入学できる機会を確保するとともに、公立短期大学として広く門戸を開放するというものである。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、入学者受入方針において明記されている多様な学生を受入れるために、社会人入試を実施している。選抜方法は、学力試験ではなく、自己推薦書と面接を採用している。高校卒業から長期間経過したことにより、一般的な学力試験を受けることに躊躇する人たちに対して、より応募しやすい方法を採用している。一定数の応募者もあり、適切な受入方法と言える。また、自己推薦書と面接による選抜をすることにより、受験生の社会経験の内容や学習意欲を測ることができているので、実質的に機能している。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本科及び専攻科の入学試験は、試験ごとに教授会で承認された入学試験実施要領に基づき、入試委員会により実施される。入試委員会は、学長代理を委員長とし、その他 4 名の委員と合わせて 5 名により構成される（別添資料 11-1-①-2：各委員会規程）。

本科における 3 種類の入試は以下のように実施される（別添資料 4-2-③-1：本科各入試実施要領）。

(1) 推薦入試：A・B に各 2 名の入試委員を配置して行う。各試験の担当者は、志望理由書により、「勉学意欲」、「学習目的・計画」等を測り、評価するとともに、面接の際の参考とする。面接では、委員会で定められた注意事項と質問項目に従って行い、「勉学意欲」、「自己表現力」等を測り、評価する。

(2) 社会人入試：前期・後期ともに、入試委員を 2 名ずつ、2 班に分けて実施する。担当者は、自己推薦書により、

「勉学意欲」、「学習目的・計画」等を測り、評価するとともに、面接の際の参考とする。面接では、委員会で定められた注意事項と質問項目に従って行い、「勉学意欲」、「自己表現力」等を測り、評価する。

(3)一般入試：一般入試問題の作成は、入試委員のうち2名が担当する。一般入試問題の作成においては、出題ミスを防止するため、入試委員会全員で6回の会議を開催した。一般入試の監督は、問題作成を担当しなかった委員2名によって行われる。

専攻科入試は、入試委員を2名ずつ、2班に分けて実施する。担当者は、レポートにより「学習意欲」、「学習目的・計画」等を測り、評価するとともに、面接の際の参考とする。面接においては、委員会で定められた注意事項と質問項目に従って行い、「学習意欲」、「自己表現力」等を測り、評価する（別添資料4-2-③-2：専攻科入試実施要領）

【分析結果とその根拠理由】

本学の入学者選抜は、教授会が定める入学試験実施要領に基づいて行われ、志願者の規模に十分な入試委員が配置されているので、適切な実施体制によって公正に実施されている。

観点4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

本科新入生アンケートを通じて、本学の情報入手経路、入学動機、就業状態などを調べ、入学者受入方針との関係などの検証を行っている（別添資料4-2-④-1：2010年度新入生アンケート集計結果）。また「学生募集要項」の検討の際に、学生部委員会等で入学者選抜のあり方を検証し、入試形態別定員の変更など必要な改善措置を講じている。

また、FD会議では原則として新入生全員が参加する「社会科学基礎演習」についての議論が行われ、その際に実際に入学してきた学生がどのような学生かについての情報を共有し、入学者受入方針に沿った学生が入学したかどうかを検証している。

専攻科生に関しては、上記FD会議ではなく、専攻科委員会及び教授会において受入方針に沿った受入れが進んでいるかの検証が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

本科については、FD会議における「社会科学基礎演習」についての議論を通じて、どのような学生が入学しているかについての情報を全教員で共有しているので、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証していると言える。専攻科については、専攻科委員会及び教授会で検証が行われている。

観点4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本科の入学定員は120名である。過去5年の入学者数の推移は資料4-3-①-1のとおりであり、平均入学

定員充足率は0.88である。入学定員に満たない年が続き、これに対して全学的に改善の取り組みを進めてきている。その成果もあって、ここ5年間に於いて入学定員を大幅に下回る状況にはなっておらず、また平成22年度の入学者数は定員を満たしている。

専攻科の入学定員は15名である。過去5年の入学者数の推移は、資料4-3-①-2のとおりであり、平均入学定員充足率は0.43である。ここ5年間に於いて入学者が定員を大幅に下回る状況が続いており、専攻科改革の議論が行われている。状況改善のため、履修モデルの改革を行った。従前の履修モデルは、地域政策モデル、地方行政モデル、司法実務モデル、経営会計モデルの4つであった。この中で、地域政策モデルと地方行政モデルにおいては、推奨される履修科目の多くが共通しており両者の差異がわかりにくかった。また、司法実務モデルは、資格取得を主眼としており、日常生活における法化現象に対応できない状況であった。そこで新しい履修モデルでは、地域政策モデル、生活法政モデル、経営会計モデルの3つに編成し、よりわかりやすく、且つ幅広い層の人に関心を持ってもらえるようなモデル編成を目指した。

資料4-3-①-1：社会科学科の志願者及び入学者数

(単位：人)

年度	入学 定員	志願者				入学者			
		推薦	社会人	一般	計	推薦	社会人	一般	計
平成18年度	120	27	57	41	125	21	49	37	107
平成19年度	120	23	43	37	103	22	42	33	97
平成20年度	120	18	42	55	115	17	40	46	103
平成21年度	120	14	42	60	116	12	38	54	104
平成22年度	120	21	35	83	139	19	31	72	122

資料4-3-①-2：専攻科の志願者及び入学者数

(単位：人)

年度	入学 定員	志願者	入学者
平成18年度	15	11	11
平成19年度	15	9	8
平成20年度	15	4	2
平成21年度	15	7	7
平成22年度	15	5	5

【分析結果とその根拠理由】

本科の入学者実数は、入学者定員数を大幅に下回る状況とはなっておらず、また平成22年度には定員を満たしている。しかし、安定した定員充足のため、引き続き教育の充実を図りながら、広報活動を一層強化していく必要がある。また、専攻科においては、入学者定員を大幅に下回る状況が続いている。モデル改変などの努力はなされているが、さらなる改善の取り組みが必要である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

社会人を含め多様な人々が学ぶことができるように、推薦入試、社会人入試、一般入試を実施し、実際に様々な経験を持ち、幅広い年齢の学生を受入れている点は顕著な特徴を持つ優れた点である。

【改善を要する点】

入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針として明確にすることも検討する必要がある。本科における安定的な定員充足のため、引き続き教育の充実を図りながら、広報活動を一層強化していく必要がある。また、専攻科においては、入学者定員を大幅に下回る状況が継続しており、モデル改変などの改善努力はなされているが、さらなる改善の取り組みが必要である。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学の本科、専攻科において、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針と「学生募集要項」により、明確になっている。しかし、入学者受入方針において「入学者選抜の基本方針」を組み入れた形での明確化が必要と考えられる。また、高校訪問等による資料配布実績、ホームページへの公開、アクセス数から、本学の入学者受入方針が公表され、広く周知されている。

入学者受入方針に記載されている求める学生像に沿った学生を選抜するため一般入試だけではなく、推薦入試、社会人入試を設けている。学力試験だけでは把握することが困難な学習意欲や主体的に学ぶ能力を志望理由書、自己推薦書や面接により確かめることができているので、採用されている選抜方法は適切であり、実質的に機能している。専攻科においても、レポートと面接により、学力試験では把握することが困難な学習意欲を確かめることができおり、採用されている選抜方法は適切であり、実質的に機能している。

本学における実際の入学者選抜は、教授会が定める入学試験実施要領に基づいて行われ、志願者の規模に対して十分な入試委員が配置されているので、適切な実施体制によって公正に実施されていると言える。

本科においては、FD会議における「社会科学基礎演習」についての議論を通じて、どのような学生が入学しているかについての情報を全教員で共有し、入学者受入方針に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証している。専攻科については、専攻科委員会及び教授会で同様の検証が行われている。

入学者実数については、本科の場合、入学者定員数を大幅に下回る状況とはなっておらず、また平成22年度については定員を満たしている。しかし、入学定員を下回る状況に対しては、引き続き教育の充実を図りながら、広報活動を一層強化していく必要がある。また、専攻科においては、入学者定員を大幅に下回る状況が継続しており、モデル改変などの改善努力はなされているが、さらに継続的な改善の取り組みが必要となっている。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<短期大学士課程>

観点 5-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学社会科学科（以下本科と略）は、豊かな教養を身に付けるための基礎的な学力を養成すること、社会科学の専門的な力量を養成すること、地域社会の発展を主体的に担うことができる人材を養成すること、を教育の目的として掲げ（資料 1-1-①-2：高知短期大学社会科学科および専攻科の理念・目的）、短期大学士（社会科学）の学位を授与している。この目的を達成するために教育課程を大きく「基礎教育科目」と「専門教育科目」に区分し、更に「基礎教育科目」を、「入門に関する科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「教養科目」の 4 つの領域に、また「専門教育科目」を、「法学系」、「経済経営系」、「総合社会系」の 3 つの系列を柱に、「各系共通」を加えた 4 つの領域に区分している。こうした教育課程編成の考え方は、資料 5-1-①-1 のとおりである。また、これを踏まえ、必要な科目を資料 5-1-①-2 のように配置している。

資料 5-1-①-1：社会科学科教育課程編成

I. 教育課程編成

本学の教育課程は、基礎教育科目と専門教育科目に大きく区分され、さらにそれがいくつかの領域に分けられている。どのような目的でどのような科目区分がされているのかを示せば、以下のとおり。

(1) 基礎教育科目（卒業には基礎教育科目 10 単位以上の履修が必要）

現代社会を主体的に切りひらく担い手として必要な基礎的能力を形成するために、広い視野と教養を身につけ、コミュニケーション能力を豊かにし、生涯にわたる自己教育力を育成する。

イ. 入門に関する科目（卒業には入門に関する科目 6 単位以上の履修が必要）

大学教育への入門となり、また本学の専門教育への導入・入門として位置づけられる基礎的な知識と力量を育成するとともに、コミュニケーション・情報処理の基礎力を育成する。

ロ. 外国語科目

外国語を通じたコミュニケーション能力を育成し、多様な文化への理解を深めることによって、国際化する社会に対応する基礎的な力を育てる。

ハ. 保健体育科目

生活における健康と運動の意味を理解し、それを意識的に位置づけることができる力を育成する。

ニ. 教養科目

広い視野と教養を身につけ、複雑化・多様化する現代社会の問題への理解を深める基礎的な力を育成する。

(2) 専門教育科目 (卒業には専門教育科目 40 単位以上の履修が必要)

法学と経済学を中心に社会科学の基礎的力量を形成し、地域社会の創造的な担い手を育成するために、現代社会が抱える様々な問題を発見し、その問題を解決するための基礎的な能力を養成する。

イ. 法学系科目

法学の基礎的な知識と能力を形成し、人権と民主主義を尊重し、行政や法務などにかかわる担い手を育成する。

ロ. 経済経営系科目

経済学・経営学の基礎的な知識と能力を形成し、持続可能な経済の発展に寄与する産業やさまざまな事業にかかわる担い手を育成する。

ハ. 総合社会系科目

政治学などを中心に、現代社会を社会科学の視点から多面的、総合的に認識するための基礎的な知識と能力を形成し、地域の担い手を育成する。

ニ. 各系共通科目

卒業後も能力を高めていくことができるように、コミュニケーション能力を向上させつつ専門分野を深め、自ら主体的に学ぶ力を育てる。また同時に地域の担い手としての自覚と素養を身につけ、働くことの意味を理解し、自分らしい生き方を歩むことができる力を育成する。

資料 5-1-①-2 : 教育課程の編成にもとづく学則上の開講科目

()内は単位数

(1) 基礎教育科目 …17 科目 (52)	イ. 入門に関する科目 …4 科目 (12)	法学(4)、経済学(4)、情報処理(2)、社会科学基礎演習(2)
	ロ. 外国語科目 …5 科目 (24)	英語(8)、ドイツ語(4)、フランス語(4)、中国語(4)、アジアの言語(4)
	ハ. 保健体育科目 …2 科目 (4)	保健体育(2)、体育実技(2)
	ニ. 教養科目 …6 科目 (12)	哲学(2)、文学(2)、芸術・文化論(2)、文書表現技法(2)、自然科学(2)、心理学(2)
(2) 専門教育科目 …(71 科目 238)	イ. 法学系科目 …21 科目 (76)	憲法(4)、行政法(4)、税法(4)、刑法総論(4)、刑法各論(4)、刑事訴訟法(4)、民事訴訟法(4)、民法[総則・物権](4)、民法[債権](4)、民法[家族](4)、商法[総則・商行為](4)、商法[会社](4)、経済法(4)、労働法(4)、基礎法学(4)、国際法(4)、社会保障法(4)、法学特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(各2)
	ロ. 経済・経営系科目 …25 科目 (84)	経済原論(4)、経済学史(4)、経済史(4)、国民所得論(4)、現代資本主義論(4)、国際経済論(4)、財政学(4)、金融論(4)、農業経済論(2)、日本経済論(4)、経済政策論(4)、地域経済論(4)、流通経済論(2)、協同組合論(2)、労働経済論(2)、経営学(4)、企業分析論(4)、

	会計学(4)、簿記学(4)、現代産業論(4)、経営情報システム論(4)、経済学特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(各2)
ハ. 総合社会系科目 …20 科目(58)	政治学(4)、政治史(4)、国際関係論(4)、歴史学(4)、社会保障・福祉論(4)、社会思想史(4)、地方自治論(4)、行政学(4)、社会学(4)、ジェンダー論(2)、生涯教育論(2)、地域史(2)、平和学(2)、西洋近現代史(2)、環境論(2)、マスコミ論(2)、現代社会論(2)、政治学特殊講義Ⅰ・Ⅱ(各2)、歴史学特殊講義(2)
ニ. 各系共通科目 …5 科目(20)	高知学(4)、外書講読(4)、キャリアデザイン(2)、消費生活論(2)、社会科学演習(8)

勤務条件などにより受講時間に制約のある学生もいることを考慮に入れ、履修の自由度を大きくしているが、卒業に必要な単位として「入門に関する科目」から6単位以上、「入門に関する科目」を含む「基礎教育科目」から10単位以上、「専門教育科目」から40単位以上の履修を求め、社会科学の基礎的力量を持つ人材の育成を進めている。「入門に関する科目」は早めに履修し、学びの基礎固めをするように薦めているが、特に「社会科学基礎演習」は、本学での学びがスムーズに始められるように、全新生に履修を強く推奨している。全新生が10前後の演習に配置され、その演習担当の専任教員が卒業まで学生生活の相談に応じる体制をとっている。

各科目の授業内容は、シラバス(別冊資料3-3-①-1:平成22年度 講義内容の概要(シラバス))に示され、学生に配布される。また4月の新年度オリエンテーションでは学生に対して直接に教育課程全体の編成、各系列の専門科目の構成などが説明され、更に履修のガイドライン、目的別の履修モデル、拡充してきた演習の内容や性格、履修年次などが示され、学生がそれぞれの目的や関心に応じて適切に科目選択ができるようにしている(別冊資料5-1-①-1:履修ガイダンス資料)。

【分析結果とその根拠理由】

本学社会科学科の教育課程は、「基礎教育科目」を中心に豊かな教養を身に付け、「専門教育科目」を中心に社会科学の専門的力量を養成し、地域を主体的に担う人材として成長するために必要な科目が適切に配置されており、学則と「理念・目的を定める規程」、授与される学位に照らして必要な授業科目が適切に配置され、体系的に編成されていると言える。

観点5-1-②: 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

現在の教育課程は、平成10年度に実施された大幅なカリキュラム改革を基礎にしており、その後も学生ニーズの変化や社会的要請に対応するために、以下のように断続的に教育課程の改善を進めてきている。

学生の編入学・就職希望への対応

高校新卒者の就職率低下と進学率上昇が続く中、雇用情勢の悪化や不安定雇用の増大の影響も加わり、入学生の中で定職を持たない若い学生が増大し、その多くが4年制大学の3年次編入学を希望するという状況が生まれしてきた。また多くはないが就職希望の学生も増えてきた。こうした状況に対応するために、個々の学生に向き合い、その力量を向上させていくために、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」という学びの基礎的要素を含み、個別

の対応が可能な少人数の演習を大幅に充実させていくことになった。具体的には、各系共通の専門教育科目として配置されていた「社会科学演習」の単位数を4単位から6単位に（平成19年度）、更に6単位から8単位に（平成21年度）増やしてきた。編入学の希望は若い学生のみならず、退職者層を含む中高年層の中にも生まれており、演習の充実はこうした状況に応えるものともなっている。また、演習だけでなく、編入学・就職希望者に対応するものとして、講義科目として文章表現の基礎力量養成講座として「文章表現技法」（平成13年度）が、職業観や就職観の捉え直しを意図した科目として「キャリアデザイン」（平成20年度）が開設されている。

学生の多様なニーズ、社会の要請等への配慮

編入学・就職希望への対応だけでなく、学生の多様なニーズや社会状況の変化に対応し、科目編成は適宜、見直しが進められ、「高知学」、「経営情報システム論」（平成13年度）、「社会保障法」（平成21年度）、「消費生活論」（平成22年度）などが開設されている。県立大学として地域との連携強化が求められているが、「高知学」は、地元高知の地域問題を深く知り、理解するための科目として開設され、地域の人たちの協力を得ながら、体験実習と講義を組合せて授業を進めている。講義の場合は原則として公開の形をとり、地域の問題を地域の人たちとともに学び、交流する場としている（http://www.kochi-wu.ac.jp/kjc/area_kochigaku.html参照）。また、「消費生活論」は高知県立消費生活センターからの要請を受け、地域貢献の一環として同センターと連携した講座として開設するものであり、この講義も一般に公開される。更に、本学に入学した中国からの帰国者への学習支援として、また地域に住む外国人の日本語能力向上という地域貢献の一環として、正規外の科目として「日本語講座（中級）」を平成17年度から開講している。当初は半期だったが、現在では通年科目として開講し、毎年20名前後の受講生がいる。

「アジアの言語」として開講している「韓国語」受講生を中心に、韓国晋州産業大学校との国際交流が行われ、平成16年度には大学間の国際交流協定が結ばれ、協定に基づく交流が進められている。二部に学ぶ社会人学生同士の国際交流としてユニークなものであり、学生には大きな刺激となっている。

単位互換等

同じ県立大学である高知女子大学との単位互換が平成13年度から始まり、本学の学生は特別聴講学生として同大学の開講科目を受講し、8単位まで本学の卒業に必要な単位として取得することが可能になった。同大学文化学部の科目を中心に積極的に利用されており、学生の多様なニーズに応える機会となっている（資料5-1-②-1、資料5-1-②-2、別添資料5-1-②-1：高知短期大学特別聴講学生に関する規程）。また本学専攻科の科目に関しても、単位履修を伴わない聴講については、担当教員の許可を条件に認められており、学生はより深い学びの機会が与えられている。

資料5-1-②-1：単位互換関連学則（学則第18条、第31条）

（他の大学等における科目の履修）

第18条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づき履修した科目について修得した単位については、8単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 前項に定めるもののほか、学生が他の大学又は短期大学において履修した科目の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学又は短期大学の学生で本学の授業科目を履修しようとするものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

資料5-1-②-2 高知女子大学との単位互換実績－社会科学科

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
受入	2	3	2	2	1	2	11	22
派遣	9	18	10	24	17	25	19	24

*人数は実数、科目は延べ数

本学は、科目等履修生制度を設けており、一般の人が受講し、単位を取得することが可能である。本学の科目は、夜間開講で利用しやすく、多くの県民が利用している。科目等履修生として学んだ後に本学に入学する学生もいる。科目等履修生として履修した本学の単位は、本学に入学した場合には全て卒業必要単位として認定される。なお、入学前に他の大学や短大で修得した単位については、基礎教育科目の単位として16単位まで認められる。本学以外で履修した単位を含め、入学前の単位履修状況は資料5-1-②-3のとおりである。

資料5-1-②-3 入学前の履修単位認定状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	人数	単位数	人数	単位数	人数	単位数	人数	単位数
本学における単位履修	1	12	1	12	3	20	4	78
他の大学での単位履修	1	16	1	12	2	32	1	16
合計	2	28	2	24	5	52	5	94

研究成果の反映・学術動向の反映

本学教員の研究は現代社会の問題に直接にかかわる領域で精力的な研究を進めており、資料5-1-②-4のように、その研究成果は学生教育にも反映している。

資料5-1-②-4 本学専任教員の研究活動と本科授業内容への反映例

科目名	担当教員の代表的な研究活動	授業内容への反映例
労働法	芸能実演家の労働者性	近年、労働法上の保護を受けうる労働者と扱うべきか独立事業者と扱うべきか問題となるような就業形態を採る者が多く見られるようになっている。こうした者の中でも、歌手や俳優といった芸能実演家が労働法上の労働者に該当するか否かは、以前から議論されてきたところである。「労働者性」という、労働法にとってもっとも基本的かつ重要な問題について、当事者に関する聞き取り調査をしたり、芸能実演家が芸能事務所と締結した契約書を見たりした経験を踏まえて、授業を行っている。

社会保障法	企業年金の減額・廃止	昨今の財政の逼迫や高齢化の進展により、高齢者の所得保障を公的年金のみに依存することが難しくなっている。 そこで、企業が任意で実施する企業年金に注目が集まっているが、給付減額やさらには制度の廃止が増えており、訴訟が多くなってきている。国が責任をもって実施する公的年金と企業が任意で実施する企業年金とを対比しながら、国民の所得保障について、どの程度公私で役割分担できるかを授業で検討している。
国際経済論	アジアにおける通貨統合の現状と課題	地域統合の動きを、アジアにおける通貨協力の進展という視点から検討しており、その研究成果を活かし、グローバル化と同時に進行する地域統合の意味を授業で取り上げ、検討している。資本移動の自由化と通貨協力の関係、アジアにおける地域統合の特徴と課題などについて、研究動向を抑えながら授業を進めている。
現代産業論	日本の代表的産業の能率管理	日本企業の製造現場や売場の能率管理のあり方は、産業によって異なっている。従来の研究においては、現場の能率は生産システムの問題として解かれていた。あるいは、協調的な労使関係が経営合理化にどのような影響を与えるのかと言う観点から考察されてきた。しかし、能率管理にはホワイトカラーを含めた幅広い従業員の合意を獲得するプロセスが必要不可欠である。筆者は、こうした研究史における空白を埋めるために、ミドルマネジメント層を含めた現場の能率管理の仕組みについての研究を行ってきた。それによって、日本企業においては、目標管理制度を通じて能率を管理する手法が幅広い産業でとられていることを発見した。現代産業論の授業においては、こうした研究成果を利用して、日本企業における現場レベルの能率管理を解説している。その際、産業間の異同を明確にすることに力点を置いている。
地方自治論	現代日本の地方自治における都道府県制度の研究	日本の地方自治制度のあり方を、国際比較や歴史的な視点も含めて概略的かつ総合的に学ぶ科目である。近年の地方分権改革による変化や都市と地方・農山漁村など地域の多様性に対して、地方政府が「都道府県・出先機関―市町村―地域・コミュニティ」の相互関係を多元的・複合的に形成することで対応・機能しているという実証分析・研究内容をふまえて地方自治制度論を講義で紹介・説明するなどし、研究成果を授業に反映させている。

行政学	限界集落における行政機能に関する研究	現代社会における行政制度のあり方や住民生活と行政との関連、政府・行政の機能などを概略的かつ総合的に学ぶ科目である。住民参加や地域・コミュニティにおける行政機能について学習する際には、都市と比較して過疎化・高齢化している地域、特に限界集落の現状・課題や行政と地域・住民との協働に関する実証研究の成果と豊富な事例分析の内容を適宜に紹介しながら講義を行い、研究成果を授業に反映させている。
-----	--------------------	---

【分析結果とその根拠理由】

編入学・就職希望など学生ニーズの変化と多様性に対応し、演習科目を拡充しているほか、地域の協力を得て地元の現実を学ぶ「高知学」の取り組み、地域の要請を受け、地域と連携して開講される「消費生活論」など、本学の教育課程は学生の多様なニーズ、社会からの要請等に適切に配慮した編成と内容になっている。教員の研究活動も活発であり、本学の教育に反映するという点でも配慮されている。

観点 5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の実質化に向けて、補講期間を設け、休講の場合は補講を実施するなど、単位認定の根拠となる授業時数を確保し、年間 35 週の授業週を確保するように努めている（別添資料 5-1-③-1：学生便覧 2010 pp. 71）。

学生に対しては、新年度オリエンテーションにおいて、講義と演習、実技と実習について、それぞれの授業時間と準備のための学修時間の考え方を説明し、単位取得の意味を理解するようにしている。同時に科目の説明や履修のガイダンスを行い、単位取得の進め方を指導している。更に「社会科学基礎演習」において、個別の目的や関心に応じた単位履修の進め方や学び方などについて学生の相談に応じている。

各講義科目については、シラバスにおいて学習の指針を示し、学生が主体的に学ぶように促している。また講義形式の授業の場合にも、レポートや小テストを課す科目は少なくない。平成 22 年度シラバス（別冊資料：3-3-①-1：平成 22 年度 講義内容の概要（シラバス））によれば、レポートを課す講義科目が 36 科目、小テストなどを課す科目が 32 科目となっている。また演習形式の科目では、頻繁に受講生への課題が出される。こうしたレポートや課題に対応するために、学生は授業時間以外に一定の自習時間を確保しなければならない状況にある。

【分析結果とその根拠理由】

単位の根拠となる授業時数、年間授業週数の確保に努め、学生に対してはオリエンテーション等において単位取得の意味を説明し、履修の進め方について指導を行うとともに、学生の相談に応じる体制を整えている。更に個々の受講科目についてシラバスで主体的な学習を促すための指針を提示しており、単位の実質化への配慮が行われている。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

学則に示される開講科目は88科目あり、授業形態別に見ると、演習が5科目、実技が1科目、実習と講義を組み合わせた科目が1科目となっており、その他の81科目は、全て講義の形で授業が行われている。授業形態別の科目と平成22年度の開講科目数を単位数に換算して示せば、資料5-2-①-1のとおりである。編入学や就職に向けた学生ニーズの増大に対応するために演習を重視し、その比重を高めてきた。1年前期に大学教育・社会科学教育への導入のために「社会科学基礎演習」を置くだけでなく、各系共通の専門教育科目として置かれていた「社会科学演習」を8単位まで増やし、卒業まで少人数の演習形式での指導を行う体制を整えた。これらの演習科目の配当年次や目的は資料5-2-①-2のとおりである。各演習の受講者数は、数人から多くても15人程度となっており、きめ細かな指導が可能な規模である。特に、「社会科学演習Ⅲ・Ⅳ」では個別指導を重視している。

資料5-2-①-1 授業形態の組合せ（平成22年度）

授業形態	対応する学則上の科目	開講科目数（単位換算）
演習	情報処理、経営情報システム論、外書講読、社会科学基礎演習、社会科学演習	64
実技	体育実技	4
実習と講義	高知学	2
講義（外国語）	英語、中国語、フランス語、ドイツ語、アジアの言語	22
講義（外国語以外）	上記以外の全ての科目（76科目）	180

*ここで科目数は全て単位換算の数。また同一科目を複数開講している場合、複数の開講数として計算している。

資料5-2-①-2 演習科目と配当年次及び目的・内容

演習名	配当年次	目的と内容
社会科学基礎演習(2単位)	1年前期	大学教育・社会科学への導入
社会科学演習Ⅰ・Ⅱ(各2単位)	1年後期、2年後期	各教員の専門を生かした社会科学の学び
社会科学演習Ⅲ・Ⅳ(各2単位)	1年後期、2年前期	現代社会の諸問題に関する小論文やレポートの作成能力、コミュニケーション能力の育成

「社会科学演習」の目的は、現代社会の諸問題について専門分野に立ち入った学習を通じて社会科学の素養と力量を育てるというだけでなく、レポートや小論文をまとめる力、自分の考えを発表し、的確に議論する力をつけるという点にある。在学中はもちろん、4年制大学編入学や就職に向けた力となるものでもあり、卒業後の進路を意識して拡充されたものである。

外国語や「情報処理」では、受講者数の動向を見ながら、受講生の数あまり多くならないように、適宜、複数授業を構えるなどの措置をとり、また外国語については科目等履修生の受入人数を必要に応じて制限し、授業の教育効果を落とさないように配慮してきている。

学習への動機付けや問題意識の喚起という点から、現実との接点を意識的に織り込んでいくことが必要になっているが、現場の感覚や現実の動きを学生が生き生きと知ることができるように、現場で実際に問題に取り組んでいる人たちの話を聞く機会を積極的に授業に位置づけている（「高知学」や「地域経済論」など）。更に、五感

を通じて現実を知り、体験を通じて学ぶ機会として、「高知学」では体験実習の要素を取り入れ（平成19年度から）、中山間地域における農林業体験や生活体験、街路市での出店体験など、実習や現場研修を含む授業を進めている。本学の場合、仕事を持つ学生などいることから実習や研修の実施には時間など様々な制約を伴うが、土・日を利用して編成しており、学生の関心も高い。

【分析結果とその根拠理由】

社会科学を専門教育として位置づける本学の教育目的に沿って、また学生状況の変化に対応して、演習を充実させ、実習を取り入れるなど行いながら、授業形態の組合せやバランスを適切に保ちつつ、学習指導法の工夫を進めている。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスには、原則として全ての開講科目の講義内容の概要が記載され、年度初めに全ての学生に配布されている。平成21年度からシラバス記載内容の改善と統一性確保が進められ、「シラバス作成要領」（別添資料5-2-②-1）に従って、授業名、担当教員名、講義概要、授業の進め方、達成目標、各回の授業計画（講義の具体的内容）、教科書・参考書、成績評価の方法、履修上の注意（履修条件、準備学習などを含む）などの項目が記載されている。平成22年度からはホームページにも公開している。

ただし、「社会科学基礎演習」や「社会科学演習Ⅲ・Ⅳ」のシラバスは、学生状況に応じて演習内容を変更することもあり、また、教員によって進め方や内容が異なるため、統一的に示すことができる範囲内でまとめられている。各演習の具体的な内容、進め方、成績評価の方法については、それぞれの演習担当教員が初回の授業で説明することとなっている。また開講科目の内、集中講義科目については別途、シラバスが学生に配布・掲示される。

原則として、授業はシラバスに沿って進められ、変更がある場合には教員から説明がある。また、授業評価アンケート結果を平成18年度から20年度の3年間で見ると、76-82%の学生がシラバスに沿った計画的なものだったと回答している（別添資料6-1-①-2：2008年度高知短期大学年報 pp. 27-28）。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、全学生に配布され、平成21年度からシラバスの記載内容の改善と統一性の確保が進められている。また、平成22年度からはホームページでも閲覧が可能になっており、シラバスは適切に作成され、学生が活用できる状態にある。また、授業評価アンケートの結果からもシラバスに沿った計画的な授業が進められていると言える。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

全ての専任教員が参加するFD会議において、新入生アンケートなども利用しながら、学習意欲など学生の状況把握を進め、「社会科学基礎演習」や「社会科学演習」の担当教員が、受講生の学習相談に応じる体制となっている。前述の演習重視という方向は、基礎学力不足の学生への対応という意味からも位置づけられている。社会科学を学ぶ上で、読解や文章作成能力、更には的確に議論をする能力が基礎となるが、「社会科学演習Ⅲ・Ⅳ」は

こうした能力を高めるために、個別指導も可能な体制として設置されたものである。

また、英語学習から長時間離れていた学生や、パソコンを初めて学ぶ中高年層の学生もいることから、英語では学び直しの授業科目として「英語Ⅰ」を、情報処理では初歩から学ぶ授業科目として「情報処理Ⅰ」を置いている（別添資料5-2-③-1：履修ガイダンス資料 pp. 4-5）。また、正規外の科目として開講している「日本語講座（中級）」には、本学に入学した中国からの帰国者への学習支援の意味も持っている。

また、自主学習のために施設利用の便宜を図っており、図書館や、パソコンが設置されている学生自習室の利用時間を長く設定している（資料7-2-①：自主学習のための施設とパソコン設置状況）。また学習サークルや自主ゼミなどでの教室利用も可能になっている。

【分析結果とその根拠理由】

全ての専任教員が参加するFD会議において学習意欲など学生の全般的な状況と対応について議論されるとともに、演習担当の教員が中心となって個々の学生の学習相談に応じる体制をとっている。また自主学習のために図書館、学生自習室、教室などの利用の便宜を図っており、自主学習や基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

本学は、第二部の短期大学として、仕事などと就学を両立させることができるように、授業の開講は平日夜間の午後6時から午後9時10分までに設定している。集中講義の場合は、平日の夜間と土・日、休日を利用して授業時間を確保している。また、仕事を持つ学生の場合、年度途中で勤務条件が変化し、通年科目を途中で放棄せざるをえなくなることもある。そこで半期ごとに多様な科目選択ができるように、通年4単位科目を2単位科目に分割・再編するカリキュラム改革を進めてきた。

仕事をしながら学ぶことは、授業が夜間であっても、残業・家事などがあり困難を伴うものだが、更に近年では勤務時間が不規則となり、就労形態も多様化し、夜間開講の授業であっても通い続けることが困難な学生も増えてきている。そこでこうした学生のために、平成16年度から長期履修学生制度を導入している（資料5-2-④-1、別添資料5-2-④-1：高知短期大学長期履修学生規程）。仕事や家庭などの事情で授業に出席できる時間や曜日が限られる、あるいは授業の準備に十分な時間が取れないなど、卒業に必要な単位を通常の2年間で取得することが困難な場合に、3年ないし4年の長期にわたって計画的に単位を履修することが認められるようになり、かなりの学生がこの制度を利用している（資料5-2-④-2）。

仕事や家庭の事情などで就学上の困難が生じた場合、「社会科学基礎演習」の担当教員が相談相手となり、休学などの適切な対応を早期にとるよう指導している。

資料5-2-④-1：学科の組織及び修学年限（学則第3条）

（学科の組織及び修業年限等）

第3条 本学に社会科学部第二部を置き、修業年限は、2年とする。ただし、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業をすることを

希望する旨を申し出たときは、学長が定める高知短期大学長期履修学生規程により、その計画的な履修を認めることができる。

資料 5-2-④-2 各年度入学生の長期履修学生制度利用状況（社会科学科）

(単位：人)

入学年次	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入学生総数	115	127	98	107	97	103	104	122
長期履修学生	2	17	19	14	17	20	17	8
内、3 年履修	1	9	11	4	9	13	8	5
4 年履修	1	8	8	10	8	7	9	3

*平成 15 年度入学生の長期履修は平成 16 年度になって長期履修学生制度を利用したことによるもの

【分析結果とその根拠理由】

第二部の短期大学として、本学は、仕事を持つ学生などに配慮した時間割やカリキュラムを設定し、学生への指導も丁寧に行っている。また学生が就学と仕事などを両立させることができるように、長期履修学生制度を早期に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の教育目的に照らして、卒業認定基準、成績評価基準、卒業の認定等が学則第 16 条、第 17 条及び第 19 条で規定されており（資料 5-3-①-1）、その内容は、全学生に配布される『学生便覧』に記載され、ホームページ上でも公開されている。『学生便覧』では「履修」の項目で成績評価基準とともに成績評価の基本的な方法などが示されている。以上の点は、新年度オリエンテーションにおいて学生に詳しく説明される。

成績評価基準について学則は、100 点満点で 80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」とし、60 点以上を合格として所定の単位を与えるものとし、授業時数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は不合格として単位を与えないとしている。更に、『学生便覧』では、成績評価の方法

について、試験・レポート・授業への参加状況などによって行われると説明され、試験の実施方法、レポートの提出方法、出席の扱い、追試験の手続き、成績評価の通知方法などが示されている。科目ごとの具体的な評価方法などはシラバスで示されている。具体的な成績評価は、学則に定められた成績評価基準に従って、各科目の担当教員が行い、100 点満点の点数と単位認定が記載された成績評価結果が、所定の期日までに学生課に提出される。

卒業認定基準について学則は、「基礎教育科目」を 10 単位以上（その内、「入門に関する科目」が 6 単位以上）、「専門教育科目」を 40 単位以上、合計で 62 単位以上を修得しなければならないとし、卒業認定は教授会の議を経て学長が行うとしている。以上の規定に基づき、卒業可能者の学籍番号、名前、修得単位数とその内訳が記載された卒業判定資料に基づいて、教授会において成績を確認の上、学則に定められた卒業認定基準に従って卒業判定が行われる。

資料 5－3－①－1：卒業要件、科目履修の認定及び成績の評価、卒業の認定及び学位の授与
(学則第 16 条、第 17 条、第 19 条)

(卒業要件)

第 16 条 本学を卒業するには、2 年以上（第 3 条ただし書の規定に基づき計画的な教育課程の履修を認められた学生のうち、その認められた期間（以下この条において「長期履修期間」という。）として 3 年を選択した者にあつては 3 年以上、長期履修期間として、4 年を選択した者にあつては 4 年以上）在学し、基礎教育科目を 10 単位以上（そのうち入門に関する科目については、6 単位以上）、専門教育科目を 40 単位以上、合計で 62 単位以上を修得しなければならない。

(科目履修の認定及び成績の評価)

第 17 条 科目履修の認定及び成績の評価は、科目試験又はこれに代わるべき方法による。

2 科目試験は、当該履修科目の学期末又は随時に行うことができる。

3 成績の評価は、次に定めるところによる。

- (1) 各授業科目について 100 点を満点とし、60 点以上を合格として所定の単位を与える（ただし、当該授業科目につき授業時数の 3 分の 2 以上出席しない場合は不合格として単位を与えない。）。
- (2) 評価は優、良、可及び不可とし、優は 80 点以上、良は 70 点以上 80 点未満、可は 60 点以上 70 点未満、不可は 60 点未満とする。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 19 条 卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により卒業の認定をされた者に対し、短期大学士（社会科学）の学位を授与する。

【分析結果とその根拠理由】

教育目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準は、学則の形で組織として策定され、『学生便覧』等によって学生への周知も行われている。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。

観点 5－3－②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績評価等の正確さを担保するために、学生自ら成績に疑問がある場合には、原則として成績通知後 1 週間以

内に申し出るように、『学生便覧』に明記するとともに、新年度オリエンテーションにおいてもこの点を説明し、更に成績通知の際にその旨の掲示を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学生には成績に疑問がある場合には直ちに申し出るよう周知しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると言える。ただし、疑問が提起された際の取り扱いなど、より明確で組織的なものにしていくことは課題として残されている。

＜専攻科課程＞

観点 5-4-①： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【観点に係る状況】

本学の専攻科は、社会科学の研究・教育を通じて、勤労者をはじめとする多様な学生に対して、これまでの社会科学の学習を基礎に、より深く学ぶ場を提供し、専門領域の実践的な力量を身に付けた人材を育成することを理念としている。その理念の下に、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域社会の創造的な担い手を養成することを目的としている（資料 1-1-①-2：高知短期大学社会科学科及び専攻科の理念・目的）。この目的は、本科が目的としている人材養成を更に高度にしたものである。それゆえ、専攻科では本科に関連した発展的な科目を中心に配置している（資料 5-4-①-1）。

資料 5-4-①-1：学則上の開講科目とモデル

開講科目	単位数	モデル別推薦科目		
		地域政策	生活法政	経営会計
◆地域政策系科目	<26>			
地域政策演習	8	○		○
地域政策特講	4	○		
地域経済論特講	2	○		○
地域財政論	2	○		
地域金融システム論	2	○		○
貿易論特講	2	○		
地方自治論特講	2	○	○	
地方政治論	2	○	○	
社会調査論	2	○		
◆社会実務系科目	<36>			
憲法特講	2	○	○	
国際法特講	2		○	
行政法特講	2	○	○	
実務民事法	4		○	

刑法特講	2		○	
労働法特講	2		○	
不動産法	2		○	
実務商事法	4		○	○
簿記学特講	4			○
税務会計論	2			○
税法特講	2			○
経営学特講	4			○
財務諸表論	4			○
◆総合科目	<6>			
情報処理応用演習	2	○	○	○
消費生活論	2	○	○	○
特別研究	4	○	○	○
単位合計	70	38	30	38

【分析結果とその根拠理由】

本学の専攻科は、本科において開講されている科目に関連した発展的な科目を配置しているので、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっている。

観点 5-4-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域社会の創造的な担い手を養成することを教育の目的としている専攻科では、関連する数多くの科目を開講しているが、科目の性格に応じて「地域政策系科目」と「社会実務系科目」の2つの系を柱に、両系に共通する「総合科目」の3つに分類している。「地域政策系科目」はフィールドワークを含む「地域政策演習」など地域の問題解決能力を養う科目である。「社会実務系科目」は法律、会計、経営などの実務に役立つ実践力を養う科目である。「総合科目」は両系に共通する性格を有する総合的な科目である。

開講科目から学生が体系的に学習できるように、「地域政策モデル」、「生活法政モデル」、「経営会計モデル」の3つを履修モデルとして示している。「地域政策モデル」は地域の産業や福祉、住民参加の地域づくりなどについて、しっかりと足下を見つめ、問題を分析し、解決の方向を探る力を養うことを目的としている。「生活法政モデル」は、日々の生活をよりよいものとするために、法的な知識と考え方を身に付けることを目的としている。「経営会計モデル」は、現代の企業経営、会計システムについての体系的な学習に加えて実践的な会計・経営についての能力を身に付けることを目的としている（資料5-4-①-1）。

【分析結果とその根拠理由】

本学の専攻科では、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域社会の創造的な担い手を養成するために必要な科目を「地域政策系科目」、「社

会実務系科目」、「総合科目」として配置している。また、学生の体系的履修の指針として3つの履修モデルを示している。これらから授業科目が適切に配置され、また教育課程が体系的に編成されていると言える。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

「地域政策モデル」における「地域政策演習」は、地域社会の問題について深く学ぶために、8単位の科目として設置されており、フィールドワークを含む調査・研究を進めて調査報告書をまとめるところまでを目標とする科目であり、地域の問題に正面から取り組もうとするものである。また、平成21年度に行われた履修モデル改革では、現代の法化社会に一般の市民が対応できるように、資格試験対応を主な目的としていた「司法実務モデル」を「生活法政モデル」へと改変し、資格試験にとらわれることなく、広く生活に関係する法律問題を学ぶことができるようにした。また、地域の要請を受けて、平成22年度に設置された「消費生活論」は、扱う事項が本科学生、専攻科学生の双方に共通する内容であるとの認識から、本科、専攻科の共通科目として開講される。

専攻科の学生に対しては、3つの履修モデルを提示して、体系的な学びをすることを推奨しているが、基本に立ち戻って勉強したい学生のために本学の本科を聴講することを認めている。また、多様な関心を有する学生のために、高知女子大学で開講されている科目を履修し、単位認定を可能とする単位互換制度を設けている（資料5-1-②-1）。平成20年度には2名の学生が3科目の講義を単位互換により受講している。

「特別研究」では、学生は自らの関心に従ってテーマを設定し、指導に最も適した教員から、調査・研究についての指導を受けることができる。

本学教員の研究は、現代社会の問題に直接関わる領域で精力的な研究を進めており、資料5-4-③-1のように、その研究成果は学生教育にも反映している。

資料5-4-③-1：本学専任教員の研究活動と専攻科授業内容への反映例

科目名	担当教員の代表的な研究活動	授業内容への反映例
労働法特講	労働者性をめぐる問題	労働法を学ぶにあたり、誰が労働者かという問題はきわめて基本的かつもっとも難しい問題である。近年、労働者性が問題となる事例（トラック持ち込み運転手、歌手や管弦楽団員といった芸能実演家）が問題となった判例を取り上げつつ、演習形式で授業を行っている。具体的には、少人数という利点を生かし、教員が判例や学説の解説を加えた上で、学生には労働者性に関する論文を読んできてもらい、その後に参加者で議論することによって、授業を進めている。
経営学特講	日本の製造企業の経営管理の歴史	日本企業の経営管理制度は歴史的に大きく展開している。従来の研究は、日露戦争前後を重視してきた。終身雇用、年功賃金、内部労働市場といった、いわゆる日本的経営の諸特徴がこの時期に形成されたとしている。しかし、筆者を含めた近年の研究者の調査によれば、これらの特徴は直接的には

		高度成長期に形成されたものであることがわかる。こうした評価の違いは、従来の研究が、一部の従業員に対する萌芽的現象を重視したのに対して、近年の研究は従業員一般への普及過程を重視したことに起因している。授業においては、近年の研究動向を踏まえて、偏りなく、日本企業の経営管理の歴史的展開を解説している。
地方自治論特講	中山間地域の地域づくりに関する研究	中山間地域の地域づくり政策のあり方について、フィールドワーク調査も行いながらゼミ形式で学ぶ科目である。地方自治の基盤である集落・コミュニティの自治と地域づくりのあり方について、基本的な知識や視点を学生が授業で学ぶ際に、地域づくりと地元学に関する調査・研究内容を具体的な事例分析とともに講義することで、研究内容を授業に反映している。授業のフィールドワーク調査では、地元学の手法を応用している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の専攻科では、地域社会の諸問題の解決や現代の法化社会への対応をできる人材を養成するための科目配置をしており、社会からの要請等に配慮している。また、「特別研究」として学生がテーマを選ぶことができる科目を設置するとともに、本科の科目を聴講する制度及び高知女子大学との間に単位互換制度を採用しているところから、多様な学生の興味・関心にも対応し、学生のニーズに配慮している。

専攻科の講義・演習は、担当教員の研究成果に基づいて行われており、研究成果、学術動向を反映している。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

専攻科が有する目的を達成するためには、現代社会、地域社会の問題をきちんと理解することが肝要である。それを実現するための教育・指導方法の一つとして、徹底した少人数教育を採用している。専攻科は定員 15 名であるので、担当教員によるきめ細かな対応が可能となっている。講義、演習双方において徹底した少人数教育を実現し、また短期大学教育では位置づけることが困難な調査研究とまとめを指導し、学生の力を育てている。

演習科目としては、「地域政策演習」と「情報処理応用演習」を配置し、その他の科目は講義科目として開講しているが、講義は参加人数に応じて演習的な要素を取り入れるなど、柔軟な対応をとっている。また、演習科目である、「地域政策演習」では学生間において討論をすることはもちろんのこと、フィールドワークを位置づけ、自ら考え、調査する能力を養成している。

また特別研究においては、学生が主体的に研究テーマを選択し、それをまとめる際に、担当の教員により個別の指導が行われる。

【分析結果とその根拠理由】

専攻科の授業は、学生の状況に応じて、講義科目においても適宜演習形式を採用しており、講義・演習のバランスは適切と言える。また、少人数教育を実施し、演習においてはフィールドワークなどを行っており、教育内

容に応じた適正な学習指導法の工夫がなされている。講義、演習双方において、徹底した少人数教育を実現し、短期大学教育ではなかなか位置づけることが困難な調査研究とまとめを指導し、学生の力を育てている。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスは専攻科の科目編成に従い、原則として全ての科目について作成され、年度初めに全ての学生に配布されており、シラバス掲載事項は本科と同様であり、平成 21 年度から改善と統一性確保が進められている。また平成 22 年度からホームページ (<http://www.kochi-wu.ac.jp/~kyoumu/tan/syllabus/index.html>) にも掲載されている。ただし、授業科目の内、集中講義科目については当該科目の履修申請受付前に科目選択資料として、シラバスが作成され、学生に掲示される。演習などの場合は、具体的な内容、進め方、成績評価の方法について、初回の授業などで説明される。

原則として授業はシラバスに沿って進められ、変更がある場合には教員から説明がある。

【分析結果とその根拠理由】

専攻科シラバスは全学生に配布され、平成 21 年度からシラバス記載内容の改善と統一性の確保が進められ、平成 22 年度からはウェブサイトでも閲覧可能になっているので、シラバスは適切に作成され、学生が活用できる状態にある。

観点 5-5-③： 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

専攻科の学生は、本科科目の聴講が制度的に認められている。これは学生自身の幅広い関心に対応するだけでなく、専攻科の科目を履修する上で基礎的知識が欠けている学生の基礎学力を向上させることも目的としている。

また専攻科控室があり、専攻科の学生は自習等のために自由に使用することができる。その他、図書館の利用時間が延長されているほか、パソコンが設置された学生自習室があり、頻繁に利用されている。学習サークル、自主ゼミなどでの利用の際には教室等が利用可能である（資料 7-2-①：自主学習のための施設とパソコン設置状況）。

【分析結果とその根拠理由】

専攻科科目を受講する上で基礎的な学力が備わっていない学生が、基礎的学力を身に付けるために、本科の講義を聴講することを認める制度を導入しており、また、施設のにも専攻科学生控室を設けるなどしており、専攻科学生が自主学習することに配慮していると言える。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

第二部専攻科として、仕事などと就学を両立させることができるように、授業時間や集中講義は本科と同じ措

置をとっている。また、本科同様、平成 16 年度から長期履修学生制度を導入し（資料 5-5-④-1、別添資料 5-2-④-1：長期履修学生規程）、仕事や家庭などの事情で修了に必要な単位を通常の 1 年間で取得することが困難な場合に、2 年間で計画的に単位を履修することが認められるようになり、利用状況は資料 5-5-④-2 に示されるとおりである。

仕事や家庭の事情などで就学上の困難が生じた場合、教員が相談に応じることが可能であり、休学などの適切な対応を早期にとるよう指導している。

資料 5-5-④-1：専攻科の組織及び修学年限等（学則第 36 条）

（専攻科の組織及び修学年限等）

第 36 条 本学に専攻科応用社会科学専攻第二部を置き、修業年限は、1 年とする。ただし、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定める高知短期大学長期履修学生規程により、その計画的な履修を認めることができる。

資料 5-5-④-2：各年度入学生の長期履修学生制度利用状況（専攻科）

入学年次	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合計
入学生総数	8	7	11	8	2	7	5	48
内、長期履修学生	3	4	7	7	1	6	4	32

【分析結果とその根拠理由】

第二部専攻科として、仕事を持つ学生などに配慮した時間割やカリキュラムを設定し、学生への指導も丁寧に行っている。また学生が就学と仕事などを両立させることができるように、長期履修学生制度を早期に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

観点 5-6-①： 専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

新入学生を対象に専攻科ガイダンスを開催し、科目内容の説明から専攻科における学び方に関してアドバイスをしている。また、定員が 15 名ということから、少人数教育を徹底でき、各科目の担当教員は、学生に対して、日々の授業において指導を行っている。

また「特別研究」においては、教員の指導の下、学生自身の関心に基づき研究が行われている。更に「地域政策演習」においても、教員の指導の下、当該年度のテーマについて共同で調査・研究し、学生は関心の高い部分を中心に分担し、調査・研究のまとめを行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の専攻科においては、学生数が少数であり、教員も専攻科ガイダンスや日々の講義を通じて研究指導を行っている。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が、組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、学則第 42 条で本科に関する第 17 条を準用するとしている。また修了認定基準については、学則 40 条で 20 単位以上を修得しなければならないとしている（資料 5-7-①-1）。これらは本学の『学生便覧』やホームページで示されている。また『学生便覧』では成績評価基準とともに成績評価の基本的な方法など関連する事項が示され、以上の点は新年度オリエンテーションにおいて学生に直接に詳しく説明される。

学則が示す成績評価基準、成績評価の基本的な方法など本科と同様である。

専攻科修了認定について、学則では教授会の議を経て学長が行うとしており、修了可能者の学籍番号、名前、修得単位数とその内訳が記載された修了判定資料に基づき、教授会において成績が確認され、学則に定められた修了認定基準に従って修了判定が行われる。

資料 5-7-①-1：専攻科の修了要件と修了の認定（学則第 40 条、第 41 条）

（専攻科の修了要件）

第 40 条 専攻科を修了するには、1 年以上（第 36 条ただし書の規定に基づき計画的な教育課程の履修を認められた学生にあつては、2 年以上）在学し、20 単位以上を修得しなければならない。

（専攻科の修了の認定）

第 41 条 前条の規定による専攻科の修了の要件を満たし、教授会の議を経て学長が認定した者を修了とし、修了証書を授与する。

【分析結果とその根拠理由】

本学の専攻科の教育目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が、組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点 5-7-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

短期大学士課程・本科と同様。

【分析結果とその根拠理由】

短期大学士課程・本科と同様。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

地域の協力を得て、地元の現実を学ぶ「高知学」の取り組み、地域の要請を受け地域と連携して開講される「消費生活論」など、地域社会の要請や学生ニーズに対応した教育を進めている。

第二部の短期大学として、学生が仕事などと就学を両立させることができるように、長期履修学生制度を早期

に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

専攻科では講義、演習双方において、徹底した少人数教育を実現し、学生の能力を育てており、また短期大学教育では位置づけることが困難な調査研究とまとめを指導し、学生の力を育てている。

【改善を要する点】

成績評価の正確さを担保するために、成績に対する疑問がある場合には申し出るようにしているが、疑問が提起された際の取り扱いなど、より明確で組織的なものにしていくことは課題として残されている。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

<短期大学士課程>

本学社会科学科の教育課程は、基礎教育科目を中心に豊かな教養を身に付け、専門教育科目を中心に社会科学の専門的力量を養成し、地域を主体的に担う人材として成長するために必要な科目が配置されており、学則と「理念・目的を定める規程」、授与される学位に照らして必要な授業科目が適切に配置され、体系的に編成されている。また編入学・就職希望など学生ニーズの変化と多様性に対応し、演習科目を拡充しているほか、地域の協力を得て地元の現実を学ぶ「高知学」の取り組み、地域の要請を受け、地域と連携して開講される「消費生活論」など、本学の教育課程は学生の多様なニーズ、社会からの要請等に適切に配慮した編成と内容になっている。教員の研究活動も活発であり、本学の教育に反映するという点でも配慮されている。単位の根拠となる授業時数、年間授業週数の確保に努め、学生に対してはオリエンテーション等において単位取得の意味を説明し、履修の進め方について指導を行うとともに、学生の相談に応じる体制を整えている。更に個々の受講科目についてシラバスで主体的な学習を促すための指針を提示しており、単位の実質化への配慮が行われている。

社会科学科の教育の目的に沿って、講義、演習、実技の科目を配置し、学生状況の変化に対応して、演習を充実させ、実習を取り入れるなど、授業形態の組合せやバランスを適切に保ちつつ、学習指導法の工夫を進めている。シラバスは全学生に配布され、平成 21 年度からシラバス記載内容の改善と統一性の確保が進められ、平成 22 年度からはホームページでも閲覧可能になっており、シラバスは適切に作成され、学生が活用できる状態にある。また、授業評価アンケートの結果からもシラバスに沿った計画的な授業が進められていると言える。全ての専任教員が参加するFD会議において、学習意欲など学生の全般的な状況と対応について議論されるとともに、演習担当の教員が中心となって個々の学生の学習相談に応じる体制をとっている。また、自主学習のために図書館、学生自習室、教室などの利用の便宜を図っており、自主学習や基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

第二部の短期大学として、本学は、仕事を持つ学生などに配慮した時間割やカリキュラムを設定し、学生への指導も丁寧に行っている。また、学生が就学と仕事などを両立させることができるように、長期履修学生制度を早期に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

教育目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準は、学則の形で組織として策定され、『学生便覧』等によって学生への周知も行われている。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。成績評価の正確さを担保するために、成績に対する疑問がある場合には申し出るようにしているが、疑問が提起された際の取り扱いなど、より明確で組織的なものにしていくことは課題として残されている。

<専攻科課程>

本学の専攻科は、本科において開講されている科目に関連した発展的な科目を配置しているので、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっている。すなわち、現代社会の急速な変化に対応し得る、問題発見能力と問

題解決能力を養成し、政策立案の基礎的な能力のある人材、及び地域社会の創造的な担い手を養成するために必要な科目を「地域政策系科目」、「社会実務系科目」、「総合科目」として配置している。また、学生の体系的履修の指針として3つの履修モデルを示している。この点から授業科目が適切に配置され、また教育課程が体系的に編成されていると言える。また、地域社会の諸問題の解決や現代の法化社会への対応をすることができる人材を養成するための科目配置をしているおり、社会からの要請等に配慮している。また、「特別研究」として、学生がテーマを選ぶことができる科目を設置するとともに、本科の科目を聴講する制度、及び高知女子大学との間に単位互換制度を採用しているところから、多様な学生の興味・関心にも対応し、学生のニーズに配慮している。更に専攻科の講義・演習は、担当教員の研究成果に基づいて行われており、研究成果、学術動向を反映している。

授業は、学生の状況に応じて、講義科目においても、適宜演習形式を採用しており、講義・演習のバランスは適切と言える。また、少人数教育を実施し、演習においてはフィールドワークを行うなどしているので、教育内容に応じた適正な学習指導法の工夫がなされている。講義、演習双方において、徹底した少人数教育を実現し、短期大学教育では、位置づけることが困難な調査研究とまとめを指導し、学生の力を育てている。

シラバスは、全学生に配布され、平成 21 年度からシラバス記載内容の改善と統一性の確保が進められ、平成 22 年度からはウェブサイトでも閲覧可能になっているので、シラバスは適切に作成され、学生が活用できる状態にある。また、専攻科科目を受講する上で基礎的な学力が備わっていない学生が基礎的学力を身に付けるために、本科の講義を聴講することを認める制度を導入しており、また、施設的にも専攻科学生控室を設けるなどしており、専攻科学生が自主学習をすることに配慮している。更に第二部の専攻科として、本科同様、仕事を持つ学生などに配慮した時間割やカリキュラムを設定し、長期履修学生制度を早期に導入するなど、学ぶ側の条件に配慮した教育環境の整備に積極的に取り組んでいる。

専攻科学生は少数であり、教員も専攻科ガイダンスや日々の講義を通じて研究指導を行っている。また、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。また、学生には成績に疑問がある場合には直ちに申し出るよう周知しており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。ただし、疑問が提起された際の取り扱いなど、より明確で組織的なものにしていくことは、課題として残されている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学短期大学士課程社会科学科（以下本科と略）では、教育の目的を明示し（資料 1-1-①-1：短期大学の目的）、その中で養成しようとする人材像を明確にしている。『高知短期大学年報』等では、毎年就職状況や編入学状況を公表している（別添資料 6-1-①-1：2008 年度高知短期大学年報 pp. 34-35）。学生の状況を把握・評価するため、毎年 2 回、全専任教員が参加し、FD 会議で認識の共有を図っている。また毎年 1 回、全学で学生への授業評価アンケートを行い、達成状況の検証に努め、その内容を本学『年報』にまとめている（別添資料 6-1-①-2：2008 年度高知短期大学年報 pp. 27-28）。平成 21 年度末には、教育目標や養成しようとする人材像の達成状況を検証するため、卒業生満足度アンケートを実施した。

専攻科でも、教育の目的を明示し（資料 1-1-①-2：高知短期大学社会科学科および専攻科の理念・目的）、ホームページで掲載し、養成しようとする人材像を明確にしている。平成 21 年度よりアンケートも実施し、専攻科委員会などで状況把握に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

本科では、FD 会議において学生の状況を常に把握するように努めている。また、授業評価アンケート、卒業生満足度アンケートを実施するなど、学生の意見聴取を行っている。専攻科では、専攻科委員会において専攻科アンケートを実施するなど、学生の意見聴取を行い、教育の達成状況を把握するよう努めている。以上のことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが行われている。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本科と専攻科の単位修得率は、平成 21 年度は、それぞれ 83.3%と 95.0%である（資料 6-1-②-1）。

本科の卒業の状況を最近の 5 年間について見ると、別表のとおりである（資料 6-1-②-2）。長期履修学生を含めた卒業率（修業年限内）は、64.6～73.2%となっている。一方、4 年制大学の全国平均は、平成 21 年度は 80.5%である（文部科学省 学校基本調査 平成 21 年度（確定値）結果の概要（高等教育機関））。全国平均と比べると、卒業率（修業年限内）は数値としては低い、夜間の特殊事情を考慮する必要がある。資料 6-1-②-3 は、退学理由を示したもののだが、工作上、健康上、経済上の事情、家庭の事情を挙げているものが 7 割、意欲の喪失、進路変更、その他は 3 割にとどまっている。このことから多くの学生は、仕事が忙しい、経済上厳しいなど、多くの困難を抱えながら勉学を続けていることがうかがえる。困難に直面した学生が、それでも学業を続けられるよう設けられている長期履修制度は、卒業資格取得の下支えになっている。退学・除籍率で見る

と、平成 16～20 年度入学者に対して 14.6～22.8%である（資料 6－1－②－2）。なお、平成 21 年度における本科の退学者数は 26 名、除籍者数は 1 名、休学者数は 32 名である。休学も退学と同様な事情が背景にある。

専攻科の修了の状況を最近 6 年間について見ると別表のとおりである（資料 6－1－②－4）。修了率（修業年限内）は、年により変動が大きい、この 6 年間の平均で見ると 64.9%（＝24/37）である。本科と同様、退学理由は仕事上の理由が多い（資料 6－1－②－5）。しかし、そのような困難な中であっても、授業に積極的に参加し熱心に学んでおり、また地域政策演習や特別研究の科目の中で論文を執筆し、学生論集に成果をまとめている（資料 6－1－②－6）。

資料 6－1－②－1：単位修得率（受講申請者数に対する単位修得者数割合）

	社会科学科 単位習得率	専攻科 単位習得率
平成 20 年度	80.5%	97.1%
平成 21 年度	83.3%	95.0%

資料 6－1－②－2：入学年度別履修年限別入学者の卒業年度及び卒業率（社会科学科）

（単位：人、平成 22 年 5 月 1 日現在）

平成 16 年度入学者										
履修年限別 入学者数		卒業年度（平成）					在学中	退学・ 除籍者	卒業率(修 業年限内)	退学・ 除籍率
		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度				
標準 2 年	110	69	8	4	1	0	1	27	62.7%	24.5%
長期 3 年	9	－	7	1	0	0	0	1	77.8%	11.1%
長期 4 年	8	－	－	6	1	0	0	1	75.0%	12.5%
計	127	69	15	11	2	0	1	29	64.6%	22.8%
平成 17 年度入学者										
履修年限別 入学者数		卒業年度（平成）					在学中	退学・ 除籍者	卒業率(修 業年限内)	退学・ 除籍率
			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度				
標準 2 年	79		52	10	2	0	1	14	65.8%	17.7%
長期 3 年	11		－	10	1	0	0	0	90.9%	0.0%
長期 4 年	8		－	－	2	2	0	4	25.0%	50.0%
計	98		52	20	5	2	1	18	65.3%	18.4%
平成 18 年度入学者										
履修年限別 入学者数		卒業年度（平成）					在学中	退学・ 除籍者	卒業率(修 業年限内)	退学・ 除籍率
			19 年度	20 年度	21 年度					
標準 2 年	93		63	9	3	1	17	67.7%	18.3%	
長期 3 年	4		－	3	0	1	0	75.0%	0.0%	
長期 4 年	10		－	－	4	2	4	40.0%	40.0%	
計	107		63	12	7	4	21	65.4%	19.6%	

平成 19 年度入学者									
履修年限別 入学者数		卒業年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率(修 業年限内)	退学・ 除籍率	
			20 年度	21 年度					
標準 2 年	80			56	6	4	14	70.0%	17.5%
長期 3 年	9			－	9	0	0	100.0%	0.0%
長期 4 年	8			－	－	6	2	－	25.0%
計	97			56	15	10	16	73.2%	16.4%
平成 20 年度入学者									
履修年限別 入学者数		卒業年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率(修 業年限内)	退学・ 除籍率	
			21 年度						
標準 2 年	83			57		14	12	68.7%	14.5%
長期 3 年	13			－		11	2	－	15.4%
長期 4 年	7			－		6	1	－	14.3%
計	103			57		31	15	68.7%	14.6%

資料 6－1－②－3：退学理由（社会科学科）

（単位：人、平成 22 年 5 月 1 日現在）

	仕事上	健康上	経済上	家庭事情	意欲喪失	進路変更	その他	計
平成 16 年度	6	0	1	3	1	4	0	15
平成 17 年度	7	2	2	3	4	3	0	21
平成 18 年度	6	2	1	2	1	3	1	16
平成 19 年度	10	4	1	2	1	4	2	24
平成 20 年度	5	1	2	3	0	5	4	20
平成 21 年度	11	3	3	3	2	1	3	26
計	45	12	10	16	9	20	10	122

*その他は、「ついていけなくなった」、「本人死亡」、「一身上の都合」

専攻科の修了の状況を、最近 5 年間について見ると、資料 6－1－②－4 のとおりである。本科と同様、退学理由は仕事上の理由が多い（資料 6－1－②－5）。しかし、そのような困難な中であっても、授業に積極的に参加し熱心に学んでおり、また地域政策演習や特別研究の科目の中で論文を執筆し、学生論集に成果をまとめている（資料 6－1－②－6）。

資料 6-1-②-4：入学年度別履修年限別入学者の修了年度及び修了率（専攻科）

(単位：人、平成 22 年 5 月 1 日現在)

平成 16 年度入学者									
履修年限別 入学者数		修了年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率（修 業年限内）	退学・ 除籍率	
		16 年度	17 年度	18 年度					
標準 1 年	5	4	0	0	0	1	80.0%	20.0%	
長期 2 年	3	－	3	0	0	0	100.0%	0.0%	
計	8	4	3	0	0	1	87.5%	12.5%	
平成 17 年度入学者									
履修年限別 入学者数		修了年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率（修 業年限内）	退学・ 除籍率	
		17 年度	18 年度	19 年度					
標準 1 年	3	3	0	0	0	0	100.0%	0.0%	
長期 2 年	4	－	3	0	0	1	75.0%	25.0%	
計	7	3	3	0	0	1	85.7%	14.3%	
平成 18 年度入学者									
履修年限別 入学者数		修了年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率（修 業年限内）	退学・ 除籍率	
		18 年度	19 年度	20 年度					
標準 1 年	4	2	0	0	0	2	50.0%	50.0%	
長期 2 年	7	－	5	0	0	2	71.4%	28.6%	
計	11	2	5	0	0	4	63.6%	36.4%	
平成 19 年度入学者									
履修年限別 入学者数		修了年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率（修 業年限内）	退学・ 除籍率	
		19 年度	20 年度	21 年度					
標準 1 年	1	1	0	0	0	0	100.0%	0.0%	
長期 2 年	7	－	2	2	1	2	28.6%	28.6%	
計	8	1	2	2	1	2	37.5%	25.0%	
平成 20 年度入学者									
履修年限別 入学者数		修了年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率（修 業年限内）	退学・ 除籍率	
			20 年度	21 年度					
標準 1 年	1			0	0	0	1	0.0%	100.0%
長期 2 年	1			－	0	0	1	0.0%	100.0%
計	2			0	0	0	2	0.0%	100.0%
平成 21 年度入学者									
履修年限別 入学者数		修了年度（平成）			在学中	退学・ 除籍者	卒業率（修 業年限内）	退学・ 除籍率	
			21 年度						
標準 1 年	1			1	0	0	100.0%	0.0%	
長期 2 年	6			－	6	0	0.0%	0.0%	
計	7			1	6	0	100.0%	0.0%	

資料6-1-②-5：退学理由（専攻科）

(単位：人、平成22年5月1日現在)

	仕事上	健康上	経済上	家庭事情	意欲喪失	進路変更	その他	計
平成16年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	1	1	0	0	0	1	0	3
平成19年度	0	0	0	1	0	0	0	1
平成20年度	1	0	0	0	0	0	1	2
平成21年度	2	0	0	0	0	0	0	2
計	4	1	0	1	0	1	1	8

*その他は、「ついていけなくなった」、「本人死亡」、「一身上の都合」

資料6-1-②-6：『高知短期大学学生論集』掲載論文一覧（最近5年）

(平成22年5月1日現在)

号数	刊行 年月	論文名	著者
12	平成22 年3月	調査研究レポート：住民参加や財政の悪化は行政サービスにどのような影響を与えるのか？－高知縣市町村調査による分析－	平成21年度 地域政策演習
		調査研究レポート：高知型コンパクトシティ構想－南国市・高知市・安芸市を事例として－	平成20年度 地域政策演習Ⅱ
11(2)	平成21 年3月	論説(特別研究)：有限責任事業組合の概観的特徴に関する考察－有限責任事業組合(Limited Liability Partnership)の特長に関わる問題点－	個人論文
11(1)	平成20 年12月	地域調査研究レポート：平成の市町村合併の検討－高知県香美市の事例から考える－	平成20年度 地域政策演習Ⅰ
10	平成20 年3月	地域調査研究レポート：高知県内の限界集落における地域政策・地域づくりに関する分析－大川村、大豊町、安芸市東川地区を事例にして－	平成19年度 地域政策演習
9	平成19 年3月	地域調査レポート：高知県における直販市の展開と地産地消－「ごめん市」・「えぶりでいキッチン」を中心に	平成18年度 地域政策演習
		論説(特別研究)：中山間地域高齢者の「食」施策に関する分析－高知県安芸市を素材にして－	個人論文
		論説(特別研究)：高知県における外国人労働者と外国人研修生－須崎市の農業と室戸市の漁業に関する調査によって－	個人論文

【分析結果とその根拠理由】

本科と専攻科の単位修得率は、それぞれ83.3%と95.0%であり、良好である。

本科の卒業率（修業年限内）は64.6～73.2%であるが、仕事や経済上の問題を抱えながら勉学を続けているという事情に鑑みれば良好であろう。

専攻科の修了率（修業年限内）は過去6年間の平均で64.9%であり、本科と比べれば幾分低い。しかしながら専攻科生はいずれも困難を克服して熱心に学び、地域政策演習や特別研究の科目の中で論文を執筆し、学生論集

を毎年発行するなど、成果をあげている。以上のことから、学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、卒業（修了）の状況、演習や研究の成果などから判断して、教育の成果や効果が上がっているといえる。

観点 6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本科の教育の目的は、1)基礎的学力、2)専門的知識、3)主体性の修得と要約できる。これらの目的の達成状況を調査するために、平成 21 年度の卒業生に対して満足度アンケートを行った。その結果が資料 6-1-③-1 である。教育目的に即して、それぞれどの程度身に付いたかを質問したところ、51.4-63.6%が「とても」、または「まあまあ」修得できたと回答しており、教育の成果が上がっていると考えられる。

また、毎年行う授業評価アンケートの結果からも、教育の成果が上がっていると考えられる。授業が仕事上プラスになると思うかどうかという問に対して「仕事をしていく上で直接に、あるいは間接的に、プラスになると思う」という回答が、64.9-66.5%である（資料 6-1-③-2）。また授業分野に興味・関心を深めたか、という問に対し、そう思うという回答は、65.4-71.5%、授業から刺激を受け自ら進んで何かをするようになったかという問に対し、何かをするようになったという回答が、60.4-62.9%となっている（資料 6-1-③-3）。

専攻科生については、専攻科生アンケートから、講義・演習に関して、概ね満足しているとの結果が出ている（別添資料 6-1-③-1：2009 年度「専攻科についての専攻科生アンケート」）。

資料 6-1-③-1：教育目的修得状況

4. 短大に来たことで、次のことを身につけることができましたか。								
	回答数	とても/まあまあ			はい	あまり/全く		
		とても	まあまあ			できていない	あまりできていない	全くできていない
1) 豊かな教養を身につけるための基礎的な学力	69	62.3%	13.0%	49.3%	26.1%	11.6%	10.1%	1.4%
2) 社会科学の専門的な知識	66	63.6%	3.0%	60.6%	21.2%	15.2%	12.1%	3.0%
3) 地域社会の発展に興味をもち、主体的に担う力	70	51.4%	14.3%	37.1%	14.3%	34.3%	28.6%	5.7%

* 上記集計結果は、平成 21 年度卒業生に対し行った、『平成 21 年度卒業生満足度アンケート（平成 22 年 3 月 22 日実施）』質問項目 4 の質問に関する回答を集計した結果である。

資料 6-1-③-2：基礎的学力、専門性に関する授業評価アンケート結果

(16) この授業は、仕事をしていく上で直接にあるいは間接的に、プラスになると思いますか。			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
回答数	1620	1273	1274
そう思う	66.5%	64.9%	66.2%
そうは思わない	7.7%	8.9%	6.4%
どちらともいえない/無記入	25.9%	26.2%	27.4%

資料6-1-③-3：自主性に関する授業評価アンケート結果

(15) この授業分野に興味を感じ、関心を深めましたか。			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
回答数	1620	1275	1274
そう思う	71.5%	69.4%	65.4%
そうは思わない	6.9%	6.8%	7.6%
どちらともいえない/無記入	21.6%	23.8%	27.0%
(17) この授業から刺激を受けて、自ら進んで何かをするようになりましたか。			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
回答数	1621	1280	1274
特にしていない/無記入	37.1%	39.4%	39.6%
何かするようになった	62.9%	60.6%	60.4%
TVやニュースをよく見るようになった	42.7%	41.4%	38.9%
関連する本をよく読んだ	16.9%	17.0%	16.9%
図書館で調べた	4.7%	4.6%	6.4%
インターネットで調べた	10.0%	14.3%	16.4%
その他	3.5%	0.0%	4.6%

【分析結果とその根拠理由】

卒業生満足度アンケート、授業評価アンケート、専攻科生アンケートの結果から考えて、本学の学生は教育の目的とした基礎的学力、専門的知識を修得し、地域に貢献できるよう自主的に勉学に励む姿勢を修得しており、本学の教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学は、夜間であるため、多様な人々が入学してきており、進路の希望や実際の進路状況も多様である。卒業して就業する学生または既に職を持っている学生は、本学で学ぶことで、基礎的学力を高め、専門知識を身に付け、卒業後もその知識を主体的に地域での仕事に活かしている。定年退職者や主婦も、本学に入学し、今までの職業経験や地域での社会経験を活かし、本学で学ぶことで更に見識を広め、地域に主体的に貢献するようになる者も多い。このような学生は、卒業後も、本学専攻科に進学したり、本学の科目を引き続き受講したり、通信制大学、放送大学を受講するなど、学習を継続している。また、新卒で入学した学生を中心に、更に専門的な内容について学習するために、4年制大学の3年次に編入学する者も増加してきている。このことは本学の教育が継続的な学習意欲を喚起していると考えられ、本学の大きな教育成果である。

近年、本学では、4年制大学の3年次編入学を希望して入学する学生が増え、平成21年度卒業生について卒業生就職進学アンケートで見ると、在学中の進学希望者の割合は、52.9%となっており、進学希望者の進学率は、45.9%となっている（資料6-1-④-1）。編入学希望者の増大に対応した教育を充実させてきた結果、編入学

合格者は国公立大学を中心に着実に増加してきている（資料6-1-④-2）。このことは本学の教育を通じて、本学の教育目的である 1) 基礎的学力と 2) 専門的知識を身につけ、3) 主体的に更に学ぼうとする学習意欲を向上させていることを示すものである。

また、就職について見ると、平成 21 年度卒業生の在学中の就職希望者の割合は 22.9%、就職希望者の就職率は 37.5%である（資料6-1-④-1）。景気が悪い中でも一定程度就職できている。地域社会を担う人材になりたいと考え、実際に地元の自治体や企業への就職する学生が多い（別添資料6-1-④-1：2010 高知短期大学大学案内 pp.10）。

資料6-1-④-1：平成 21 年度卒業生の進路希望と就職進学状況

<u>入学時の学生状況</u>	56 歳以上	18 名
	55 歳以下 自営または正規雇用	14 名
	55 歳以下 非正規雇用または無業	38 名
<u>在学中の就職・転職希望状況</u>	在学中から就職・転職希望	16 名
	希望なし	52 名
	無回答	2 名
<u>卒業後の就職状況</u>	就職した/する者（在学中または平成 22 年 4 月以降）	6 名
	就職希望率＝16 名/70 名＝22.9%	
	就職率＝6 名/16 名＝37.5%	
<u>在学中の進学希望状況</u>	4 年制大学	24 名
	通信・放送大学	7 名
	本学専攻科	2 名
	専門学校	4 名
	希望無し	31 名
	無記入	2 名
<u>卒業後の進学状況</u>	進学する者	17 名
	進学希望率＝37 名/70 名＝52.9%	
	進学率＝17 名/37 名＝45.9%	

*卒業生就職進学アンケートより集計（平成 22 年 3 月 22 日実施）。回収数 70 名、回収率 92.1%

6-1-④-2：編入学合格者数とその推移

（単位：人、平成 22 年 3 月 4 日現在）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国公立大学	5	10	7	18	15
私立大学	4	3	6	3	6
合計	9	13	13	21	21

専攻科については、最近 5 年間の修了生で見ると、専攻科で学んだことを活かし就職している人、地元自治体議員をしながら特別研究をまとめ、地域政策演習にも参加し、仕事に活かしている人、有限責任事業組合に関す

る特別研究をまとめ、自分自身が設立した有限責任事業組合の取組みに活かしている人など、様々な形で専攻科の学習を卒業後の活動に活かしている。また続けて専攻科の科目履修生として学び続ける者も少なくない。

【分析結果とその根拠理由】

本学には、多様な学生が入学し、卒業後も職場や地域などで本学で学んだ知識を活かしている。また新卒入学者を中心に4年制大学編入学希望者が増え、それに対応した教育の体制も整えてきた結果、編入学試験の合格者は着実に増加している。就職難の時代の中でも一定数の就職者が生まれている。以上のことから、卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると言える。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学を訪ねてくる卒業生から、個別に次のような意見を聞いている。本学で学んだことが基礎になって、編入学後も学び続け、銀行や法テラスなど希望通りに就職できたこと、生涯学習のために、あるいは勤務先でのスキルアップのために本学に来て、社会に対する目が開けたこと、また様々な経験を持ち、多様な学生が周りにいて多くの刺激を受けたことなど。その他、多くの卒業生から「本学に来てよかった」という声を聞いている。

本学卒業生の編入先の大学の教員に個別的に聞くと、本学からの編入学生は、修学状況や学力について高い評価を得ている。

専攻科修了生からも、専攻科で学んだことを職場や地域で活かしていると聞いている。

また卒業生の家族が本学に入学するケースが少なからず見られる。これは、本学の教育・指導面に対する卒業生の評価がその家族に反映したものである。

【分析結果とその根拠理由】

個別に訪ねてくる卒業（修了）生や、編入学先大学からの意見聴取の結果等より、教育の成果や効果が上がっているといえる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

新卒入学の学生を中心に4年制大学編入学希望者が増え、それに対応した教育の体制を充実させてきた結果、編入学試験の合格者は着実に増加している。

【改善を要する点】

なし

（3）基準6の自己評価の概要

社会科学科では、FD会議において学生の状況を常に把握するように努めている。また、授業評価アンケート、卒業生満足度アンケートを実施するなど、学生の意見聴取を行っている。専攻科では、専攻科委員会において、

専攻科アンケートを実施するなど学生の意見聴取を行い、教育の達成状況を把握するよう努めている。以上の点から、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが行われている。

本科と専攻科の単位修得率は、それぞれ 83.3%と 95.0%であり、良好である。本科の卒業率（修業年限内）は 64.6～73.2%であるが、仕事や経済上の問題を抱えながら勉学を続けているという事情に鑑みれば良好であろう。専攻科の修了率（修業年限内）は過去 6 年間の平均で 64.9%であり、本科と比べれば幾分低い。しかしながら専攻科生はいずれも困難を克服して熱心に学び、地域政策演習や特別研究の科目の中で論文を執筆し、学生論集を毎年発行するなど、成果をあげている。以上のことから、学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、卒業（修了）の状況、演習や研究の成果などから判断して、教育の成果や効果が上がっていると言える。

卒業生満足度アンケート、授業評価アンケート、専攻科生アンケートの結果から考えて、本学の学生は、教育の目的とした基礎的学力、専門的知識を修得し、地域に貢献できるよう自主的に勉学に励む姿勢を修得している。卒業後も職場や地域などで本学で学んだ知識を活かしている。また、新卒入学者を中心に 4 年制大学編入学希望者が増えているが、それに対応した教育の体制も整えてきた結果、編入学試験の合格者は着実に増加している。就職難の時代の中でも就職者は一定数生まれている。以上のことから、卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると言える。

個別に訪ねてくる卒業（修了）生や、編入学先大学からの意見聴取の結果等からも、教育の成果や効果が上がっていると言える。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到る状況】

新学期に新入生及び在学生全員を対象に、履修指導や学生生活一般について、オリエンテーションを実施している。学生部長による履修及び「基礎教育科目」・「専門教育科目」の概要説明のほか、「専門教育科目」を中心に法律系、経済経営系、総合社会系教員による科目別説明会を実施している。また、新入生については入学式当日に社会科学基礎演習オリエンテーションを実施し、学生生活の助言とともに履修等学習支援も行っている。専攻科課程についても、全専攻科生を対象としたオリエンテーションを実施している。専攻科担当教員による履修説明や、地域政策・生活法政・経営会計の各モデル担当教員による科目別説明を行っている（資料 7-1-①-1）。

資料 7-1-①-1: 平成 22 年度行事予定表 オリエンテーション

日（曜日）	行事	時間	場所	対象学生	担当
4月5日（月）	本科履修説明 学生生活充実のために 「情報処理」履修説明	18:00～	203 教室	本科全学生	学生部長 担当教員
	専攻科履修説明 専攻科科目別説明 地域政策・生活法政 経営会計 各モデル・科目説明	18:00～	短大 会議室	専攻科全学生	専攻科 担当 各モデル 担当
4月6日（火）	本科科目説明 ・総合社会 ・法律系 ・経済経営系	18:00～	203 教室	本科全学生	各系担当 教員
	編入学・就職ガイダンス	19:40～	203 教室	編入学・就職 希望学生	学生部長
4月7日（水）	学生健康診断	17:00～	（掲示）	本科・専攻科 全学生	学生課
	学生自治会説明	19:30～	251 教室	本科・専攻科 全学生	自治会
	クラブ説明				各クラブ

【分析結果とその根拠理由】

本学では、新入学生、在学生に向けて全体的な履修・科目説明を行うとともに、各教員の協力の下、きめ細かな説明と指導が行われている。以上のことから、履修ガイダンスが十分に整備され、適切に実施されていると判断できる。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の特徴として、学生総定員数が 255 名（社会科学科 240 名、専攻科 15 名）の少人数教育体制が挙げられる。このことは、学生支援について教員が状況を把握しやすく、個別的・機動的に対応が行いやすいというメリットとなっている。

本科における学習支援に関する学生ニーズを把握するものとしては、授業評価アンケートがある。また、新入生を対象とした新入生アンケート、卒業生を対象とした卒業生アンケートを実施している。これらの結果は教授会、FD会議、教育研究検討会議によって教員にフィードバックされ、学習支援に関する学生ニーズの把握を図っている（別添資料 7-1-②-1：2008 年度高知短期大学年報 pp. 30-31）。

進路・学習支援に関して、新学期オリエンテーション時に編入学・就職ガイダンスを希望学生を対象に実施している。以後も複数回にわたりガイダンスを実施しており、幅広い情報提供に努めている（資料 7-1-②-1）。また、就職・編入学志望の学生については「社会科学演習Ⅲ・Ⅳ」を開講し、就職・編入学試験にも対応する力を養っている（別添資料 7-1-②-2：履修ガイダンス資料 pp. 3-4）。

学習相談については、本学の担任制として機能する「社会科学基礎演習」の担当教員が助言・支援を行う体制をとり、授業担当教員についてはシラバスに教員の電子メールアドレスを記載するなど、教員が学生からの進路・学習相談に柔軟に対応できるような環境作りを確保している。

専攻科については、専攻科委員会による「専攻科生アンケート」がある。アンケート結果は学習支援に関する学生のニーズとして教員間で把握され、適切な指導を行うための資料となっている。これらに基づき、学習相談や助言については教員が個別に対応している。

資料 7-1-②-1：編入・就職ガイダンス等（平成 21 年度）

日（曜日）	概 要
4 月 6 日（火）	編入学・就職ガイダンス
8 月 28 日（金）	就職ガイダンス（ジョブカフェ高知より講師 1 名招聘）
12 月 9 日（水）	進路（就職・編入）懇談会
1 月 14 日（木）	就職ガイダンス（ジョブカフェ高知より講師 2 名招聘）
2 月 18 日（木）	編入・就職対策模擬試験

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学生総定員が 255 名と小規模であり、且つ、少人数教育体制が確保されているため、学生支援については教員が把握しやすく、個別・機動的に対応が行えるというメリットがある。学生ニーズについては、授業評価アンケート等の実施や担当教員による個別対応によって十分に把握していると言える。また進路・学習相談については、学生の要望に対して、演習担当教員、授業担当教員が身近で相談しやすい形を確保した上で行っている。以上のことから、学習支援に関して、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断される。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、勤労者、社会人が学べる社会科学部第二部として設置され、本学における社会人学生は、近年減少してきているとはいえ、在学生において常に一定の割合を占めている（資料 7-1-④-1）。こうした社会人など、仕事等と修学の両立に困難を抱える学生については、長期履修制度を設け、2年の修業年数を超える履修を行うことができる（別添資料 5-2-④-1：長期履修学生規程）。

現在、本学には身体に何らかの障害を抱える学生が複数名在籍している。平成 21 年度に視覚障害を持つ学生が入学したことから、バリアフリー・ワーキンググループを設置し、大学設備の整備等ハード面の対応のみならず、ソフト面による対応をも行っている。これは障害を抱える学生に対してその場限りの対応を行うのではなく、長期的に障害を抱える学生でも学びやすい「バリアフリー・キャンパス」の実現を目指したものである（別添資料 7-1-④-2：バリアフリーWG報告）。具体的な活動としては、障害のある学生に必要な学習支援を把握し、これを適切に行うために他大学や専門機関への研修活動やヒアリング作業、対応ガイドラインとなるべき規程の作成を行った。これらは教育研究検討会議等を通じて教職員へとフィードバックしている。また、障害者の出身校や学生による自主的な支援活動組織「ともに学ぶ会」との連携も図っている。「ともに学ぶ会」からはノートテイクなどの協力を得ている。

また、正規外の科目として平成 17 年度から公開の形で開講している「日本語講座（中級）」は中国から帰国し本学に通う学生に対する学習支援の意味を持っており、昨年度まで毎年本学学生が 1 名から 2 名受講している。

資料 7-1-④-1 新入生アンケート結果「就業状況」

（単位：人）

Ⅱ 入学時点での就業状況についてお聞きします。			
(2) あなたは現在仕事をしていますか？			
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
①はい	58	43	46
②いいえ	41	54	66

【分析結果とその根拠理由】

仕事等と修学の両立に困難を抱える学生については、長期履修制度を設けて、余裕を持って履修できるよう配慮している。また、障害のある学生についても、バリアフリー・ワーキンググループを設置し全学を挙げて対応を行

っている。以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行っていると判断できる。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

学生の自主的学習設備としては、図書館、学生自習室、第1情報演習室があり、更に、講義で使用していない空き教室の開放も行っている。また、専攻科生には専攻科学生控室が設けてある。図書館、学生自習室、第1情報演習室には学生が利用できるパソコン端末を設置しており、自由に利用できるようになっている（資料7-2-①-1）。

資料7-2-①-1：自主学習のための施設とパソコン設置状況

室名	利用時間	パソコン 設置台数
学生自習室	平日 8:00～22:00	6 台
第1情報演習室	平日 9:00～21:10 土・日・祝 9:00～17:00	27 台
附属図書館	平日 9:00～21:00 土 10:00～16:00	5 台
専攻科学生控室	平日 8:00～21:30	なし

【分析結果とその根拠理由】

図書館や学生自習室、第1情報演習室など自主的学習の環境は整備されており、効果的に利用されていると判断できる。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学においても様々なサークル活動が行われているが、地域経済研究会「高知知っちゅう会」、「経済学クラブ」、「龍法クラブ」では活発な研究・学習活動が行われており、教員もこれを積極的にサポートしている（別添資料7-2-②-1：2008年度高知短期大学年報 pp. 50）。学生一般の課外活動に対する支援としては、(1) 学生自治会の支援、(2) 短大祭の実施、(3) 教職員・学生によって組織される学友会による課外活動助成金の交付等が挙げられる（別添資料7-2-②-2：2008年度高知短期大学年報 pp. 51）。課外活動に利用できる施設としては、グラウンド、体育館、テニスコート、学生会館がある（資料7-2-②-1）。各種施設の利用方法については、学生便覧に記載し周知に努めている。また課外活動支援に対する学生のニーズについては、学生自治会との意見交流によって把握している（別添資料7-2-②-3：2008年度高知短期大学年報 pp. 32-33）。

資料 7-2-②-1：施設概要

施設名	概要
体育館	1,238 m ²
テニスコート	2 面
学生会館	学生自治会室 学生クラブ室 会議室 印刷室 暗室
グラウンド	7,406 m ²

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や自治活動等については、一定の設備を整備していると言える。また、大学と学生自治会との懇談会を設けて意見交流を行ったり、教員が課外活動に積極的に参加したりしている。以上のことから、学生の課外活動が円滑に行われるような支援を十分に行っていると判断される。

観点 7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の生活支援等のニーズについては、教員が個別に対応するほか、学生自治会との懇談会により学生の意見を直接聞く機会を設けるなどして把握に努めている。

新学期には、全学生の健康診断を実施し、学生の日常の健康保持については保健室が設けられている。また、心の悩みについては、毎月「短大保健相談」を実施、専門カウンセラーによる支援体制を整えている。

各種ハラスメントについては、倫理・人権委員会を設置し対応する体制をとっている。これまでセクシュアル・ハラスメントについてのみ、各種規程・ガイドラインを策定していたが、これを各種ハラスメントについて対応できるよう拡充し、学内に相談窓口を設置するとともに「高知短期大学ハラスメントの防止等に関する規程」などを規定した（別添資料 7-3-①-1：ハラスメント防止関連規程）。新学期オリエンテーションでは新入生・在校生に対してパンフレットを配布し、専任教員がガイダンスを行い、各種ハラスメントについて啓発・防止に努めている。また、学内の相談窓口だけではなく、外部相談窓口を「こうち男女共同参画社会づくり財団」が運営する「こうち男女共同参画センター「ソーレ」」に依頼している。

また、進路に関しては、就職・編入支援室を設置し、各種情報が得られるようにしているほか、社会科学基礎演習や社会科学演習担当教員が相談に応じている。平成 22 年度より正規外科目の「社会人基礎力養成講座」を開講し、1・2 年生の就職希望者や編入学希望者に対して指導している（別添資料 7-3-①-2：社会人基礎力養成講座概要）。しかし、就職相談に関しては専門の担当スタッフが配置できていない。

【分析結果とその根拠理由】

学内の教員による対応に加え、心身の健康やハラスメント等の相談については、学内外窓口を整備している。また、それぞれが連携することで学生の生活支援に関わるニーズも十分に把握しており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する学生相談体制を整えていると判断できる。しかし、就職支援に関しては専門のスタッフの配置が課題となっている。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

現在、本学には身体に何らかの障害を抱える学生が複数名在籍している。障害のある学生については、担当教員やバリアフリー・ワーキンググループが学生や家族と意見を交換し、学外の公的機関とも相談しながら、対応を行っている。また学生による自主的な支援活動組織「ともに学ぶ会」とも連携を図り、教室移動などの学生支援を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

障害のある学生については、担当教員やバリアフリー・ワーキンググループが学生や家族の意見を交換し、学外の公的機関とも相談しながら対応を行っている。以上から、本学は、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行う体制を整えている。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学学生に対する経済面の援助としては、授業料減免措置や日本学生支援機構による奨学金制度がある。平成 21 年度では、授業料免除措置を受けた学生が 5 名、授業料減額措置を受けた学生は 3 名であった。また平成 21 年度の日本学生支援機構の奨学金採用状況は、1 種 11 名、2 種 16 名であった。(資料 7-3-③-1)

なお、これらの授業料減免措置や奨学金制度については新学期のオリエンテーションの他、学生便覧や掲示板によって学生に周知されている。本学独自の奨学金制度等はない。

資料 7-3-③-1：日本学生支援機構奨学金採用状況

(単位：人)

	採用者		
	第 1 種	第 2 種	採用者計
平成 20 年度	16	12	28
平成 21 年度	11	16	27

【分析結果とその根拠理由】

本学においては、全学生の 3 割近い学生が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、これは学生に対する周知が十分に行われている結果である。授業料減免措置についても、なんらかの措置を受けているものが 1 割近くおり、同様に学生に十分周知されている結果と言えよう。本学独自の奨学金制度等が存在しないなど、経済面での支援制度は決して十分とはいえないが、可能な範囲で適切に行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生総定員が255名と小規模であり、なおかつ少人数教育体制が確保されているため、学生支援については教員が把握しやすく、個別・機動的に対応が行えるというメリットがある。また障害者支援については強化しつつある。

【改善を要する点】

就職支援に関して専門のスタッフが配置できていない。また、本学独自の奨学金制度が存在しないなど経済面の支援を充実させることも課題である。

(3) 基準7の自己評価の概要

新入学生、在学生に向けて全体的な履修・科目説明を行うとともに、各教員の協力の下、きめ細かな説明と指導が行われおり、履修ガイダンスが十分に整備され、適切に実施されている。

本学は、学生総定員が255名の小規模校であり、且つ、少人数教育体制が確保されているため、学生支援については教員が把握しやすく、個別・機動的に対応が行えるというメリットがある。学生ニーズについては、授業評価アンケート等の実施や担当教員による個別対応によって十分に把握している。また、進路・学習相談については、学生の要望に対して、演習担当教員、授業担当教員が身近で相談しやすい形を確保した上で行っており、学習支援に関して、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われている。

本学は、勤労者、社会人が学べる社会科学科二部として設置されており、社会人などで仕事等と修学の両立に困難を抱える学生については長期履修制度を設けて、余裕を持って履修できるよう配慮している。また障害のある学生についても、バリアフリー・ワーキンググループを設置し全学を挙げて対応を行っており、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行っている。

図書館や学生自習室、第1情報演習室など自主的学習の環境は、整備されており、効果的に利用されていると判断できる。

学生のサークル活動や自治活動等については、一定の設備を整備している。また、大学と学生自治会との懇談会を設けて意見交流を行ったり、教員が課外活動に積極的に参加しているなどのことから、学生の課外活動が円滑に行われるような支援を十分に行っていると判断される。

学内の教員による対応に加え、心身の健康やハラスメント等の相談については、学内外窓口を整備している。また、それぞれが連携することで学生の生活支援に関わるニーズも十分に把握しており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する学生相談体制を整えていると判断できる。しかし、就職支援に関しては専門のスタッフの配置が課題となっている。

障害のある学生については、担当教員やバリアフリー・ワーキンググループが学生や家族の意見を交換し、学外の公的機関とも相談しながら対応を行っており、本学は、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行う体制を整えている。

本学においては、全学生の3割近い学生が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、これは、学生に対する周知が十分に行われている結果である。授業料減免措置についてもなんらかの措置を受けているものが1割近くおり、同様に学生に十分周知されている結果と言えよう。本学独自の奨学金制度等がないなど、経済面での支援制度は決して十分とは言えないが、可能な範囲で適切に行われていると判断できる。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は、同じ県立大学である高知女子大学と講義室 20 室、演習室 15 室、実験実習室 22 室、情報処理学習施設 2 室、語学学習施設 1 室の部屋を共有しており、短期大学設置基準第 28 条 1 項に定める施設を備えている。そして校地面積は、21,835 m²、校舎面積は、15,989 m²となっており、短期大学設置基準第 30 条、第 31 条を満たしている。

本学の開館時間は、8:00～22:00、学生会館は、8:30～21:00、図書館は、平日 9:00～21:00（本学の授業のない日は 9:00～19:00）、土曜日 10:00～16:00 となっている。また、高知県立大学生活協同組合が運営している売店は、9:45～19:45 まで開店している。

校舎のバリアフリー対策は、校舎の入り口にスロープを設置するとともに、講義棟、図書館には館内エレベータが設置され、車椅子での校舎の移動が可能になっている。また、講義棟のエレベータには音声装置が付けられ、同じく講義棟の階段の手前に階段を示す点字ブロックを置くことで視覚に障害を持つ利用者にも対応している。そして、講義棟 1 階と学生会館 1 階に多目的トイレが設置され、講義棟の全ての男性用トイレには、スロープと手摺りが付けられている。

また、教室や会議室などの学内施設は、申請すれば学生や教職員だけでなく、学外者も利用できるようになっており、県立大学として広く県民に対して施設を開放している。

施設や設備に対する学生のニーズは、年間 2 回程度開催される学生自治会の代表との話し合いによって把握されている。昨年度、実施された話し合いでは、耐震診断の実施や、各教室への時計の設置、コミュニケーションルームのテレビの買い換え等の希望が出された。

講義棟、管理棟、実験棟は、昭和 44 年、南学舎は、昭和 55 年、図書館は、昭和 41 年（増築部は昭和 63 年）にそれぞれ建築されており、建物の老朽化が問題となっている。そこで、平成 21 年度には比較的新しい南学舎、図書館（増築部）の耐震診断を行った。

なお、平成 22 年 3 月に示された「県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会」の報告書で、永国寺キャンパスに新たに社会科学系学部を設置することが提言された。これに伴い、永国寺キャンパスの施設・設備の整備が行われることが予想される。

【分析結果とその根拠理由】

校地面積、校舎面積は、短期大学設置基準を上回っており、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のための施設・設備が整備されている。また、車椅子での校舎の移動を考慮したスロープの設置やエレベータの整備、多目的トイレ等の車椅子対応トイレの整備、視覚に障害を持つ利用者に配慮したエレベータの音声装置や階段の手前の点字ブロックの整備など、バリアフリー化への配慮がなされている。

教室や会議室などの学内施設は、学生、教職員だけでなく、学外者にも利用できるようになっており、県立大学として県民に対して施設を開放すると共に、施設の有効利用が図られている。

一方で、建物の老朽化が問題となっており、一部の校舎で耐震診断を行うといった対策が行われているが、今後は「県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会」で永国寺キャンパスに新たに設置することが提言された社会科学系学部の整備と併せて建物の老朽化に対処する必要がある。

観点 8-1-②： 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 14 年度から図書館と情報処理センターを統合した総合情報センターを立ち上げた。これにより、年々進む図書資料の電子化や、多種多様なデータベースへの対応が組織的に可能となった。

本学では、情報処理教育を行うために情報演習室を設置している。これはネットワークにつながっており、授業が無いときには自由に利用できる。これに加えて、学内には、学生が勉強や就職・編入学などの情報収集に利用できるパソコンが学生自習室、就職編入支援室、図書館に設置されている（資料 8-1-②-1）。

資料 8-1-②-1：パソコン設置状況

室 名	利用時間	パソコン 設置台数
就職編入支援室	8:00～22:00	1 台
学生自習室	8:00～22:00	6 台
第 1 情報演習室	平日 9:00～21:10 土・日・祝 9:00～17:00	27 台
図書館	平日 9:00～21:00 土 10:00～16:00	5 台

*第 1 情報演習室は、授業のない時間帯に利用可能

また、本学にはパソコン操作を初めて学ぶ中高年層の学生もおり、そういう学生に対応したパソコン操作の入門科目「情報処理Ⅰ」を設けており、情報処理関連科目には多くの学生が受講している（資料 8-1-②-2）。

資料 8-1-②-2：情報処理科目受講者数

(単位：人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
情報処理Ⅰ	45	54	47
情報処理Ⅱ	13	16	17
情報処理Ⅲ	6	非開講	17

*平成 22 年度については、5 月 1 日現在の受講者数

情報セキュリティ管理体制については、高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会により本学の情報処理システムの維持、管理、運営の方針を定め、運営委員会の下にある情報処理部会が情報処理システム、学内ネットワークの維持、管理、運営の業務を行っている（別添資料 8-1-②-1：高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会規程、別添資料 8-1-②-2：情報処

理部会規程)。

本学のホームページでは、シラバスや公開講座などの教育情報の提供、休講情報の掲載などを行い、学内外を問わず情報提供できる環境が整えられている。(http://www.kochi-wu.ac.jp/kjc/index.html)

【分析結果とその根拠理由】

図書館と情報処理センターを統合して総合情報センターを立ち上げ、教育・研究に関わる情報処理環境を充実して授業に有効に活用できる情報処理環境が整備されている。そして、ホームページでは教育情報の提供など学内外を問わず情報提供できる環境が整えられている。また、パソコンを初めて学ぶ学生に対応した科目なども開設し、学生が本学のICT環境を有効に活用するための取り組みが行われている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

施設・設備の運用に関する方針としては、校舎を共有している高知女子大学の定める「校舎管理規則」（別添資料 8-1-③-1）を準用している。学生や教職員、学外者はこの規則に基づいて学内の諸施設を事務局に届け出て利用することができる。

教室、体育館、テニスコート、グラウンドなどの施設やロッカーなどの設備については、運用方法を『学生便覧』に記載し学生や教職員に対して周知している。

また、図書館の利用については、「高知女子大学総合情報センター図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則」（別添資料 8-1-③-2）で利用時間等の運用方法を定め、『学生便覧』やホームページに掲載し、学生や教職員に周知している (http://www.kochi-wu.ac.jp/kjc/student_rule.html)。更に、図書館の運用方法についてわかりやすく書かれた「総合情報センター図書館利用案内」（別冊資料 8-1-③-1）を作成し、学外者への周知に役立てている。

【分析結果とその根拠理由】

学内の施設、設備については、運用方法を学生便覧等に記載しており、周知されている。図書館については、細則で運用方法を定め、学生便覧や「総合情報センター図書館利用案内」で周知を行っている。また、校舎を共有している高知女子大学の校舎管理規則等を準用して、適正な運用が行われている。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

図書館には、一般教養分野、社会科学関係の図書が収集されている。また教員研究費で購入した図書についても原則図書館に置くこととして整備されている。雑誌については経済・法律・地域・一般の各分野に分かれ、系統的に購入している。図書館は、高知女子大学と共有しているため、永国寺キャンパスにある同大学の生活科学部関係、文化学部関係の図書も収集されている。

種類別に見ると、専門図書・一般教養図書・参考図書・逐次刊行物・その他に分類されるが、特に地域資料としての高知県関係の図書に特色を持たせている。また、図書館を高知女子大学と共有しているため、女性学関連

図書も収集されている。

図書の収集としては、年2回、各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度が設けられている。新任教員に対しては、自分が専門とする図書が不十分な場合があることから、上述の推薦図書とは別に、着任の年初に推薦図書をリストアップして、学生の教育・研究環境を整えている。また、学生や教職員、その他利用者から購入希望を申し出てもらう希望図書制度も設けており、学生の多様な学習ニーズに対応できるように努めている。購入した図書は、新着図書としてホームページに掲載し、新着の推薦図書については推薦図書コーナーに配架している。(http://opac.cc.kochi-wu.ac.jp/jhkweb_JPN/service/result.asp?SID=WBR241A)

図書館の開館時間は、平日9:00～21:00(本学の授業がない日は、9:00～19:00)、土曜日が10:00～16:00となっており、閲覧座席は95席設けられている。資料の利用の仕方、文献の探し方、情報検索等への質問や相談といった利用者へのレファレンスサービスは、図書館司書資格を有する職員などがカウンターで応じている。

本学における所蔵図書等は、蔵書160,745冊、学術雑誌1,422種である(資料8-2-①-1、資料8-2-①-2)。これら以外の視聴覚資料も含め、司書資格を持つ職員が、分類・整理し、利用者への効率的な提供に務めている。

資料8-2-①-1：図書、雑誌の蔵書数

(単位：冊、タイトル)

項 目	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
図 書 (冊)	161,382	163,143	164,807	160,745
雑 誌 (タイトル)	1,497	1,500	1,500	1,422

*基準日は該当年の4月1日時点

資料8-2-①-2：図書、雑誌の新規受入数

(単位：冊、タイトル)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
図 書 (冊)	1,761	1,664	1,782
雑 誌 (タイトル)	3	0	0

インターネットを活用した新しい資料収集への取り組みの一環として、学内LANに接続した端末からデータベース等を利用するサービスの提供を行っており(資料8-2-①-3)、更に、平成21年度より電子ジャーナルの導入も始まった。

資料8-2-①-3：データベース等一覧

データベース等	内 容
ProQuest Research Library	ProQuest Information and Learning 社 が提供する学術雑誌の電子ジャーナルがパッケージ化されたサービス
GeNii	国立情報学研究所(NII)が提供する学術情報サービス
読売新聞「ヨミダス文書館」	読売新聞社が提供する新聞データベース
MAGAZINEPLUS(NICHIGAI/WEB サービス)	日外アソシエーツ提供の雑誌・論文情報データベース

図書館の利用状況は、平成 21 年度でのべ入館者数が 32,170 人、貸出人数が 3,556 人、貸出冊数が 7,688 冊となっている（資料 8-2-①-4）。

資料 8-2-①-4：図書館利用状況

(単位：人、冊)

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入館者数	38,248	36,909	35,097	32,170
貸出人数	5,527	3,125	3,156	3,556
貸出冊数	13,346	7,297	10,528	7,688

【分析結果とその根拠理由】

図書館には、教育・研究上必要な社会科学関係、高知県関係の学術資料が系統的に収集され、有効に活用されている。また併設されている高知女子大学にある生活科学部関係、文化学部関係、女性学関係の図書も収蔵されており、一般教養関係も充実している。

各教員が授業に関連する図書をリストアップする推薦図書制度を利用して、授業に関連した図書の購入に配慮するなど、学生の利便性に配慮した図書館資料の充実を図っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

車椅子での校舎の移動が可能になるよう、スロープやエレベータを設置すると共に、講義棟のエレベータには音声装置が付けられ、同じく講義棟の階段の手前に階段を示す点字ブロックが置かれている。また講義棟 1 階と学生会館 1 階に多目的トイレが設置され、講義棟の全ての男性用トイレにはスロープと手摺りが付けられ、バリアフリー化への配慮を進めている。

教室や会議室などの学内施設は、学生、教職員だけでなく、学外者も利用できるようになっており、県立大学として県民への施設の開放が行われると共に、施設の有効利用が図られている。

各教員が授業に関連する図書をリストアップする推薦図書制度を利用して、授業に関連した図書の購入に配慮している。

【改善を要する点】

建物の老朽化が問題になっている。これについては、耐震診断は行われているが、「県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会」の報告書で、永国寺キャンパスに新たに社会科学系学部を設置することが提言されており、今後これに伴う整備で対応することが予想される。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

校地面積、校舎面積は、短期大学設置基準を上回っており、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のための施設・設備が整備されている。また、バリアフリー対策として館内エレベータ、校舎入り口のスロープ、多目的トイレ等の車椅子対応トイレといった施設・設備が設置されている。館内エレベータについては、音声装置が付

けられているものがあり、また階段の手前には階段を知らせる点字ブロックを設置することで、視覚障害者への対応も行っている。

教室や会議室などの学内施設は、学生、教職員だけでなく、学外者にも利用できるようになっており、県立大学として県民に対して施設を開放すると共に、施設の有効利用が図られている。

本学の建物は、老朽化が進んでいる。その中でも比較的新しい南学舎、図書館の増築部分については、耐震診断を行っているが、今後「県立大学改革にかかる永国寺キャンパス検討会」で永国寺キャンパスに新たに設置することが提言された社会科学系学部の整備と併せて建物の老朽化に対処する必要がある。

図書館と情報処理センターを統合した総合情報センターがあり、図書資料の電子化やデータベースに組織的に対応している。また情報演習室や学生自習室、就職編入支援室、図書館にパソコンが設置され、教育・研究に関わる情報処理環境を充実して授業に有効に活用できる情報処理環境が整備されている。また、パソコンを初めて学ぶ学生に対応した科目なども開設し、学生が本学のICT環境を有効に活用するための取組みが行われている。

施設・設備については、校舎を共有している高知女子大学の校舎管理規則等を準用すると共に、図書館については高知女子大学総合情報センター図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則を定めている。これに基づいて事務局に届け出ることで、学内の諸施設を学生や教職員だけでなく、学外者も利用することができ、県民への施設の開放を行うと共に、施設の有効利用が図られている。また、施設、設備の運用方法は学生便覧等で周知し、図書館については「総合情報センター図書館利用案内」を作成して周知を行っている。

図書館は、社会科学関係、高知県関係の学術資料が系統的に収集され、教員研究費で購入した図書についても原則図書館に置くこととして整備されている。また、雑誌については、経済・法律・地域・一般の各分野に分かれて系統的に購入している。そして、併設されている高知女子大学と図書館を共用しており、生活科学部関係、文化学部関係、女性学関係の図書も収蔵され、一般教養関係も充実している。

各教員が、授業に関連する図書をリストアップする推薦図書制度、利用者から購入希望を申し出てもらう希望図書制度が設けられており、学生の利便性に配慮した図書館資料の充実を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育状況の実態を示す基礎的データ・資料である授業関係情報、及び卒業・修了等の情報は、学生課が収集し、蓄積している。また、入学試験、進学・就職に係わる情報も、学生課が収集し、蓄積している（資料 9-1-①-1）。これらの情報は、学生課で厳重に管理され、所定の期間保存される（別添資料 9-1-①-1：高知県公文書規程 第 38 条）。教員の求めに応じて情報を提供する際は、個人情報の保護に留意している。これらのデータの一部は、教授会に報告され、一部は『高知短期大学年報』として編集され、公表されている。

学生の試験答案、レポートは、担当教員及び指導教員が収集し、管理・蓄積している。

新入生アンケート、授業評価アンケート、学生の進路や満足度を調査する卒業生アンケートなどの資料は、教員組織である広報委員会、FD委員会、学生部委員会が実施し、資料を収集・蓄積している。実施の際は、成績評価へ影響しないよう、また、学生からの改善要望などの自由記述をさせる際には、記入学生が特定できないよう、配慮している。教授会やFD会議へは、個人情報に十分留意して情報が提供される。これらの集計結果の一部は、学生の個人情報を含まない形で編集され、本学『年報』で公表されている。

教員個々の教育活動の包括的な実態も、本学『年報』の形で学内外に公表されている（別冊資料 1-2-①-2『2008 年度年報』p. 30～33）。

資料 9-1-①-1：学生課が収集・蓄積・管理する教育関係資料の一覧

	資料名	整備・保存の方法	保存期間
教務	卒業証書交付簿(社会科学科、教職課程)	書類・学生課書庫	永年
	修了台帳(専攻科)	書類・学生課書庫	永年
	成績原簿(社会科学科・専攻科在学生、社会科学科・専攻科・教職課程卒業生)	書類・学生課書庫	永年
	学生の退学等身分の異動に関するもの	書類・学生課内	10 年
	卒業証明書、成績証明書発行に関するもの	書類・学生課内	5 年
入試	本学の発行する募集要項	電子データ・学生課内	5 年
	入学者の選抜に関するもの	書類・学生課内	10 年
	入学手続書類	書類・学生課内	5 年
学生支援	身上調書(社会科学科、専攻科、教職課程)	書類・学生課内	永年
	日本育英会及びその他育英団体の奨学金に関するもの	書類・学生課内	5 年
	授業料等の免除等に関するもの	書類・学生課内	5 年
	学生証等各種証明書発行に関するもの	書類・学生課内	1 年
	学生教育研究災害保険に関するもの	書類・学生課内	1 年

学生健康管理に関するもの	書類・学生課内	5年
施設の利用に関するもの	書類・学生課内	5年

【分析結果とその根拠理由】

教育にかかわる基礎資料は、学生課が収集、厳重に管理し、所定の期間保存している。情報提供の際は、個人情報保護に留意して提供している。その他の教育関連資料は、教員及び各種委員会が収集、管理、保存しており、適切に収集し蓄積している。

観点 9-1-②： 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学では、小規模校である利点を活かして、日常的に、個別にも、また委員会や教授会といった場でも、教育の質の改善に向けて意見聴取、意見交換が活発に行われ、改善に向けて常に取り組みが進められている。

教員の中から自発的に組織改革の意見が出され、実施された例としては、平成 22 年度の広報委員会設置がある。従来、社会科学科の学生募集広報活動については、学生部委員会が実施していた。しかし、学生部委員会が学生募集広報に力を入れれば、本来の職務である教育の質の向上に時間を割くことが困難になることから、教員の提案に基づき平成 22 年度に広報委員会が設置された。その結果、学生部委員会は教務に専念できる体制が整い、学生部委員会から就職支援の新たな提案が行われるようになっている。

教員同士の個別の意見交換は、日常的に行われており、教育の質の改善に結びついている。例えば、教員同士の意見交換の中から、従来学生に口頭で説明していた履修順について、よりわかりやすくするために図で示したプリントが配布されるようになったことなどである。その結果、積み上げ式の教科において、例えば民法を先にとらずに労働法をとるといった学生が少なくなっている。

また、専任教員が全体で意見を交換する機会としては、FD委員会が主催するFD会議があり、これについては観点 9-2-①で述べる。

学生と教員が接する機会も多く、学生からの意見聴取も個別に活発に行われている。多くの教員が、各自の講義系科目において、毎回学生に感想や質問を書かせ、各自改善に努めている。実際、卒業生満足度アンケートの自由記述欄には、学生と教員の距離が近いことが良い点として挙げられている。

学生からの意見聴取をする全学的な取り組みとしては、年 1 回、講義系科目について実施する授業評価アンケートがある。この集計結果は、本学『年報』に載せられ、また教員には全体の結果がFD会議で報告されるとともに、各自の担当講義のアンケート結果の詳細が個別に示される。それらを受け各教員は改善に努めている。その他、新入生アンケート（別添資料 4-2-④-1：2010 年度新入生アンケート集計結果）、卒業生就職進学アンケート（別添資料 9-1-②-1）が行われ、平成 21 年度には卒業生に対して、卒業生満足度アンケート（別添資料 9-1-②-2）も実施された。満足度アンケートで見られる就職サポートをして欲しいとの要望を受けて、社会人基礎力養成講座を開講するなど、教育の改善に活かしている。

また、学生自治会との懇談を年 2 回行い、学生大会で出された学生のニーズへの対応に努めている。

専攻科については、平成 21 年度から専攻科委員会が専攻科学生に対してアンケートを実施し（別添資料 6-1-③-1：2009 年度「専攻科についての専攻科生アンケート」）、その結果は教授会で報告され、専攻科教育の質の向上に活かされている。

【分析結果とその根拠理由】

小規模校である利点を活かして、教員同士の意見交換や意見聴取、学生からの意見聴取が、個別にも、全学的にも日常的に行われ、また組織的にも各種のアンケート調査が行われ、それらは組織改変やカリキュラムの改善に活かされるなど、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で役立てられている。

観点 9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

教育の質の向上のために、意見聴取できる学外関係者としては、高校教員、各種団体や施設、卒業生、その他の地域の人たちが挙げられる。高校教員からの意見聴取は、学生募集協力依頼のための高校訪問の際に行われる。また、毎年、県内高校教員を招いて入試説明会を実施しており、意見聴取が行われる。実際、高校側から編入学や就職といった本学の進路支援体制に関する質問や要望が出され、本学教員の中にも進路支援を重視すべきとの意向が強く、更に学生の意見も受けて、編入学、就職支援体制を強化している。また、各種団体や施設からの意見聴取も、学生募集の協力依頼や本学『年報』を配布する際に行われる。また本学には「学友会」という、卒業生、在学生、教員による自主組織があり、学長代理は学友会の理事となっている。学友会は、卒業生への働きかけなど活発に活動をしており、総会や理事会、その他を通じて卒業生の様々な意見が学長代理に伝えられている。もともと教員と学生の距離が近いと、卒業生が卒業後も本学教員を訪ねてくることがあり、個別に卒業生からの意見聴取の機会も少なくない。編入学先の大学教員と本学教員は知り合いの場合もあるため、編入学先の教員からも個別に意見を聴取することもある。これらの学外関係者から聴取される意見は、必要に応じて教授会に報告され、教育の質の向上に役立てる体制になっている。

本学は、地域と連携した教育を進めているが、そのなかで、高知県消費生活センターから講座設置協力の働きかけがあり、平成 22 年度には新しく「消費生活論」を設置するという事例も生まれており、さらに日曜市への学生出店などの取り組みを進めている「高知学」などの授業でも様々な地域の人の意見を聞いている。

また、自己評価をまとめた本学『年報』を、県議会や報道関係、各種施設に配布しており、平成 22 年度には学外者から本学『年報』に対する意見を聴取する機会を設ける予定である。

本学を含めた高知県の県立大学改革について、平成 14 年度から継続して設置者である県や県議会で検討されている。平成 16 年度には、このことに関連して、本学の教育に関する意見を聞くため、学外者による「県立大学改革と高知短期大学のあり方についての懇談会」を設置し、4 回にわたり熱心に議論をいただいた。こうした意見に基づき教授会でも活発に議論が行われている（別添資料 9-1-③-1：2005 年度高知短期大学年報 pp. 72）。

【分析結果とその根拠理由】

高校教諭、各種団体・施設、卒業生、地域の方々など、多方面から意見を聴取している。こうした意見は、「消費生活論」の新規開講や編入学・就職支援体制の充実につながっており、具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

各教員は、FD会議において指摘された点、また、授業評価アンケートの結果を受けて、質の向上を図っている。個々の教員による授業改善の取り組み事例は、資料 9-1-④-1 のとおりであり、感想用紙の導入や時事問題の解題、小テストの活用や板書の工夫などの取り組みが、活発に行われている。授業改善のために、教員が独自に授業についてのアンケートを行っている場合も多い。

資料 9-1-④-1：授業改善の取り組み事例

FD会議を踏まえた授業改善の取り組み事例

＜感想用紙の導入＞

改善事例として多かったものは感想用紙の導入である。講義科目において、学生に感想用紙などを配布して、感想や質問、意見などを書いてもらって回収することで、学生の理解度合いを把握する手段としている事例が多くあった。また、書いてもらった感想や質問に対して、講義の一定時間を割いてコメントすることで、学生の関心を引き出そうとしている事例も少なくなかった。

＜自己紹介の活用＞

演習科目では自己紹介を活用する改善事例が報告された。自己紹介を単なる形式的な儀礼としてのみとどめるのではなく、プレゼンテーションスキルを向上させるための機会として活用する事例があった。また、自己紹介を、他の学生にインタビューさせる方法で実施することで、学生同士の交流を促すきっかけとして活用する事例もあった。

＜時事問題との関連づけ＞

講義科目と演習科目の双方で、時事問題を取り上げて授業内容に対する学生の理解を深めようとの取り組み事例が目立った。講義や演習に関連のある新聞記事や社説、統計資料などを提示して解説することで、学んでいることと社会の動きとが強く関係していることを学生に意識させようとしている事例が数例あった。

＜その他＞

上記以外の事例では、講義科目で、時間中に質問の機会を数回設定するようにした事例や、一本調子ではないメリハリのある授業を行うように心がけている事例があった。演習科目では、テキストに関する学生の読解力を細かく確認するよう努力している事例があった。

授業評価アンケートを踏まえた授業改善の取り組み事例

＜板書の方法＞

講義を進めるに際して板書の書き方に関する改善事例がもっとも多かった。大きい文字で板書する、文字や図を丁寧に書く、といった点に気をつけている事例や、ノートを取りやすい板書となるようにしている事例が報告された。また、学生がノートとりに集中しすぎないようにする事例として、講義内容に優先順位をつけ、説明を聞くことを重視してほしい情報を明示する取り組みが報告された。

＜時事問題の解題＞

学生からの要望に応じて時事問題の解題を取り入れている事例も多くあった。講義の冒頭でニュースを提示して解説しつつ、それと講義内容との関連性を示している事例や、講義内容の本論に時事問題を組み込むことで学生の問題関心を引き出そうとしている事例が報告された。また、講義の性質上、海外事例の紹介が中心となる場合も、日本の事例を極力取り入れ、学生の身近な関心に引きつけて講義するよう努めている事例もあった。

＜話し方への配慮＞

その一方で、学生からの指摘を受けて話し方に配慮している改善事例もあった。早口で話してしまうことが多いことを自覚し、ゆっくり話すように心がけている事例が数件あった。そうすることで、学生の反応や関心を把握しながら話す余裕が生まれるため、単に話し方にとどまらない改善効果があると報告されている。

＜理解度合いの確認＞

いくつかの事例では、教員からの一方的な講義にならないように取り組んでいることが報告された。学生に書いてもらっている感想用紙の内容に、講義の一定時間を割いてコメントすることで、学生の関心や意見を引き出そうとしている事例、難解な講義とならないよう、重要部分は強調して学生の注意を促したり、小テストで出題している事例、小規模の講義という特性を活かして学生全員に質問しながら講義をしている事例があった。

＜教科書の扱い＞

上記以外では、教科書の扱いに関する報告があった。現在、教科書を使用していないが部分的に利用することを検討している事例がある一方で、教科書に密着しすぎているとの学生からの指摘を受けて教科書を超えて説明する方向へとシフトしている事例があった。

＊資料はFD委員会「授業改善の取り組み事例報告」（2010/6/7）からの抜粋。「授業改善の取り組み事例報告」は、専任教員から授業改善の取り組み事例について報告をうけFD委員会がまとめたもの。

【分析結果とその根拠理由】

FD会議、授業評価アンケートの結果等を受けて、感想用紙の活用や時事問題の解説に取り組むなど、各教員は教育の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的な改善を行っている。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメントには全ての教員が意識的に取り組んでいるが、組織としてはFD委員会で主体的に行われている。全学的な取り組みの基本は、年2回のFD会議、年1回の授業評価アンケートである。

FD会議は、教育の質の改善に向けて全学的に意見を交換する機会として、全専任教員が参加して行われる。これは、演習受講生の状況を把握し、各教員の演習や講義の教育方法等の報告を受けて、全専任教員で教育の質の改善へ向けて話合う場である。

FD会議での議論は、個々の教員の教育活動に活かされるとともに、カリキュラム全体の改善にも活かされている。その一例は、学生の編入学、就職支援体制を強化するカリキュラムの改善である。具体的には、平成 19

年度に「社会科学演習Ⅲ」を設置、平成 21 年度に「社会科学演習Ⅳ」を設置した。これらの強化のため、専任教員は科目負担数を、平成 21 年度から 1 コマ増加している。また、平成 20 年度に新設科目「キャリア・デザイン」を設置、平成 21 年度に科目「文章表現技法」の内容を改めた。

非常勤講師については、今年度から非常勤講師懇談会を開催し、問題点や課題を聞き取りすることになっている（別添資料 9-2-①-1：非常勤講師懇談会実施のお知らせ、別添資料 9-2-①-2：FD委員会による教授会報告資料）。

本学は、四国大学教職員能力開発ネットワーク（Shikoku Professional and Organizational Development Network in Higher Education、以下、SPODと略す）のネットワーク加盟校となっている。SPODでは、複数のFD研修が提供されており、教員に周知されている。SPODに加盟することで実現されたFD活動として、教員相互の授業見学がある。平成 20 年のSPOD立ち上げ総会に、FD委員の教員 1 名が、平成 21 年 6 月のIDE地域セミナーには、FD委員を含む 3 名が出席した。教員同士の授業見学については、本学では、平成 19 年度に試験的に実施している。またFD研修で教員による授業の相互見学が非常に効果的、との発表があった。平成 22 年度にはこれらを参考にして全学的に教員同士の授業見学を実施した（別添資料 9-2-①-3 講義見学実施のお知らせ）。

【分析結果とその根拠理由】

教員のファカルティ・ディベロップメントは、意欲的に行われている。授業評価や教育方法に関する検討がFD会議などで組織的に行われ、カリキュラムの改革にもつながり、個々の教員の意識も高まっている。教員同士の授業見学も始められており、ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

観点 9-2-②： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、助手、TAはいないため、教育支援者としては事務職員のみである。本学はSPODの提携校であるため、研修会に事務職員も参加した。平成 21 年 6 月に開かれたIDE地域セミナーには、事務職員 1 名、高知女子大所属の兼務事務職員 3 名が参加した。

また、事務職員は、学生部委員会に参加し、教員とともに学生教育の現状と問題点について議論に加わっている。しかし人事異動により大学から転出してしまうため、研修の成果が蓄積されず、大学の教育活動に十分に活かし切れているとは言えない。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員は、SPODなど学外研修への参加を積極的に行っている。また、事務職員も教員の委員会に参加するようになっており、資質の向上を図るための取り組みが適切に行われているが、人事異動により、研修の成果が蓄積できていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、小規模校の利点を活かし、日常的に教職員同士が意見交換をしており、学生や学外者からの意見も積極的に聴取する機会も多く、その結果に基づいて、積極的に改善、向上を図っている。

【改善を要する点】

事務職員の人事異動により、研修の成果が蓄積できていない。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

教育に関わる基礎資料については、学生課が、収集、厳重に管理し、所定の期間保存している。情報提供の際は、個人情報の保護に留意して提供している。その他の教育関連資料については、教員及び各種委員会が収集、管理、保存しており、適切に収集し蓄積している。

本学は、小規模であるため、教員同士の意見交換や意見聴取、学生からの意見聴取が、個別にも、全学的にも日常的に行われ、組織的にも各種のアンケート調査が行われ、それらは組織改革やカリキュラムの改善につながるなど、教育の質の向上、改善に向けて具体的且つ継続的に適切な形で活かされている。

高校教諭、各種団体・施設、卒業生、地域の方々など多方面から意見を聴取している。こうした意見は、「消費生活論」の新規開講や編入学・就職支援体制の充実につながっており、具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

F D 会議、授業評価アンケートの結果等を受けて、感想用紙の活用や時事問題の解説に取り組むなど、各教員は教育の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の改善を継続的に行っている。

教員のファカルティ・ディベロップメントは、意欲的に行われている。授業評価や教育方法に関する検討が F D 会議などで組織的に行われ、カリキュラムの改善にもつながり、個々の教員の意識を高めることに役立っている。教員同士の授業見学も始められており、ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついていると言える。

事務職員は、S P O D など学外研修への参加を積極的に行っている。また、事務職員も教員の委員会に参加するようになっており、資質の向上を図るための取り組みが適切に行われているが、人事異動により、研修の成果が蓄積できていない。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、高知県が設置する公立の短期大学であり、資産は県有財産として、大学の管理運営に必要な校地、校舎、教育研究用備品、図書類等を有し、管理は備品台帳を整備して行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、公立の短期大学であることから、教育研究活動に必要な資産は、県有財産として保有しており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、教育研究用備品、図書類等の資産を有している。

観点 10－1－②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の財務は、県の一般会計の中にあり、自主財源で不足する分は、一般財源で賄われており、収支は均衡し、教育研究を進めていくために必要な財源は、確保されている。本学の財源は、授業料、入学料、入学手数料といった「使用料及び手数料」の自主財源と、県税等による一般財源で構成されており、自主財源が予算総額の約 30% で、一般財源が残りの約 70% となっている（資料 10－1－②－1）。

自主財源の中心である「授業料、入学料、入学手数料」は、入学者が入学定員を下回る年が多いため充分ではないものの、毎年 100 名程度の入学者は確保しており、また、平成 22 年度は定員を超える入学者を確保しており、ある程度安定した収入となっている。

一方、自主財源以外は県の一般財源によって賄われているので、単年度での収支は常に均衡しており、また教育研究を進めるために必要な財源は一定確保されている。しかし、一般財源は県の厳しい財政状況により、毎年減額されているため、予算は減少傾向にある（資料 10－1－②－2）。

資料 10－1－②－1：収入の内訳（平成 20 年度決算）

(単位：千円)

	収入額	収入割合
授業料等	50,486	25.0%
入学料	8,210	4.1%
入学手数料	2,343	1.1%
一般財源	141,018	69.8%
合計	202,057	100.0%

資料 10－1－②－2：当初予算の推移

(単位：千円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
当初予算額	233, 006	210, 822	219, 001	211, 161	204, 526

この他に、外部資金として、科学研究費補助金及び受託研究費があり、科学研究費補助金については、平成 22 年度は採択件数 3 件で、2, 470 千円が交付決定された（資料 10－1－②－3）。

資料 10－1－②－3：外部資金受給状況

(単位：件、千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費	1	1, 300	1	1, 100	1	2, 080	3	2, 400	3	2, 470
受託研究費	－	－	1	800	－	－	－	－	－	－
計	1	1, 300	2	1, 900	1	2, 080	3	2, 400	3	2, 470

【分析結果とその根拠理由】

本学の財源は、授業料などの自主財源と、県税等による一般財源で構成されており、自主財源以外は県の一般財源によって賄われているので、単年度の収支は、常に均衡し、必要な財源は、一定確保されている。

自主財源で最も大きい割合を占める授業料は、平成 22 年度は定員を確保したものの、入学生が収容定員を下回る年が多いため、さらに魅力のある教育研究の提供に努めつつ、効果的な募集活動にも一層力を入れることにより、定員を確保できるように努める必要がある。

また、県の厳しい財政状況から、予算全体が抑制基調で推移しており、本学が果たしている役割と必要な予算について設置者や県民に十分理解してもらえるよう一層努力するとともに、予算のより効率的で効果的な執行と創意工夫による実施が求められる。

また、科学研究費補助金等の外部資金の更なる獲得に努めるとともに、民間企業や行政機関との連携なども視野に入れた分野への取り組みなどに努めていく必要がある。

観点 10－2－①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は、毎年度県の予算編成方針に基づき編成され、県予算として県議会で審議、議決され、本学に配分されている。

本学の予算は県庁各部の予算と同じ位置づけとなっており、予算編成に当たっては、予算委員会、教授会の議を経た後、予算要求を取りまとめ、県の財政当局と予算折衝を行っている。

最終的に、県の財政当局が大学分も含めて県予算案として調整し、県知事が県議会に提案し、県議会において審議・議決される。

決定された予算は、予算委員会、教授会に概要が報告され、詳細は全教職員が閲覧できるようにしている。

また、教員研究費については、各教員への配分の基準を予算委員会、教授会で決定し、それに基づいて配分している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算は、予算委員会、教授会の手続きを経て予算要求案が作成され、これを基に県の財政当局との折衝を行い、予算案を決定している。この予算案が、県予算案の一部として県議会に県知事から提案され、県議会で審議、議決をされている。また、教員研究費についても予算委員会、教授会で配分額の決定がなされる。このように、予算の要求段階から各教員への配分まで、関係者の参加と明示の下に行われ、また県予算として県民にも公表されている。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

大学運営に必要な財源は、授業料等の自主財源と一般財源で賄われているため、収入と支出は常に均衡している。

歳出割合を見ると、人件費率が約8割となっている。また、県の厳しい財政状況を反映して、予算全体が抑制基調で推移している（資料 10－2－②－1）。

資料 10－2－②－1：支出の内訳（各年度当初予算）

（単位：千円）

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
教 職 員 人件費	184,338	79.1%	164,573	78.1%	177,144	80.9%	170,287	80.6%	160,061	78.3%
非 常 勤 講 師 等 経 費	13,604	5.8%	12,918	6.1%	13,500	6.2%	13,350	6.3%	12,985	6.3%
そ の 他 の 管 理 運 営 費	13,920	6.0%	12,460	5.9%	9,900	4.5%	9,230	4.4%	12,717	6.2%
教 員 研 究 費	11,704	5.0%	11,431	5.4%	9,698	4.4%	9,866	4.7%	10,349	5.1%
実 験 実 習 費	9,440	4.1%	9,440	4.5%	8,759	4.0%	8,428	4.0%	8,414	4.1%
計	233,006	100.0%	210,822	100.0%	219,001	100.0%	211,161	100.0%	204,526	100.0%

【分析結果とその根拠理由】

大学運営に必要な財源は、授業料等の自主財源と一般財源で賄われているため、各年度における収支は均衡している。しかし、県の厳しい財政状況で予算全体が抑制基調で推移している。

観点 10－2－③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

県予算全体が抑制基調で推移している中で、学生教育費は、一人当たりの予算単価を概ね維持し、また教員研究費もその水準を大きく落とさないように対応している（資料 10－2－②－1）。

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の予算が減少している中で、短期大学の目的の達成のために、学生教育費は、1人当たりの予算単価を概ね維持し、教員研究費もその水準を大きく落とすことのないよう適切な配分に努めているが、年々厳しい予算となってきた。

観点 10－3－①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

【分析結果とその根拠理由】

公会計のため該当なし。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、毎年度、県の監査委員の監査が実施され、決算は県議会で審議、認定され、公表されている（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/teiki.html>）。また、地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく公認会計士等による包括外部監査も適宜行われ、結果は公表されている（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/gyousei.html>）。

さらに、県の会計管理局による会計事務の検査が行われ、書類審査が行われている。

なお、本学の決算の概要は予算委員会、教授会に報告されており、教職員に周知している。

【分析結果とその根拠理由】

監査委員による監査、会計事務検査が定期的に行われ、また、包括外部監査も必要に応じて行われるなど、多面的な会計監査がなされていることから、財務に対しては、地方自治法等に基づき適切な監査等が行われていると言える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

なし。

【改善を要する点】

授業料等の自主財源の収入は、さらに魅力のある教育研究の提供に努めつつ、効果的な学生の募集活動にも一層力を入れることにより、定員を確保できるように努める必要がある。

県の一般財源で賄われる収入は、設置者である高知県の財政状況が極めて厳しく、今後もこの状況は続くと思込まれるので、本学が果たしている役割と必要な予算について設置者や県民に十分理解してもらえるよう一層努力していくことが必要となっている。

また、外部資金による教育研究費のさらなる獲得に積極的に取り組む必要がある。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、公立の短期大学であることから、教育研究活動に必要な資産は県有財産として保有しており、教育研究活動を安定して遂行するために必要な基盤を有している。また、本学の財務は県の一般会計の中にあり、自主財源で不足する分は一般財源で賄われており、収支は均衡し、教育研究を進めていくために必要な財源が確保されている。自主財源で最も大きい割合を占める授業料は、平成 22 年度は定員を確保したものの、入学生が収容定員を下回る年が多いため、さらに魅力のある教育研究の提供に努めつつ、効果的な学生の募集活動にも一層力を入れることにより、定員を確保できるように努める必要がある。また、県の厳しい財政状況から、予算全体が抑制・削減で推移しており、本学が果たしている役割と必要な予算について設置者や県民に十分理解してもらえるよう一層努力するとともに、予算のより効率的で効果的な執行と創意工夫による実施が求められる。さらに科学研究費補助金等の外部資金の更なる獲得に努めるとともに、民間企業や行政機関との連携なども視野に入れた分野への取り組みなどに努めていく必要がある。

予算及び決算は、県が設置した公立の短期大学であることから、地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。本学の予算委員会、教授会の手続きを経て予算要求案が作成され、これを基に県の財政当局との折衝を行い、予算案を決定している。この予算案が県予算案の一部として県議会に県知事から提案され、県議会で審議、議決をされている。また、教員研究費についても予算委員会、教授会で配分額の決定がなされる。このように、予算の要求段階から各教員への配分まで関係者の参加と明示の下に行われ、また県予算として県民にも公表されている。

各年度における収支は均衡しているが、県の厳しい財政状況の下で支出の抑制が続いている。その中でも短期大学の目的の達成のために、学生教育費は、1 人当たりの予算単価を概ね維持し、また教員研究費もその水準を大きく落とすことのないよう適切な配分に努めている。

監査委員による監査、会計事務検査が定期的に行われ、また包括外部監査も必要に応じて行われるなど、多面的な会計監査がなされていることから、財務に対しては地方自治法等に基づき適切な監査等が行われていると言える。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学は、高知県を設置者とする公立の短期大学であり、行政上の組織として、学長を所属長として、学長代理、学生部長、総合情報センター長、事務局長、事務局次長を管理・監督者として構成している（資料 11-1-①-1）。

資料 11-1-①-1 管理運営体制（高知県行政組織規則）

職	職 務
学長	大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
学長代理	学長を補佐する。
事務局長	学長を補佐し、大学の事務を統括掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
学生部長	学長の命を受け、学生部の部務を掌理する。
総合情報センター長	学長の命を受け、総合情報センターの業務を掌理する。

本学の意味決定機関として教授会を置き（資料 2-2-①-1：教授会の組織等（高知短期大学学則第 6 章））、さらに、委員会設置規程により、資料 11-1-①-2 のように各種委員会を置いている（別添資料 11-1-①-1：高知短期大学委員会設置規程、別添資料 11-1-①-2：各委員会規程）。各種委員会で協議した事項で必要な事項については、教授会に報告され十分な審議がつくされる。

資料 11-1-①-2：委員会の一覧

① 予算委員会	⑥ 将来構想委員会	⑪ 自己評価委員会
② 学生部委員会	⑦ 地域貢献委員会	⑫ FD委員会
③ 専攻科委員会	⑧ 総合情報センター運営委員会	⑬ 社会科学会運営委員会
④ 広報委員会	⑨ 倫理・人権委員会	
⑤ 入試委員会	⑩ 国際交流委員会	

事務組織は、事務局長の下に大学改革に関する事務を所掌する改革推進室、庶務、財務、企画広報、地域貢献等を所掌する総務企画課、教務事務や入試事務、学生の福利厚生等を所掌する学生課、図書館業務と大学の情報システムを所掌する図書情報課を置いている。しかし、高知女子大学との兼務体制になっていることもあり、遂行できる事務は必要最小限のものに限られる。また、県の人事異動により 3、4 年で異動となるため、専門的知

識を備えたプロフェッショナルが育ちにくい。

危機管理については、「高知短期大学危機管理規程」(別添資料 11-1-①-3)を設け、危機が発生したときは、学長を本部長とし、学長代理を副本部長、部局長を本部員とする危機対策本部を設置することとしている。また、地震発生時の「東南海・南海地震防災規程」(別添資料 11-1-①-4)、火災に対しての「防火対策規程」(別添資料 11-1-①-5)は、併設校である高知女子大学と共通の規程により、地震や火災の発生に対しての対応力の向上を図っている。また、職員倫理については、「高知県職員倫理条例」(別添資料 11-1-①-6)が定められ、大学の業務を行うに当たっての県民の信頼の確保に努めている。

これらに加え、ハラスメントの防止等に関する規程等(別添資料 7-3-①-1:ハラスメント防止関連規程)や「高知県立高知短期大学における公的研究費の不正防止計画」(別添資料 11-1-①-7)などを定めており、大学のリスク対応力の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学長の下、学長代理を中心に各組織はそれぞれに機能と役割を果たし、全体として管理運営のための組織及び事務組織には必要な人員を配置している。特に教授会では十分な議論が行われ、全学的な取り組みの体制を作っている。しかし、事務職員数は必要最小限であり、高知女子大学事務職員を兼務しており、遂行できる事務は限られている。また人事異動があるため、大学のスタッフとして専門的知識を備えたプロフェッショナルが育ちにくい状況にある。

危機管理の体制や地震、防災に関する規程が整備され、ハラスメント防止や公的研究費の不正防止の取り組みも行われており、大学のリスクに対応する体制は整備されている。

観点 11-1-②: 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

本学では、学長を補佐する学長代理が、概ね月に2回開かれる教授会の意見をとりまとめることにより、効果的な意思決定を行っている。また効率的な検討と業務執行を行うため、教授会の下に各種委員会が設置されている。各委員会は、委員会での検討結果を教授会に報告・提案し、教授会での審議・決定を踏まえて業務を遂行している。また、重点的に取り組む必要がある案件については、個別にワーキンググループを設置して協議、検討を進めている(資料 11-1-②-1)。

資料 11-1-②-1 ワーキンググループ一覧

バリアフリーワーキンググループ
認証評価ワーキンググループ
法人化ワーキンググループ

教授会の議事録は、教員が持ち回りで作成され、その内容は改めて教授会で確認される。

【分析結果とその根拠理由】

学長が効果的な意思決定を行うため、学長代理が教授会の意見をとりまとめている。また教授会の下に設置された委員会が検討を進め、その報告・提案に基づき、教授会で審議・決定が行われる。また重点的な取組事項に

については、ワーキンググループを設置し迅速な対応に努めている。

観点 11－1－③： 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生に関しては、毎年新入生アンケートや卒業時のアンケート調査を実施し、その結果は教授会に報告されている。また、年に2回程度、学生自治会の代表と話し合いを行って要望を把握し、対応を検討するほか、学生部委員会を中心に日常的に学生の状況把握、学生各団体との連絡・調整等を進めている。この他にも学生・卒業生による自主的な組織として「高知短期大学学友会」があり、理事会や総会のみならず、様々な場面で学友会会員から意見や要望を聞く機会を持っている。

また、地域と連携した授業の取り組みや、学生募集の際の県内高校や各種団体への訪問などを通じて、学外関係者のニーズを把握し、大学運営に活かしている。その他、平成17年度には、大学のあり方、改革に関して「高知短期大学のあり方についての懇談会」を設置し学外からの意見を聞く機会を持った。

教職員は、教授会や各種委員会などで自由に意見を述べる機会があり、特に教授会は毎回活発な意見交換がされている。事務職員は、目標設定制度の面談などで、上司と意見交換・情報共有できる機会が年に数回設けられている。

【分析結果とその根拠理由】

学生、卒業生のニーズや意見は、アンケートや自治会との話し合いなど多様な方法で把握され、教職員の意見は大学内の各種会議等で把握されている。また学外関係者からも様々な方面から意見聴取の機会があり、これらは適切な形で管理運営に反映されている。

観点 11－1－④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 11－1－⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員の資質向上のために、県による事務職員のキャリアに応じた育成研修、自己啓発研修への参加や学内での人権研修や健康管理研修の開催、図書館関係の研修への参加などに取り組んでいる。また、平成20年度より、愛媛大学が代表校となって四国の各大学が参加している「戦略的大学連携支援事業」の『「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」による大学の教育力向上」事業の加盟校として、SDプログラムに参加して研修を行っている（別添資料11－1－⑤－1：平成21年度事務職員研修参加状況、別添資料11－1－⑤－2：2009

年度SPOD研修案内)。

更に、事務職員は、目標設定に関する取り組みと人事考課、評価制度を踏まえた昇給制度が導入されており、職員の人事上の処遇について、人事評価に基づく措置が行われている（別添資料 11-1-⑤-3：目標設定、人事考課、昇給制度の概要資料）。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員の育成研修・自己啓発研修や、図書館関係の研修、四国地区大学教職員能力開発ネットワークの研修に参加させることにより、事務職員の資質向上に取り組んでいる。また、事務職員は、目標設定制度と人事考課が実施され、人事考課に基づく昇給などの措置も行われており、成果・能力に応じた措置が行われる人事制度が導入されている。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとき、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の学則第 1 条に定められた目的に沿った形で、本学の管理運営体制が高知県行政組織規則に定められている（資料 11-1-①-1）。

本学の教員にかかる役職員の選考及び教員の採用の方法については、資料 11-2-①-1 のとおり学内諸規程（別添資料 11-2-①-1：役職員の選考等の規程、別添資料 3-2-①-1：採用・昇任に関する規程）で定められており、教授会の構成及び審議事項については学則第 24 条～第 27 条に定められている（資料 2-2-①-1：教授会の組織等（高知短期大学学則第 6 章））。

資料 11-2-①-1：役職員の選考、採用に関する規程

役職員の選考等の規程	高知女子大学長及び高知短期大学学長選考規程 高知短期大学学長代理選考規程 高知短期大学学生部長選考規程
採用・昇任に関する規程	教授、准教授及び講師の選考（採用・昇任）に関する基準 高知短期大学教員採用に関する手続規程 高知短期大学教授昇任に関する手続規程

また、各構成員の責務については高知県行政組織規則で各職の職務を明らかにしているほか、事務局各課室の分掌事務についても、「高知県行政組織規則」（別添資料 11-2-①-2）で定めている。各委員会の責務についても「高知短期大学委員会設置規程」（別添資料 11-1-①-1）で定められている。

【分析結果とその根拠理由】

学則で定められた目的に沿って、「高知県行政組織規則」により本学の管理運営に関する分掌事務が規定されている。また、組織の長の選考、教員の採用、教授会の組織及び権限、委員会の責務については学内諸規程により明確に定められている。

観点 11－2－②： 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

『高知短期大学年報』には大学組織と運営、学生教育に関する現状と課題、教員の研究・研修活動、社会活動・地域貢献活動、学生及び関連諸団体の活動を様々な情報が掲載され、教職員に配布される。

また、本学の主要な活動は全て教授会に報告され、教授会議事録に記録されるとともに関連文書が議事録に添付され保管されている。本学の活動データが網羅された教授会議事録は教員に配布されており、また過去のものを含め教職員が閲覧し、活用できるようになっている。

さらに、本学のホームページには、短期大学紹介、教育・研究、地域連携、図書館等についての情報が掲載され、広く利用できるとともに、教職員用には規程・様式集などが掲載され、教職員がいつでも利用できるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の基本データは、収集・蓄積され、本学『年報』に掲載して教職員に配布される。また、本学の主な活動データは教授会の議事録に網羅されており、教職員はこれを閲覧、活用できる体制になっている。ホームページには、様々な情報を掲載しており、教職員用ページの情報は教職員がいつでも利用できるようになっている。

観点 11－3－①： 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

昭和 63 年度以来、本学『年報』を発行し、本学の教育研究活動の概要を公表してきたが、平成 16 年度からは本学『年報』を自己評価に向けて積極的に位置づけ、従来の「年報編集委員会」を「自己評価委員会」と改組した。さらに平成 21 年度からは副題を自己点検・評価書とし、内容も自己評価の視点を意識的に取り入れたものとしている。

また、年 2 回、全教員参加の「教育研究検討会議」を開催し、年度末の会議では各委員会活動を中心に年間活動の総括を行うとともに、課題を明らかにし、その内容を本学『年報』に掲載している。本学『年報』は公立短期大学のほか、県内の大学、高等学校、市町村、図書館など諸団体に送付して公開しているほか、平成 19 年度分からホームページにも掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、全教員参加の「教育研究検討会議」において自己点検・評価を行い、その結果を本学『年報』にまとめ、学内だけでなく諸団体に送付するほか、ホームページにも掲載して広く公開している。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価の結果について外部の意見を聞く機会を特別には設けてはいなかったが、今年度は自己点検・評価書としてまとめた本学『年報』について、外部者の意見を聞く機会を設ける計画である。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価に対する外部の意見を聞く機会を特別には設けていなかったが、今年度は、外部者の意見を聞く機会を設ける計画であり、外部者による継続的な検証の仕組みを整備することが今後の課題である。

観点 11－3－③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

年度途中の教育研究検討会議における中間的な総括のための議論は、年度後半の活動に活かされ、年度末の教育研究検討会議における年間活動の総括、自己点検・評価は、翌年度第 1 回教授会における学長代理による課題の提起に反映されるとともに、各委員会の年間活動方針にフィードバックされる。

教育研究検討会議と本学『年報』の作成の際には、各委員会がそれぞれの担当分野について、総括案を示し、全体の議論を踏まえて、課題と改善点などを含めたまとめを作成しており、それらは翌年度の委員会にフィードバックされる。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究検討会議における自己点検・評価の結果は、教授会及び委員会活動にフィードバックされ、翌年度の活動のための改善につなげている。

観点 11－3－④： 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

大学における教育研究活動の状況やその活動成果に関する情報は本学『年報』で公表するとともに、平成 19 年度分からホームページで公開している。その他、公開講座、公開講義、講演会、教員紹介などの情報は、ホームページなどで積極的に広報している。

【分析結果とその根拠理由】

大学における教育研究活動の状況や、その活動結果に関する情報を本学『年報』などの印刷物やホームページで積極的に発信するよう取り組んでいる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学長の下に、学長代理を中心に管理組織が配置されており、規程に基づいて運営され、教授会では十分な議論を行い、全学で取り組む体制を作っている。

【改善を要する点】

事務職員は高知女子大学と兼務となっており、また人事異動があるため、大学のスタッフとしての専門的知識を備えたプロフェッショナルが育ちにくい状況にあり、改善が求められる。

自己点検・評価の外部者による検証の継続的な仕組みを整備することが、今後の課題となっている。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

学長の下、学長代理を中心に各組織はそれぞれに機能と役割を果たし、全体として管理運営のための組織及び事務組織には必要な人員を配置している。特に教授会では十分な議論が行われ、全学的な取り組みの体制を作っている。しかし、事務職員数は必要最小限であり、高知女子大学事務職員を兼務しており、遂行できる事務は限られている。また人事異動があるため、大学のスタッフとして専門的知識を備えたプロフェッショナルが育ちにくい状況にある。危機管理の体制や地震、防災に関する規程が整備され、ハラスメント防止や公的研究費の不正防止の取り組みも適切に行われている。

学長代理が教授会の意見を取りまとめる形で効果的な意思決定を行っており、重点的取組事項については、ワーキンググループを設置し迅速な対応に努めている。学生、卒業生のニーズや意見はアンケートなど多様な方法で把握され、教職員の意見は学内の諸会議で把握されている。また学外関係者からも様々な方面からの意見聴取の機会があり、これらは適切な形で管理運営に反映されている。

事務職員は、自己啓発研修などへの参加により、事務職員の資質向上に取り組んでおり、目標設定制度と人事考課が実施され、人事考課に基づく昇給などの措置も行われ、成果・能力を反映する人事制度が導入されている。

学則で定められた目的に沿って、「高知県行政組織規則」により本学の管理運営に関する分掌事務が規定され、組織の長の選考、教員の採用、教授会の組織及び権限、委員会の責務については学内諸規程により明確に定められている。大学の基本データは収集・蓄積され、適切に管理され、基本情報が掲載されている『高知短期大学年報』や教授会議事録は教職員が活用できる体制になっている。こうした情報に基づいて全教員参加の教育研究検討会議において自己点検・評価が行われ、その結果は本学『年報』に掲載されている。本学『年報』は学内だけでなく諸団体に送付され、ホームページ上で広く公開されている。今年度、自己点検・評価に対する外部者からの意見を聞く機会を設ける計画であるが、外部者による継続的な検証の仕組みを整備することが今後の課題である。また本学の教育研究活動は『年報』やホームページを通じて積極的に発信するよう取り組んでいる。